

弾劾裁判所報 1998年号

◆ 目 次 ◆

○ 裁判官弾劾制度の有する意義	藤田 教稔	1
○ 裁判官弾劾制度五十周年記念行事実施報告 アメリカ合衆国の弾劾制度及び連邦裁判官懲戒 罷免制度に関する海外出張調査について	網島 公彦	11
○ アメリカにおける裁判官弾劾制度の新傾向 －ヘイスティングス裁判官事件に関する司法判断の分析－	土屋 孝次	46
○ 民事訴訟法改正に伴う裁判官弾劾裁判所規則の改正について	鈴木 友慈	61
○ 裁判官弾劾裁判所年表		72



平成9年11月20日憲政記念館で行われた裁判官弾劾制度五十周年記念式典の様子

裁判官弾劾制度の有する意義

事務局長 藤田 教 稔

裁判官弾劾制度の五十周年を祝う記念式典が、平成9年11月20日、衆議院・参議院の正副議長、内閣総理大臣、最高裁判所長官、日本弁護士連合会会長等を招いて、憲政記念館において開催された。

そもそも、この弾劾制度は、中世イギリスの制度を起源とし、それがアメリカ合衆国に承継されて発展したものである。我が国の憲法もこれを採用し、昭和22年11月20日に裁判官弾劾法が公布・施行され、平成9年で半世紀を迎えた。その間、社会情勢は大きく変化している。特に、最近のいわゆるバブル経済の崩壊による経済情勢の変化や、国際情勢の変化等には著しいものがあり、それに伴って、人々の価値観も変革を求められ、急激に多様化、相対化の方向へ進んでいる。司法も、社会における人間の営みから生ずる紛争の解決を目的とする以上、これらの社会情勢の変化の影響を受けないわけにはいかない。裁判官弾劾制度もまた、司法を取り巻く情勢の変化に対応して機能するものである以上、この制度にとっても、節目となる時期といえよう。

この50年間には、6名の裁判官の罷免訴追の弾劾裁判があつて、そのうち4名が罷免判決を受けた。ちなみに、アメリカ合衆国では、今日までの120年間に7名の連邦裁判官が罷免されている。我が国の弾劾裁判は、昭和61年の資格回復の裁判以降、現在まで12年間、開かれていない。しかしながら、国民は、現在の司法や裁判官の在り方に満足しているのではない。国民からの訴追請求件数は、50年間で7,711件、この12年間だけでも2,316件もあつて、増加の傾向にある。これは、むしろ、国民の司法と裁判官弾劾制度に寄せる期待の現れとみることもできよう。

翻って考えると、裁判官弾劾制度は、司法の独立と尊厳の維持、裁判官の職務の公正と安定、そして、国民の公平な裁判を受ける権利と公務員罷免権による不適格な裁判官の排除といった矛盾、相剋する要請を調和するものである。また、この制度は、三権の抑制と均衡の理念を実現するため、国会に付与された、司法に対する抑制手段としての意義を有するとともに、国民の代表として選出された両院議員から構成される裁判官弾劾裁判所によって、間接的ではあるが、司法を民主的にコントロールするという意義をも有している。さらにまた、現に在任する2,900余名の裁判官の非違行為を事前に抑制するものであり、裁判官の規律・倫理の維持向上に貢献している。裁判官弾劾裁判所は裁判官の地位を守る最後の砦でもあり、この制度をもって、裁判官の身分保障制度の一環であると位置づけることも可能である。

私たちは、この50年を一つの節目として、このような裁判官弾劾制度の有する意義を再確認するとともに、社会情勢の変化にも適合した弾劾裁判を遂行できるように、平素から、司法制度や弾劾制度の調査、研究、及び弾劾裁判実務に関する研鑽を積み重ねる等十分な準備をし、国民の負託に応えなければならない。

裁判官弾劾制度五十周年

記念行事実施報告

はじめに

裁判官弾劾制度は、昭和21年（1946年）11月3日に公布され、翌22年5月3日に施行された「日本国憲法」に基づき、同22年11月20日に「裁判官弾劾法」が公布、施行されることによって、我が国に初めて創設された。以来、同制度は、数次の裁判官弾劾法改正等によって充実伸展しつつ、平成9年11月20日をもって、制度創設五十周年を迎えた。そこで、この日を期して各種の記念行事を実施し、裁判官弾劾制度についての国民の理解と認識を一層深めるとともに、先人の業績を偲び、もって裁判官弾劾制度のますますの充実、発展を期することとした。

記念行事は、裁判官弾劾裁判所と裁判官訴追委員会とが共同して主催することとした。平成6年4月頃から裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の両事務局で記念行事についての準備を開始し、その後、同年8月5日を第1回とする両事務局合同会議やこの合同会議で設置された広報・式典部会及び出版部会等で慎重に検討、討議を重ね、翌7年10月ころまでには具体的な記念行事計画を策定した。

最終的には、主に、(1)記念式典・祝賀会の開催、(2)記念出版物の刊行、(3)記念座談会の開催、(4)裁判官弾劾制度に関する広報活動を行うこととした。これらの記念行事の実施状況は次のとおりである。

■ 1 記念式典・祝賀会の開催 ■

記念式典は、平成9年11月20日（木）午後2時から憲政記念館講堂にて厳かに開催された。

まず、中山正暉裁判官弾劾裁判所裁判長及び谷川和穂裁判官訴追委員会委員長の式辞に引き続き順次、伊藤宗一郎衆議院議長、斎藤十朗参議院議長、橋本龍太郎内閣総理大臣（額賀福志郎

内閣官房副長官代読）、山口繁最高裁判所長官及び鬼迫明夫日本弁護士連合会会長からのご祝辞があった（式辞及び祝辞については、本文末尾に掲載する）。式典は、午後2時30分に終了した。

記念式典に引き続き、憲政記念館の会議



室において記念祝賀会が開催された。まず、板垣正裁判官訴追委員会第一代理委員長から挨拶と乾杯の提議があつて、次いで懇談に入った。

同記念祝賀会は、午後3時40分頃終了した。

■ 2 記念出版物の刊行 ■

記念出版物として「裁判官弾劾制度の五十年」を平成9年11月に刊行した。

同書は、裁判官弾劾制度の創設期からの50年間の歩みを記したもので、制度創設の経緯、法改正の経緯、訴追請求・罷免事件・資格回復事件等の制度の運用状況や、実際に裁判等に関わった方々の回顧録等を載せている。憲法学、比較法学等各分野を代表される研究者の論文や平成8年度に弾劾裁判所、訴追委員会各事務局職員をアメリカ合衆国に派遣して調査した事項の報告も掲載し、学術的にも価値ある出版物となった。

■ 3 記念座談会の開催 ■

平成9年7月22日（火）午後2時30分から裁判官弾劾裁判所合議室において開催された。

出席者は、司会の駿河台大学教授竹下守夫氏、京都大学教授佐藤幸治氏、元名古屋高等裁判所長官勝見嘉美氏、弁護士鳥生忠佑氏、NHK解説委員若林誠一氏、裁判官弾劾裁判所事務局長藤田教稔及び裁判官訴追委員会事務局長濱井一夫であった。

座談会では、弾劾制度に関する多くの論題について出席者から活発に多数の意見が述べられ、記念座談会に相応しい有意義なものとなった。

座談会は、午後5時頃終了し、その後出席者に裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会両事務局職員が加わり懇談会が行われた。

この座談会の模様については、法律雑誌「ジュリスト」（1997年11月15日号、No.1123, 54頁以下）に掲載された。

■ 4 裁判官弾劾制度に関する広報活動 ■

広報活動としては、主にテレビ、新聞等いわゆるマスコミに対する広報活動並びに記念出版物及び前掲のジュリストの関係機関等への頒布を行った。

特に、マスコミに対する広報活動としては、弾劾裁判所及び訴追委員会の担当者が国会記者クラブ、司法記者クラブに対して事前に裁判官弾劾制度、記念式典・祝賀会等についてブリーフィング、資料配付、意見聴取等をした。また、式典・祝賀会会場内にマスコミ席を設置し、取材活動に対する万全の準備を整えた。

式典の様子は、NHKのニュース、新聞等で報道され、また、式典当日の朝のNHKのニュース番組のなかで裁判官弾劾制度に関する解説がなされた。

なお、記念切手の発行を郵政省に申請したが、実施には至らなかった。

式辞及び祝辞

■ 裁判官弾劾裁判所裁判長式辞 ■

本日、ここに各界を代表される方々のご臨席をいただき、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会共催による裁判官弾劾制度五十周年記念式典を開催することができましたことは、私のこの上ない喜びであります。

我が国の裁判官弾劾制度は、昭和22年5月3日に施行された日本国憲法によって初めて採用され、同年11月20日の裁判官弾劾法の公布、施行により、弾劾裁判所及び訴追委員会がその最初の一步を踏み出して以来、本日を持ちまして50年が経過し、ここに大きな節目を迎えるに至りました。

改めて申し上げるまでもなく、司法権の独立の保障は、近代立憲国家の基盤をなす原理であり、その貫徹のためには、裁判官の身分は高度に保障されなければなりません。しかしまた、裁判官のこの地位は、主権者たる国民の信託に基づくものであり、裁判官は、常に高い倫理を保ち、公平かつ厳正にその権限を行使しなければならないのであって、万が一その任に背いた裁判官があるときには、主権者たる国民の意思に基づいて、これを罷免し、もって司法の尊厳と司法に対する国民の信頼を回復せしめねばなりません。その任を託されたのが、国民を代表する衆参両議院の議員により構成される裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会であります。

幸い我が国の裁判官は、世界的にみても極めて高い倫理を保たれ、国民の信頼も厚く、制度発足以来、弾劾裁判はわずかに6件を数えるのみであります。弾劾裁判所は、それらの審理の中で、裁判の公正を保つため高度の倫理性を求められ、しかし、法服の中に閉じこもり世間から隔絶した存在となってはならないという相克を抱える裁判官の立場に深い理解を示しつつ、司法の尊厳と国民の司法に対する信頼を維持するため厳正にその職務を遂行し、4名の裁判官について罷免の判決を宣告いたしました。

鬼丸義齊初代弾劾裁判所裁判長は、昭和23年9月6日、歴史的な第1回目の弾劾裁判の冒頭において、「裁判官として不適格と認められる者に対しては、断固罷免の判決をもって臨むが、いまだその適格性を失わない裁判官に対しては、逆に不罷免の判決によって当該裁判官の身分を保障しなければならないのが、弾劾裁判所の使命である。」との所信を表明しております。これは、まさに裁判官弾劾制度の基本原則を言い当てたものであります。裁判官の身分保障の要請と司法に対する主権者たる国民による民主的統制の要請とは、時として、相互に緊張関係を孕むものであります。裁判官弾劾裁判所に期待されている役割は、この二つの要請の適切な調和点を見出すことに他なりません。

今日、社会の様々な分野において、既存の制度が時代の要請に十分対応できなくなっていることが指摘され、大きな変革を求められております。今後、このような社会情勢を如実に反映する複雑で困難な紛争が多数裁判所に持ち込まれることが予

想されます。司法に対する国民の期待と関心は一層高まり、一人一人の裁判官に向けられる国民の眼差しも、より厳しいものとなってくるでしょう。そのような中で、裁判官の身分保障の要請と、司法に対する主権者たる国民による民主的統制の要請との適切な調和を図るといふこの制度に課せられた責務もまた、より重要かつ困難なものとなるでしょう。

私どもは、ここに新たな半世紀の歩みを踏み出すにあたり、改めてこの制度の本旨に思いを致し、その職責を果たすため力を尽くすことをお誓い申し上げますとともに、皆まさにおかれましても、本制度に対して深いご理解を賜わり、より一層のご援助をお願い申し上げます次第であります。

以上をもちまして、私の式辞といたします。

平成9年11月20日

裁判官弾劾裁判所裁判長 中山正暉

■ 裁判官訴追委員会委員長式辞 ■

本日、ここに、各界を代表する方々をはじめ、裁判官弾劾制度の運用に御協力くださっている皆様方の御来臨を賜り、本制度五十周年記念式典を挙行することができますことは、私の大きな慶びとするところであり、裁判官訴追委員会を代表して、厚く御礼を申し上げます。

我が日本国憲法は、最高裁判所以下の裁判所に対し、いわゆる法の番人としての役割を託し、違憲立法審査権をはじめ、一切の法律上の争訟を最終的に解決する権限を賦与するとともに、裁判官による職権の独立行使と、その身分を特別に保障する一方、このように強力な権限と身分保障を有する裁判官に対する民主的統制の手段として、公の弾劾により不適格な裁判官を罷免する裁判官弾劾制度を設けたのであります。

衆、参両院の国会議員で組織される裁判官訴追委員会は、昭和22年11月20日の制度発足以来今日まで、裁判官弾劾制度の一翼を担い、裁判の公正と司法の尊厳を守るため、これらを著しく損なうような裁判官が無いかどうか、見守ってまいりました。

我が国の裁判官は高い職業倫理を保持しており、今日までに罷免の訴追にまで至ったものは6件にとどまるのでありますが、裁判官訴追委員会には、毎年、国民から多数の訴追請求が寄せられており、中には、調査、審議に難渋を来たしたり、訴追すべきかどうか判断に迷うような難しい事案もございました。

もとより、司法の公正と威信の維持は、まずは裁判所及び個々の裁判官自身が心掛けるべき事柄ではありますが、裁判官訴追委員会においても、それを願い、独自の立場から、今後とも、司法権の独立尊重の立場を堅持しつつ、国民から託された任務を遂行してまいる所存でございますので、どうか引き続き御支援くださいますようお願い申し上げます。私の式辞といたします。

平成9年11月20日

裁判官訴追委員会委員長 谷川和穂

■ 衆議院議長祝辞 ■

本日ここに、裁判官弾劾制度五十周年記念式典が開催されるにあたり、衆議院を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

裁判官弾劾制度は、公務員の罷免権を国民固有の権利とする国民主権の理念に基づき、司法権の尊厳と独立の維持を目的として、日本国憲法のもとに初めて設けられました画期的な制度であります。本日この日をもって創設50周年を迎えたわけですが、本制度の意義は誠に大なるものがあると申さねばなりません。

このような重要な制度の運営に当たられる裁判官弾劾裁判所並びに裁判官訴追委員会の両機関が、過去半世紀の長きにわたり国民の信託に応え、その使命を果たされた功績は顕著であり、ここに歴代の裁判長、訴追委員長、裁判員、訴追委員の各位が職責の遂行に払われたご努力に対しまして、深甚なる敬意と感謝の意を表するものであります。

今日、我が国の社会経済情勢の変化は著しく、国民の意識・価値観も多様化して参りました。それに伴い、国民の司法に対する要請、期待というものが益々高まっており、裁判官訴追委員会への訴追請求が年をおうごとに増加していることは、まさに司法への国民の関心の高さの現われと申せましょう。

そのような中であって、司法権の独立の堅持あるいは裁判官の身分保障の要請と主権者たる国民による民主的な要請との適切な調和を図っていかなければならない本制度の責務はいよいよ重く、その充実発展が強く求められております。

制度創設50周年という節目の年にあたり、裁判官弾劾裁判所並びに裁判官訴追委員会の関係各位におかれましては、この意義ある式典を契機として、本制度の更なる発展のため、なお一層のご尽力をお願い申し上げます。私のお祝いの言葉といたします。

平成9年11月20日

衆議院議長

伊藤 宗一郎

■ 参議院議長祝辞 ■

本日ここに、裁判官弾劾制度五十周年記念式典が、盛会のうちに開催されましたことを、参議院を代表して心からお祝い申し上げます。

今からちょうど50年前に施行された日本国憲法は、司法権の独立と裁判官の身分保障を明確に定め、すべての裁判官はその良心に従い、憲法及び法律にのみ拘束され、公の弾劾によらなければ罷免されないものと規定いたしました。

そして、これを受けて、昭和22年11月20日、裁判官弾劾法が公布され、我が国において初めて裁判官弾劾制度が誕生したのであります。

以来半世紀にわたり、裁判官弾劾制度は、裁判の公正の確保と国民の司法への信頼醸成、さらには司法の民主的コントロールのため大きな役割を果たし、今日では弾劾制度は国民の間に広く定着してまいりました。ここに、草創期から試行錯誤の中で、新しい制度の確立と発展のために尽瘁された多くの先人の方々に対し、深甚

なる敬意を表する次第であります。

さて今日、社会経済情勢の著しい変化や、国民意識の多様化等に伴い、司法に対する社会的なニーズも大きく変わってきております。そして、司法と国民との接点の広がりとともに司法に対する国民の期待は高まり、それとともに、裁判官訴追委員会への訴追請求もここ数年急増していると伺っております。

こうした中であって、私ども国会議員によって構成されている裁判官訴追委員会及び裁判官弾劾裁判所は、司法の独立を堅持しつつも、時代の要請に応じて制度の適切な運用を図り、国民の司法への民主的な関与を担保するという、まことに困難な、かつ大きな職責を全うしていかなければなりません。

本日、50周年の大きな節目に当たり、弾劾制度の意義とこれまで果たしてきた役割を改めて心に刻むとともに、訴追委員会及び弾劾裁判所の関係各位におかれましては、その重大な使命に思いをいたされ、一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、御列席の皆様のごさらなる御活躍と御健勝をお祈り申し上げまして、私のお祝いの言葉といたします。

平成9年11月20日

参議院議長

斎藤十朗

■ 内閣総理大臣祝辞 ■

裁判官弾劾制度五十周年記念式典が挙行されることは、誠に意義深く、心よりお慶び申し上げます。

御承知のとおり、我が日本国憲法は、国民主権の原理を採用し、公務員を選定し、及びこれを罷免することが国民固有の権利であることを明らかにすると同時に、法の支配の理念の下、一切の法的紛争を最終的に解決する権限を裁判所に委ねることとし、裁判官に独立して職権を行使させるとともに、その身分を特別に保障しています。

衆、参両院の国会議員で構成される裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会は、昭和22年11月20日の制度発足以来今日まで、国民を代表して、裁判官弾劾制度の運用に携わり、その間、6人の裁判官について罷免の訴追及び審判を行われたほか、訴追委員会におかれては、国民からの多数の訴追請求に対応してこられました。

裁判官弾劾制度の運用に当たる裁判員及び訴追委員には、高い識見と事案の真相を見通す洞察力、そして、公正で、寛、嚴のほどをわきまえた妥当な判断が要求され、その職務の遂行は決して容易なものではなく、ときには、事案の処理を巡って、裁判員あるいは訴追委員の間で、各位の人格、信条を賭するような真剣な論議が交わされることがあるとも仄聞しております。歴代の裁判員及び訴追委員の方々の御労苦に敬意を表するものであります。

政府は、経済社会のグローバル化に対応し、我が国の更なる発展を期するため、簡素で効率的な行政を目指して、徹底した規制の撤廃と緩和を進めようとしており、

このことは、政府の諸規制によって未然に防止されていた紛争をむしろ事後的に司法の場で処理することにつながります。また、社会の複雑化に伴い、国民の立場からも、紛争を法的に解決する司法の充実を求める声が高まっており、司法が、国民に身近かな存在として社会に浸透し、これまで以上に大きな役割を果たすことを期待されております。このような状況の中で、裁判官弾劾制度は、その司法に対する国民の信頼を守るために一層重要になってまいります。

ここに、弾劾裁判所及び訴追委員会が、国民の負託に応え、我が国の安定と発展に一層貢献されますよう、今後の御活躍を期待して、祝辞といたします。

平成9年11月20日

内閣総理大臣 橋本 龍太郎
(額賀内閣官房副長官代読)

■ 最高裁判所長官祝辞 ■

本日、ここに、裁判官弾劾制度五十周年記念式典が挙行され、今日までの裁判官弾劾制度の足跡を顧み、その更なる発展を期することは、まことに意義深いものがあると存じます。

日本国憲法に基づいて創設された裁判官弾劾制度は、これまで、国民主権の理念の下に、国民の有する公務員罷免権を裁判官にまで及ぼす制度として、また、裁判官の意に反する免官を公の弾劾によらしめることにより、裁判官の身分を保障し、もって、司法権の独立を完全ならしめる制度として、重要な役割を果たしてきました。この間、この制度の運用に当たられる裁判官弾劾裁判所並びに裁判官訴追委員会が、制度の趣旨にのっとり運営を図り、国民の意思を適正に代表してこられましたことは、衆目の認めるところであります。私は、裁判官弾劾制度の維持発展に貢献された幾多の先人をはじめ関係各位の御尽力に対し、司法に携わる者として、深甚なる敬意を表するとともに、心から感謝申し上げる次第であります。

申すまでもなく、裁判所の使命は、具体的事件の適正かつ迅速な解決を通じて、国民の権利の擁護と法秩序の維持を図り、法の支配を確立することにあります。そのためには、裁判の公正とそれに対する国民の信頼を揺るぎないものとするのが、何よりも重要であります。私どもは、今後とも、裁判及び裁判所の公正を損なわないよう、自らを戒め、厳しく律していく所存でございます。裁判官弾劾裁判所並びに裁判官訴追委員会の関係各位におかれましては、司法に対する一層の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、改めて裁判官弾劾制度五十周年をお祝いするとともに、裁判官弾劾制度が今後とも国民の期待と信頼にこたえ、更なる発展を遂げることを祈念いたしまして、私の祝辞といたします。

平成9年11月20日

最高裁判所長官 山口 繁

■ 日本弁護士連合会祝辞 ■

本日、ここに裁判官弾劾制度五十周年記念式典が行われるに当たり、日本弁護士連合会を代表して祝辞を申し述べる機会を得ましたことを大変光栄に存じます。

日本国憲法に基礎をおく裁判官弾劾制度が、わが国独自の制度として定着し50年という節目を迎えられましたことを心からお祝い申し上げます。

申すまでもなく、国民の権利を十分に保障し、豊かな民主主義社会を発展させるためには、充実した司法の存在が不可欠であります。わが国の司法制度は、日本国憲法の制定により一新され、人権保障機能を確立するために司法権の独立が強化され、戦後の司法は基本的人権保障の砦として発足しました。この重大な役割を果たすための制度上の保障として、この裁判官弾劾制度が発足したと考えられるのであります。

この50年の間に、訴追委員会においては7300件を超える訴追請求案件を調査され、弾劾裁判所においては罷免訴追事件6件、資格回復請求事件7件について裁判をしてこられました。その中には司法の危機といわれた時期にみられましたように、裁判官の独立、訴追委員会の調査権能、弾劾制度運用のあり方について深刻な状況を呈した事案もありました。これらの厳しい状況にあって、常に慎重な配慮を払われながら、公正な裁判と司法に対する信頼の確保のために最善の努力を尽くしてこられた歴代の弾劾裁判所裁判員並びに訴追委員会委員の皆様をはじめ本制度の運用に携わってこられました関係各位のご苦勞とご尽力に深甚の敬意を表する次第であります。

21世紀を目前にした今日、高度化、国際化する社会の中で国民の権利意識や価値観も大きく変化し、増加する法的紛争も多様化、複雑化が著しく、司法の充実と拡充を求める声が国民の中で大きくなりつつあります。それとともに司法と国民との関係も従前とは大きく異なってくるものと思われまます。訴追委員会の資料を拝見いたしますと、国民から寄せられる訴追請求が年々増加しており、その内容は裁判に対する苦情が七割以上を占めております。このことは国民の司法に対する期待の大きさと同時に不満の現れでもあると存じます。最高裁判官に対する国民審査は別として、国民の裁判官に対する批判、不満を表す制度がなくその不満を裁判官弾劾制度に訴えるしかない現状では、今後もこれらの申立は増加していくものと思われまます。裁判官弾劾制度の充実とともに裁判所内における懲戒制度の見直しや苦情処理システム、司法に関する情報公開等司法に対する国民の批判等を適切に吸い上げ、司法に対する信頼を維持、回復していくための司法制度の改革も検討していく必要性に迫られていると存じます。

われわれ司法の一翼を担う弁護士会といたしましても、国民の期待に応えられる民主的で、国民にとって身近で利用しやすい司法を確立するための司法改革の運動になお一層力を注いで参りたいと決意を新たにしているところであります。

終わりにあたって、裁判官弾劾裁判所と裁判官訴追委員会におかれましては「裁判官弾劾制度の五十年」の編纂に取り組まれ、本日、立派な50年史を刊行されまし

たことをお慶び申し上げます。50年の歴史を顧み、多くの先達の努力とその業績に学び、改善・改革すべき問題点を明らかにしていくことは誠に有意義であると存じます。

本日の記念すべき式典を機会にこの50年に亘る先達のご努力と実績を承継され、裁判官弾劾裁判所と裁判官訴追委員会がそれぞれの重大な使命の遂行に今後とも最善を尽くされ、もって公正な裁判と国民に信頼される司法の実現を祈念して祝辞といたします。

平成9年11月20日

日本弁護士連合会会長 鬼 迫 明 夫



アメリカ合衆国の弾劾制度及び連邦裁判官懲戒罷免制度に関する海外出張調査について

綱島公彦

はじめに

平成8年度に行われたアメリカ合衆国の弾劾制度及び連邦裁判官懲戒罷免制度に関する海外出張調査は、弾劾裁判所・訴追委員会共催による裁判官弾劾制度五十周年記念行事の一環として計画された。構想は平成6年度に始まり、平成7年5月の両事務局合同会議においてその大枠が決定され、国内における事前準備調査の後、舟橋定之前訴追委員会事務局長と私の2名が、平成8年10月7日から19日までの間、ワシントン・ボストン・ニューヨークの3か所において、議会関係者や学者との面接調査を実施するとともに、資料の提供を受けるなどした。この調査の結果については、その報告が『裁判官弾劾制度の五十年』に掲載されているが、約3年にも及ぶ息の長い調査の経過をここにまとめておくこととした。特に現地での関係者との面談の内容については、ここでできるだけ生に近い形で紹介したい。なお、私は、平成8年4月に前任者であった福島政幸元訟務課長心得（現札幌地方・家庭裁判所判事補）の後を受け継いでこの調査を担当したもので、多数の文献収集及び質問事項書の作成などは、福島氏の在任中に実施されたものであることを最初にお断りしておく。

第1 海外出張調査の目的

今回の出張調査の目的は、アメリカ合衆国の連邦弾劾裁判制度及び連邦裁判官懲戒罷免制度について、特に新しい展開のみられた1980年代以降の制度の概要とその運用状況を把握することである。まず、これらを調査することが我が国の裁判官弾劾制度を考える上でどのような意義があるかという点について簡単に説明したい。

1 アメリカ合衆国の連邦弾劾制度

アメリカ合衆国憲法は、大統領、副大統領および合衆国のすべての公務員は、反逆罪、収賄罪その他の重罪又は軽罪につき弾劾され、有罪の判決を受けたときは、その職を免ぜられるものとし（第2条第4節）、弾劾訴追を下院の専権（第1条第2節第5項）、弾劾裁判を上院の専権とし、上院において有罪の判決をするには3分の2以上の同意を要するものとしている（第1条第3節第6項）。我が国の裁判官弾劾制度は、基本的にこのアメリカ型の弾劾制度を継受したものである。

アメリカの弾劾制度は、大統領をはじめとするすべての公務員をその対象としている^{*1}が、合衆国憲法制定から1936年までの約150年の間に、実際に下院により弾劾訴追された12名のうち9名が裁判官であり、上院で有罪判決を受けて罷免された4名はすべて裁

*1：ただし、議員は対象とならないと解されている。

判官である。特に、20世紀以降は、政治的弾劾に対する警戒・抑制が議会に浸透し、弾劾の対象は、もっぱら職務に関連した非行又は法律家としての倫理に反する非行のあった裁判官が中心となっている。この意味では、アメリカ合衆国の弾劾制度も、裁判官弾劾制度として機能してきたともいえ、このことが我が国の裁判官のみを対象とする弾劾制度の構築に大きな影響を与えたと考えられる。もっとも、今世紀に入ると、議会の立法業務の増大に伴い、議会全体で弾劾事件の審理にあたるというあまりにも複雑で手間がかかりすぎるこの制度の欠点が問題になり始め、1936年のリッター判事に対する弾劾事件を最後に、1985年までの50年の間、弾劾裁判は行われなかった^{*1}。

■ 2 制定法による裁判官懲戒制度の整備 ■

非効率的な弾劾制度に代わって、非違行為を犯した裁判官を懲戒し、罷免する新たな制度を制定法により確立しようとする試みは、連邦議会において早くから繰り返さされていたが、司法権の独立の保障との兼ね合いからなかなか実現しなかった。連邦に先立ち、各州においては、1960年代以降次々と新しい裁判官懲戒罷免制度が構築されていったが、連邦においても、ようやく1980年、連邦裁判官の非違行為及び執務不能に関する法律（以下、「1980年法」という。^{*2}）が制定され、各巡回区に設けられている司法協議会（Judicial Council）による懲戒手続が整備された^{*3}。この法律により、連邦判事（ただし、連邦最高裁判事は除かれる。）の非違行為等については、誰でも、その判事の属する巡回区の控訴裁判所に告発状を提出することができるようになり（告発の対象となるのは「裁判所の業務の有効かつ迅速な運営にとって有害な行為」及び「心身の故障による執務不能」である。）、その内容に応じて控訴裁判所首席裁判官あるいは司法協議会による調査が行われ、その「改善のために必要かつ適切な措置」が執られる。さらに、非違行為が重大であり、罷免が相当であると認められた場合には、各巡回区の司法協議会から合衆国司法会議を通じて、下院に対し、弾劾相当との勧告がなされる。つまり、連邦司法部内部に連邦裁判官の非違行為等に対処する組織と手続を設けるとともに、罷免については従来どおり弾劾制度によるものとし、両者の間に連携を図ったのである。この改革には、一面では、多発する裁判官の不祥事に対して、いちいち議会が対応していたのでは、立法業務に支障を来すという消極的な部分もあるが、決してそれに尽きるものではない。罷免に値するような非行ではなくとも、高度の身分保障に護られている裁判官の不当な行為に対して、国民の立場からこれを監視し、不適當なものについては、適切な是正措置を執らせるといういわゆる「アカウントビリティ」の確立を目指すものである。

*1：このことは、我が国の、裁判官のみを対象とし、比較的少数の国会議員により構成される弾劾裁判所という特別の機関を設置するという世界的にも珍しい制度の誕生に大きく関係している。佐々木高雄「裁判官弾劾制度論」（日本評論社、1988年）、同「裁判官弾劾制度と『数』の論理」（「裁判官弾劾制度の五十年」所収）参照。

*2：The Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980, Pub.L.96-458, 94 Stat.2035

*3：もっとも、この法律が定めるのとほとんど同じようなシステムは、既に、いくつかの控訴区において、事実上実施されていた。

今回の調査目的の第1点は、このアメリカの新しい裁判官懲戒制度の運用状況である。

裁判官訴追委員会は、国民から寄せられる年間400件を超える訴追請求を処理している。その大部分は、単なる敗訴の不満であったり、訴訟指揮に対する苦情であって、罷免の事由にはあたらないものであるが、中には、裁判官にも多少の非があり、適切な是正措置が執られるべきではないかと思料される事案もあるようである^{*1}。我が国の裁判官訴追委員会と同様に、裁判官に対する苦情を国民から直接に受け付けて調査し、必要な場合には是正措置を行っている1980年法の運用の実態を調査することは、裁判官訴追委員会の実務のあり方を再検討する上で有為なことであるのみならず、裁判官の行為の国民に対するアカウントビリティの確立という将来的な課題を考える上でも大きな意義があると思われた。

■ 3 1980年代の3つの連邦裁判官弾劾事件 ■

1980年法の施行から5年経過した1986年から1989年までの3年間に、連続して3名の連邦裁判官が弾劾され、いずれも有罪判決を受け罷免されるという事件が起こった。1986年のクレイボーン事件と1989年のヘイスティングス事件及びニクソン事件である。

50年振りに弾劾裁判を開くにあたって、上院は、その負担を軽減するため、初めて上院弾劾裁判規則11条に基づく委員会による証拠調べの制度を用いた。この制度は、簡単にいうと、12人の選ばれた上院議員からなる証拠調べのための特別委員会が、上院全体に代わって書証の取調べや証人尋問などの証拠調べを実施し、その結果を中立的な報告書にまとめて上院全体に提出し、他の上院議員は、その報告書を検討して最終的な投票に臨むというものである。3名の裁判官は、いずれも上院で有罪となり罷免されたが、この委員会による証拠調べ手続が、「上院が裁判する」と定める憲法に反しないかが問題となり、ヘイスティングス、ニクソン両判事は、司法裁判所に対して違憲訴訟を提起した。こうしてウォーターゲート事件以来久々に、弾劾制度が政治的にも学問的にも表舞台で論じられることとなったのである。

これらの事件では、この委員会制度の問題以外にも、公判前手続や証拠開示に関する刑事手続に準拠した弁護人の様々な申立ての取扱いや、刑事裁判記録や1980年法に基づく巡回区司法協議会の調査記録の証拠能力など、弾劾裁判手続に関する新しい争点が次々と生まれた。

今回の調査目的の第2点は、この上院の新しい弾劾裁判手続の実際を知ることである。

上院が委員会による証拠調べに踏み切ったことは、我が国の裁判官弾劾制度を考える上で大変興味深い。前述したように、我が国の制度はアメリカの制度を受継したものであるが、我が国の制度においては、弾劾の訴追をし、裁判をするのが議会

^{*1}：舟橋定之「裁判官訴追委員会の50年の活動を顧みて—裁判官弾劾制度50年に寄せて」ジュリスト1107号2頁（平成9年）、座談会「裁判官弾劾制度の50年」ジュリスト1123号54頁（平成9年）における濱井訴追委員会事務局長の発言（85頁）

そのものではなく、国会議員により構成される裁判官訴追委員会及び裁判官弾劾裁判所という特別の機関であるという点で、アメリカの弾劾制度と大きく異なっている。とはいえ、アメリカにおいても、既に下院の弾劾訴追のための実質的な調査は、下院司法委員会のそのまた小委員会において実施されているのが実情であり、さらに今回、上院の証拠調べが委員会手続に移行した。少なくとも下級裁判所の裁判官の弾劾に関する限り、弾劾手続を少人数のユニットで行うという点で、両国の制度は再び接近しつつあるといえる。また、裁判手続について、基本的に刑事訴訟法を準用する我が国の制度と異なり、アメリカでは常に弾劾裁判の政治性が強調されてきたが、1980年代の事件では、弁護人の刑事手続に準拠した主体的な活動が極めて活発になり、全体が刑事裁判手続に近づいている。この点でも、我が国の制度が採用した方向に向かいつつあるようにも見受けられるのである。

その意味で、今回のアメリカの3つの弾劾裁判において生じた問題点について調査検討しておくことは、今後の我が国の弾劾裁判手続のあり方を検討していく上で十分に意義があると考えられた。

第2 事前準備

1 海外調査の実施時期

海外調査の実施時期は平成8年10月とした。今回の調査は、平成9年11月の裁判官弾劾制度50周年記念行事の一環であるが、調査の内容からみて結果の整理には相当の時間が必要と見込まれたため、どうしても前年度実施の必要があった（実際、帰国後直ちに調査結果の整理にとりかかったにもかかわらず、調査報告の初稿が完成したのは翌年5月であった。）。これに合わせて、平成7年夏から直ちに事前準備にとりかかった。

2 文献調査

事前準備は、国内で入手可能な文献を収集することから始まる。アメリカの弾劾制度に関する邦文の文献は、数こそ少ないものの、内容的には充実したものがある^{*1}。しかし、いずれも最新のものとはいえ、1980年代に連続した3件の連邦裁判官弾劾事件について言及した文献はほとんどない^{*2}。そこで、どうしても直接アメリカの

*1：これまでの米国連邦弾劾裁判に関する邦文の文献として、野上修市「アメリカの連邦裁判官の弾劾」法律論叢45巻5・6号47頁（昭和47年）、早川武夫「アメリカの裁判官罷免制度」法曹時報28巻7号1061頁（昭和51年）、小池信行「アメリカ合衆国の弾劾法制」弾劾裁判所年報1号39頁（昭和58年）がある。また、我が国唯一の弾劾制度の専門的研究者ともいべき佐藤立夫教授が幾多の業績を残しておられるが、ここでは、その集大成として、佐藤立夫「弾劾制度の比較研究（上）・（下）」（原書房、1996年）を挙げておく。

*2：1980年代の弾劾事件に関する邦文の文献として、上原正夫「50年振りの米連邦裁判官弾劾・罷免の手続」判例タイムズ624号83頁（昭和62年）、同「裁判官が裁判された事件」判例タイムズ584号20頁（昭和61年）、土屋孝次「アメリカ連邦議会の弾劾権と司法審査 - 一九八〇年代の裁判官弾劾事件を中心として -」法学政治学論研第26号63頁（平成7年）など、また、ニクソン事件に関する連邦最高裁の判決に関する評釈として、飯田稔「最近の判例」アメリカ法1994 - 1号206頁（平成6年）、時國康夫「政治問題の法理と弾劾審理手続」ジュリスト1061号160頁（平成7年）、木下和朗「英米法判例研究」北大法学論集45巻1002頁（平成7年）などがある。

文献を参照することが必要となる。

議会資料については国立国会図書館の法令議会資料室で、雑誌掲載論文や新聞記事については、それぞれ、参考図書室や新聞閲覧室などで検索・収集することが可能であるが、膨大な資料の中から必要な文献を探し当てるのは、専門家でなければ困難である。

幸い、国会図書館調査立法考査局調査連絡課を通じて、レファレンスという形で同局の援助を仰ぐことができ、ワシントンポスト紙とロサンゼルスタイムズ紙からの関係記事の検索、米国議会図書館における関係文献の蔵書のリストアップなどの調査をしていただいた。また、国会図書館に所蔵されていないものについて、日本大学法学部図書館のご協力を得た。

この段階で収集した主な資料は、Congressional Quarterly Almanac に掲載された弾劾関連記事^{*1}、1980年法に関する立法関係の資料^{*2}、上院弾劾裁判規則などの議会の弾劾手続関連文書^{*3}、弾劾に関する雑誌掲載論文などである。特に、Kentucky Law Journal の裁判官の懲戒罷免に関するシンポジウムの特集^{*4}、University of Pennsylvania Law Review の連邦裁判官の懲戒罷免制度に関する特集^{*5}が量的にも質的にも極めて充実した資料であった。これらの資料の検討の過程で、1990年に連邦議会が75万ドルの予算をかけ、懲戒及び弾劾を含め連邦裁判官の身分保障のあり方全般について調査研究し、現行制度の改正に関する提案についてその当否を検討する国家委員会（National Commission on Judicial Discipline and Removal, N C J D R）を設置し^{*6}、1993年8月にその報告書が連邦議会に提出されていることが判明した。N C J D R の報告書が提出された際の第103回国会における公聴会記録^{*7}は国会図書館で入手できたが、報告書自体は入手できなかったことから、まずは同報告書の入手を今回の海外調査の最大の目的とすることとした。

3 現地調査の方法の検討

現地調査での報告書の入手に次ぐ目的は、直接弾劾事件を担当した関係者、1980年法を運用している実務担当者及び弾劾の研究者から話を聞くことである。面談相手の人選は、調査の成否を決める重要な問題であるが、この時点では、誰と会えばよいのかよく分からないというのが実情であった。また、言うまでもなく相手の都合もある。とりあえず、文献調査の成果をもとに、官公庁については、連邦議会（上

*1：1986 CQ ALMANAC 75；1989 CQ Almanac 229；1993 CQ Weekly JAN 9,JAN16,JUNE26など。

*2：1979 CQ ALMANAC 399；H.R.Report No.96-1313, 96th Cong.,2nd Sess. (1980)；S Report No.96-362 96th Cong., 1st Sess. (1979) など。

*3：上院弾劾裁判規則は、各議会の開会時に刊行される SENATE MANUAL に登載されている。

*4：76 KY. L. J. 633-859 (1987-88)

*5：142 U. PENN. L. REV. (1993)

*6：Judicial Discipline and Removal Reform Act of 1990 (104 STAT. 5122 Pub. L. 101-650-Dec. 1,1990) 中のsubtitle II National Commission on Judicial Discipline and Removal Act

*7：Hearing before the Subcommittee on the Judiciary House of Representatives 103 Cong., 1st Sess. ISBN 0-16-044402-0

院・下院)、議会図書館、連邦司法センター*1、連邦裁判所事務局*2を訪問先と定め、調査の趣旨目的を伝えて先方の推薦者と面談するという方針をとることとした。研究者については、米国の弾劾制度研究の第一人者であるRaoul Berger教授のほか(もっとも教授は既に引退しておられ、面談はできなかった。)、当初、収集した文献から弾劾の研究者をリストアップしたが、これらの学者は全米各地に散らばっているため、移動などを考えると実現は困難であった。そこで、『裁判官弾劾制度の五十年』に論文をお願いしていた筑波大学大学院の田島裕教授にご助言を仰ぎ、当初から予定していたハーバード大学の他に、ワシントンに近く、弾劾の研究も盛んであるというジョージタウン大学と、日本法の研究者で日本の司法制度にも明るく、加えて日本語も堪能なマイケル・ヤング教授(Prof. Michael K. Young)がおられるニューヨークのコロンビア大学を訪問先とすることにした。

関係者との面談は、通訳を介して行うことになるため、時間的には相当厳しい制限を覚悟しなければならないことが予想されたので、予め詳細な質問事項書(後掲資料)を用意して事前に面談予定者に届けておくことにした。質問事項書の英文の作成については、衆議院渉外課のご助力を得ることができた。この質問事項書はたいへん詳細な内容であり、書面であれ口頭であれ、これらの質問に逐一回答してもらうことは期待できないと思われたが、この質問書により、こちらの調査の趣旨や目的を先方に正確に理解してもらえないかという考慮から、あえてこのようなものとした。もっとも、後にお世話になった在外公館の方々によると、このような詳細な質問事項書はほとんど例がないらしく、そのためにハーバード大学では、なかなか面談者の推薦を得ることができなかったとのことであった*3。

■ 4 アレンジメントなど ■

訪問先との実際の交渉を初め、米国滞在中の調査の具体的な行動日程などについては、外務省に便宜供与をお願いし、訪問先との交渉からホテルの確保まで、在外公館の方々に全面的にお世話いただいた。特に、ワシントンでの調査は今回の調査の成否を左右するポイントであったが、連邦弾劾制度の運用に直接かかわっている

*1: 連邦司法センター(The Federal Judicial Center)は、連邦最高裁長官を議長とし、連邦裁判所事務局長及びその他6名の連邦判事により構成される評議会の下、連邦司法業務のより一層の向上を図るため、連邦司法制度に関する幅広い調査研究や裁判官の研修などを企画実行する機関であり、合衆国司法会議の勧告に基づき、1967年に議会により設立された。

*2: 連邦裁判所事務局(Administrative Office of the United States Courts, AO)は、連邦司法部の司法行政機関であり、合衆国司法会議の指揮監督の下、議会に対して予算の要求や立法に関する提案を行い、連邦裁判所の裁判事務や人事に影響を与える立法について監視し、裁判所に関係する諸職員(連邦判事、マジストレート、書記官、速記官などはもちろん、保護観察官、公設弁護人なども含まれる。)の職務遂行について司法行政的見地からの援助を行うほか、会計監査、各種統計なども担当している。司法部と議会、行政府、その他の関係団体との窓口でもある。司法権の独立の見地から、1939年に議会により設置されたが、それまで、これらの司法行政事務は司法省の管轄下にあった。1980年法の運用状況についても、連邦裁判所事務局において各控訴区から提出された報告を取りまとめ、議会に対して報告することが義務づけられている。

*3: 自分は弾劾の専門家ではないから、このような専門的な質問に答えるには適任でないとして辞退されてしまい、会っても良いと言ってくれる研究者がほとんどいなかったようである。弾劾というのは、米国でもかなりマイナーな分野のようである。

上院・下院の事務担当の責任者、NCJDRの事務局責任者など、いずれもこの人をおいて他にないといえるような方々との面談をアレンジしていただいた上に、実際の面談に先立って、今回の調査の最大の目的であったNCJDRの報告書2セット^{*1}を先方より入手して届けていただくなど、本当に至れり尽くせりであった。当初、我々は、実際に弾劾事件の証拠調べにあたった上院の事実審理委員会のメンバーであった議員と面談することなどを考えていた。選挙の時期に重なったため、議員との面談は実現しなかったが、議員に対して弾劾手続を説明する立場のスタッフ責任者との面談をセッティングしていただいた。結果的にみて、我々の調査の目的からすればむしろ適切であったように思われる。

また、コロンビア大学では、ヤング教授から、同大学の憲法の研究者であるモナハン教授（Prof. Henry Monaghan）、マニング教授（Prof. John F. Manning）をご紹介いただき、ヤング教授の通訳でフリートーキング的にいろいろと日米の制度の違いなどについてもお話を伺うことができ、大変有益であった。

■ 5 調査の焦点の再確認 ■

調査の日程と訪問先がほぼ固まった時点で、調査の焦点をもう一度見直すことにした^{*2}。まず、ニクソン判事の弾劾事件に関するアメリカ最高裁の判決に関する論文^{*3}を書いておられた時國康夫先生（元広島高裁長官）^{*4}から、1980年代のアメリカの連邦裁判官弾劾事件で初めて採用された上院の委員会による証拠調べの問題点について貴重な示唆をいただき、新たにいくつかの文献を紹介していただいた。その際、これらの弾劾事件について、日本で既に論文を発表している研究者がおられることを初めて知った。それが今回の調査についていろいろとお世話になった現近畿大学通信教育部非常勤講師の土屋孝次氏で、アメリカの議会の権限の研究を専門とされ、今回の我々の調査の目的に大変近いテーマの論文を発表しておられた^{*5}。当然、今回我々が収集した多数の海外の文献についても通曉しておられる。そこで、土屋講師にお願いして今回の我々の調査の方針や質問事項書の内容について検討していただくことにした。出張調査が既に約1か月後に迫っているという状況での突然の依頼であったにもかかわらずご快諾いただき、詳しいご意見を頂戴することができた。

*1：1セットは、本編Report of the National Commission on Judicial Discipline and Removal, August 1993、その要約であるExecutive Summary、委託研究論文集Research Papers of the National Commission on Judicial Discipline and Removal Vol. I, II、公聴会記録Hearings of the National Commission on Judicial Discipline and Removalからなり、全部合わせると2800頁を超える。

*2：これは主として個人的な理由による。平成8年4月に私が着任した時点で、既に、訪問先（具体的な面談相手は未定）と日程が決まり、質問事項書が完成していた。しかし、私自身は、米国の弾劾制度についてほとんど知識がない状態であったから、本来質問する立場である私自身が、質問事項書の趣旨を全く理解していないという有り様であった。前任者の残した資料にざっとひととおり目を通したが、まだ、調査にあたっての自分なりの問題意識というものを整理することができず、調査の焦点が定まらない状態であった。

*3：14頁注2

*4：本年8月急逝された。慎んでご冥福をお祈りいたします。

*5：14頁注2

このお二方のご援助により、面談調査における回答や論点などをある程度事前に想定することができ、自分なりの調査のスタンスを固めることができたと思う。

第3 現地での面談調査

■ 1 面談調査の態様 ■

関係者との面談は、いずれも約2時間程度であった。この点は、在外公館の方々によるアポイントメント内容がそのようになっていたというだけであって、予め検討した上でのことではなかったが、通訳を介してのやりとりはお互いに何かと疲れるもので、これくらいがちょうど集中力を持続できる限界の時間であったように思う。面談者はそれぞれに多忙な方々であり、事前の質問事項書については必ずしも十分検討していただけていないように思われたこともあったが、面談調査にあたっては、皆さん非常に親切に、丁寧に応じて下さった。1980年代の3つの連邦裁判官弾劾事件は、やはりそれ自体大事件であったし、また、これらの事件をきっかけとして、ニクソン大統領の辞任以来、再び忘れられかけていた弾劾制度が、一時は連邦議会全体を動かす最重要検討課題として浮上し、NCJDRという一大プロジェクトにまで発展したことは、関係者の方々それぞれにとって印象深い出来事であったようで、皆熱心にそのときの状況などを語って下さった（もともと、既に過去のこと、という感じではあった。）。

■ 2 各面談調査の結果 ■

ここで、少し長くなるが、各面談調査の内容についてできるだけ具体的に報告したい。予めお断りしておくが、以下の報告は、面談していただいたの方々による確認作業を経ていない、あくまでも私の個人的なメモに基づくものである。もとより、必ずしも法律を専門とされていない通訳者を介し、あるいは私の拙い英語聞き取り能力に依拠している上、その場での走り書き的なメモに基づいており（できるだけ実務的な話をざっくばらんに聴きたいという趣旨から、テープ録音などはしなかった。）、内容の正確性については大きな限界がある。あくまでも、面談調査における私の理解をまとめたものに過ぎないが、その場の雰囲気や少しでも感じていただければ幸いである。^{*1}

*1：本来は、先方に内容を確認しないでこのような形で公にすることは極めて非常識なことであろうが、弾劾制度というあまりメジャーでない分野について、米国の関係者から直接話を聞いたという点で希少な経験であり、自分一人の体験にとどめるにはあまりにも惜しいと思われたので、あえて披露させていただく。関係者のご理解を得られることを切に願うのみである。

Mr. Jeffrey N. Barr

(Assistant General Counsel, Administrative Office of the United States Courts)

日時 10月8日 14:00~16:00
場所 連邦裁判所事務局
通訳者 Ms. Frances Seeds

Jeffrey N. Barr氏は、現在、連邦裁判所事務局のスタッフである。以前は、第1巡回区控訴裁判所のスタッフとして裁判官に対する苦情処理手続に関与し、NCJDRの顧問も務め、連邦司法センターのリサーチャーであるT. E. Willging氏と共同で、1980年法の運用状況について、NCJDRに報告している^{*1}。

Barr氏によると、1980年法成立以前には、連邦裁判官に対する苦情を処理する正式の手続は存在しなかったが、いくつかの巡回区では、1970年代に、裁判官に対する苦情を処理するシステムを創設していた。それらは、1980年法の手続に大変似た内容のものであったが、控訴裁判所首席裁判官には、正式な懲戒権限は与えられていなかった。控訴裁判所首席裁判官や地方裁判所首席裁判官が電話や投書などで裁判官の非違行為の存在を知り、それぞれの責任で、忠告、説得など適切な対応をしており、重大な非違行為が明らかになった裁判官は、このようなインフォーマルな手段により辞職を促されてきた。1980年法は、そうした実務に対して法的な根拠を与えたものである。目につく事案としては、記録の紛失や、アルコール依存症の疑いなどがあげられるという。

1980年法に基づく告発状の総数は、1980年以降、約3,000件である。3件が弾劾訴追に発展し、3人とも罷免されている。弾劾の対象となるのは、憲法3条による身分保障を有する連邦裁判官約1,000人であるが、これ以外のいわゆる憲法1条の裁判官も、1980年法の対象となる。

こういった制度を設けるにあたっては、司法権の独立の保障が問題となる。Barr氏によると、1980年法以前には、すべて非公式で事実上の手段しかなく、その内容は、純粹にプレッシャーをかけるということだけであり、それについて司法の独立が問題とされたことはないという。連邦裁判官は、もともと独立意識が大変高いが、通常、司法の独立という場合、あくまでも、立法府、行政府からの独立を考えており、司法権内部の独立が特に議論されることは少ないようである。我が国の裁判官と異なり、政治任命で昇進・昇級という問題もなく、上級庁による下級庁の裁判官の監督ということもないなど、司法内部における独立性はもともと極めて高いからであろう。それでも、さすがに1980年法の成立時には、司法権内部の統制により司法の独立が脅かされるのではないかという危惧を抱いた裁判官もいたようであるが、この点は、1980年法の運用の経験を経るに従って解消されているという。

^{*1} : Jeffrey N. Barr & Thomas E. Willging, *Administration of the Federal Judicial Conduct and Disability Act of 1980*, Research Papers of the National Commission on Judicial Discipline and Removal vol. I, 477

1980年法の究極の目的は、司法の国民に対するアカウントビリティの確立にあるとうたわれている。しかしながら、Barr氏の意見では、実際のところ、1980年法は国民の司法に対する主観的な信頼感を増強するという面では、さほど機能していないという。告発状を提出することによって、一応、自分の苦情が目にとめられるだろうという期待感を持たせている程度で、裁判官は不正行為の責任を必ず負うという確信を与えるまでには至っていないという。毎日のように、裁判官に対する苦情の電話があるが、これらの人々は、裁判官が裁判官を裁くというこの制度をあまり信頼していないし、この点は議員も同様だとする。1980年法に基づく手続は、基本的に秘密であり、告発状に基づいてなされた具体的な対応措置については、一切公開されないこともその一因のようである。学者だけは、概ねこの制度に好意的であるが、学者は裁判官と協働することが多く、また、いかなる制度も完璧ではないということについて理解があるからだというのがBarr氏の解説であった。

裁判官の非違行為に対処するルートは三権のそれぞれにある。下院司法委員会による弾劾のための調査手続、1980年法に基づいて行われる各巡回区の控訴裁判所首席裁判官及び司法協議会による調査及び懲戒手続、そして司法省による刑事訴追である。1980年代の3つの裁判官弾劾事件では、裁判官に対する刑事訴追が先行し、そのうち2名の裁判官が有罪実刑判決を受けて収監されながらなおその地位に留まっていた。つまり、本人の辞任に期待するあまり弾劾手続が大きく遅れたわけである。これについて、NCJDRは、三権の連携の必要を勧告しているが、その実現の可能性について、Barr氏に尋ねてみた。下院司法委員会で調査した結果、懲戒相当事件として当該裁判官の所属する巡回区の司法協議会に事件を送致することもないわけではないが、通常、下院司法委員会は多忙であり、そこに寄せられる裁判官に対する苦情に対しては、1980年法に基づいて各巡回区の控訴裁判所で苦情を受け付けているのでそちらへどうぞという定型文書を添えて返送しているのが実情であるという。司法省から、裁判官の非違行為について連絡してくるということはほとんどないが、現職の裁判官を訴追する際には、控訴裁判所の首席裁判官には連絡してくるそうである。首席裁判官は、1980年法に基づいて告発状を提起することができる立場にあるから、その機会を提供する意味もあるのであろう。行政府と司法部のコミュニケーションについて言えば、司法省の弁護士は、連邦判事を怒らせたくないと思っており、相当配慮しているのだそうである。司法省は、議会に対しては強い不信感を持っているようだが、司法省の検察官は、下院の議員とコミュニケーションを持ち、弾劾と刑事訴追のタイミングに関して話し合う必要があるだろうというのがBarr氏の率直な意見である。これは、NCJDRの勧告にもあることである。NCJDRは、刑事事件とは別に、弾劾手続の独自の進行をも勧告しているが、現実としては、議会は多忙で、弾劾手続を嫌がっており、弾劾手続が刑事訴追より先行することは考えられないという。Aguilar事件でも結局判事が辞任したが、このように議会は事件が自然消滅することを願っているのだと断言された。

Barr氏のお話は大変わかりやすいものだったが、やや悲観的な話が続いたので、

それでは、NCJDRの勧告が取り入れられる可能性は実際のところどうなのかと尋ねてみた。議員の多くは、制度に欠陥があり、改正すべきであると思っているが、しかし、面倒がっている。また、この面倒さが司法の独立を保障していることも事実である。司法部もこれをよく知っていて、議会に対して、制度改革の必要はないと言いつけている。司法から議会へのロビー活動も相当なされている。司法部は三権の中では弱く、金もないから議会の言いなりになりやすい。また、付言すると、制度の変革には憲法の改正が必要だが、改憲は難しい手続であるし、弾劾は極めて複雑な制度であって、改正には予想外の意図しないリスクがある。政治的な面から言えば、あれ以降事件もなく、今は時期が不相当であり、積極的に制度改革の動きはない、とのことであった^{*1}。

NCJDRの調査については、そのスタッフとして、大部分の裁判官は正直にインタビューに応じてくれたと思うと述懐されていた。NCJDRのメンバーである裁判官が事前にかなり根回しして協力を求めていたのだという。しかし、それでも、ときどき抵抗はあった。NCJDRの調査結果に欠陥があるとすれば、告発状の提起者に対して調査を行っていない点にあると指摘されていた。

最後に、弾劾手続上最大の論点となっている委員会による証拠調べについて意見を聞いてみた。Barr氏は、この制度については議論もあり、自分は本来議会を批判する立場でもあるが、個人的には、公正なものであると思う。弾劾は、司法的な手続ではなく政治的な手続であるが、上院議員は慎重に行動している。Hastingsについては、いろいろ噂も知っており、有罪は間違いないと思う。事実審理委員会是不公正ではない。例え、上院全体で証拠調べをすると決めたところで、現実に12人しか出席しないかもしれない。ビデオテープなども入手可能であり問題はないと思う、と明言された。

面談全体を通じての印象であるが、1980年法の運用のプロの立場から、一部皮肉を交えながら、その実態を率直に語っていただけたと感じている。調査の初っぱなからかなり突っ込んだ生々しい話を聞くことができ、非常にエキサイティングな滑り出しとなった。興奮しすぎていて、一緒に写真を撮らせていただくことを失念したことが悔やまれる。

*1：これについては、共和党が快勝した1994年の選挙結果なども微妙に影響しているようである。共和党の若手議員が多くなり、司法委員会のメンバーが大きく入れ替わったが、それ以前の弾劾関係の資料、書籍が持ち出されてなくなっており、溜まっているはずの事件の調査が出来ないということで、連邦裁判所事務局の方に、ファイルのコピーがないかと問い合わせてきたことがあったという。

Prof. Samuel Dash

(Director, Institute of Criminal Law and Procedures of Georgetown University Law School)

日時 10月9日 10:30~14:00
場所 ジョージタウン大学ロー・スクール
通訳者 Ms. Frances Seeds

Dash教授は、現在は、ジョージタウン大学ロー・スクールの刑事法の教授であるが、司法省刑事部控訴課の公判弁護士 (trial attorney with the Appellate Section of the Criminal Division of the U. S. Department of Justice)、上院のウォーターゲート委員会の顧問 (chief counsel and staff director of the U. S. Senate Select Committee on Presidential Campaign Activities) など豊富な実務経験を持ち、アラスカ州知事に対する弾劾事件では、上院弾劾調査委員会の顧問などを務め、アラスカ州の弾劾制度の整備にも関与された。ABAの刑事司法セクションの議長 (chairman of the Criminal Justice Section of the ABA)、全国刑事弁護士協会の会長 (president of the National Association of Criminal Defense Lawyers) なども歴任し、ABAの職業倫理に関する常任委員会のメンバー (ABA Standing Committee on Ethics and Professional Responsibility) でもあり、1960年には、日弁連に招かれて来日し、刑事手続について話し合ったこともあるとのことであった。弾劾事件については、司法・立法双方の観点から関係しているので、特に三権分立の見地から質問に答えたいとの前置きがあり、ビジネスランチを交えて長時間精力的に話して下さいました。

教授はまず、弾劾の性質という点について説明して下さいました。教授が強調されたのは、弾劾というのは、民主的な制度、パブリックなシステムであり、つまり政治的なシステムだ、ということであった。教授自身の経験としても、1983年にプエルトリコで知事の弾劾調査に対する監督を求められたことがあり、証拠は十分であったが政治的な理由から弾劾できなかつたし、アラスカ州知事の事件の上院の調査のときも、知事が偽証して上院が弾劾できるだけの証拠は十分にそろっていたが、ここでも政治的配慮から見送られた。上院も知事に借りがあったのだという。もっとも、その後マスコミで証拠が報道され、次の選挙ではその知事は落選した。弾劾については、こういう事実上の決着がこれからも重要だと断言された。

大統領や知事の弾劾は、裁判官の弾劾と違って、民主的に選ばれた者を議会が罷免するという点に矛盾があり、それは、憲法の起草者自身が認識していたことで、それ故、当初から、実際に弾劾により罷免されることはほとんどないと考えられていた。政治的には、判事の罷免の方が容易である、という。実際、連邦の弾劾制度の実績は、教授の説明どおりである。

教授は、憲法起草者たちは極めて現実的な人々であったのだという。議員が弾劾をやりたがらないことを知っていたのだ。弾劾事件は「まれ」でよい。ニクソン大

統領は、彼に「弾劾されるかもしれない」と忠告した側近に対して、傲慢にも、「議会にそんな勇気があるはずがない」と答えた、という話があるくらいだ。しかし、何万人もの国民がテレビを見て議会に手紙を書いた。その結果、議会もこれを無視できなくなり、弾劾手続が始まった。弾劾というのは、このようにパブリックなシステムなのだ、と。

我が国では、50年間に6人が訴追され、4人が罷免されていると説明すると、弾劾については、常に三権分立との関係が問題になるが、50年間に4人罷免というのは、制度として正常に機能していると考えられる、との感想を述べられた。

次に、刑事法が専門である教授に、弾劾手続と刑事手続の関係について聞いてみた。

1980年代の3つの弾劾事件では、いずれも弾劾手続が刑事手続に大きく遅れたが、教授は、その原因として、弾劾については常設の組織というものがなく、弾劾訴追は手間がかかる上に政治的なキャリアにもならず、議員にとって何のメリットにもならないことを挙げられた。要するに、「票にならない」のである。今回は、判事が獄中で報酬を受け取るという事態をマスコミが大きく取り上げたことで議員が動いたのだという。弾劾は、三権の抑制均衡の手段であると同時に、やはり民主主義原理に基づくものなのである。

ヘイスティングスが刑事裁判で無罪になっていたにもかかわらず、議会では有罪とされ、罷免されたことについて、教授の考えを聞いてみた。我が国では、刑事裁判所の事実認定に反する事実認定を弾劾裁判所がするという事態は、実際問題として考えにくいし、裁判官弾劾法からして、むしろ刑事裁判の事実認定を尊重することを念頭に置いているように思われるからである¹。教授の答えは明快で、要するに、弾劾は政治的手続であり、両者は全く別個のものであるから、事実認定が相違しても全く問題はないし、議会も司法裁判所の判断に拘束されることは望まない、ということであった。ここでも、弾劾は政治問題であるという点を強調された。

委員会による証拠調べの制度については、効率性の観点からやむを得ないものであるが、委員会の権限をこれ以上増大させることには反対であるとされた。弾劾事件は、上院議員にとっても気持ちのよいものではなく、多くの上院議員は、こういう負担を負いたくないと思っているので、これ以上、委員会の責任を重くすれば、議員は委員になりたがらないだろうし、他方、一般の議員は、簡単に委員会の結論に従って投票するようになるだろうというのである。これは、アラスカ州で実際に弾劾事件についての上院の顧問として活動された教授の経験に基づく見解である。

この他にも、最近のFBIのおとり捜査の手口から司法取引まで、アメリカの刑事司法についていろいろと話してくださった。また、逆に、日本の刑事手続についてもいろいろと質問された。教えるのが楽しくてしょうがない、という感じで、

¹：裁判官弾劾法第40条（刑事訴訟との関係） 弾劾裁判所は、同一の事由について刑事訴訟が係属する間は、手続を中止することができる。

“good question” と “Let me explain” の繰り返しであったという間に時間が過ぎた。

Mr. Daniel M. Freeman

(Counsel, U. S. House of Representatives Committee on Judiciary)

日 時 10月10日 9:30~10:30
場 所 Rayburn Building
通訳者 中村 忠彦

Freeman氏は、下院司法委員会の法律顧問スタッフである。議員に対して法律的アドバイスをするのが仕事で、最近では、30代40代の弁護士がこの職に任命されるという。氏の所属する部局は、ニクソン大統領の事件が契機となって設置されたとのことであり、弾劾専門の部局というわけではないが、これに対応することが予定されている部局のようである。1980年代の裁判官弾劾事件については、3件とも関与されている。

Freeman氏のお話は、初っぱなから、どきりとする内容で始まった。

「ヘイスティングスは、今、下院議員をしている。彼が、今、議員をしていることについては、部分的には私の失敗である。」

つまり、公職就任権剥奪処分がなされなかったことについてである。この点は、事前の文献による調査で私自身もっとも不思議に思っていたことで、是非質問してみようと思っていた点であるが、こちらから聞く前に、氏の方から切り出された。

「彼の事件の前に、クレイボーン的事件があったが、彼の弾劾事件について起案をしたのは私である。公職就任権剥奪の議決は、罷免の決議と違って過半数でできるが、私は、当然これを起案していた。しかし、当時の首席顧問がこれを削ったのである。」

クレイボーンは、当時72歳であり、弾劾罷免されれば今後公職に就任する余地は全くないと思われた。当時の首席顧問は、上院に無駄な手間をかけさせるな、馬鹿じゃないのか、と言ってこれを削ったのだという。2年後、ヘイスティングスの事件がきた。彼は、まだ若かったが、刑事裁判においては無罪の判決を得ており、弾劾は自分がアフリカ系アメリカ人であることによる人種差別に基づくものだと主張していた。彼は弾劾裁判で有罪となった。しかし、クレイボーンのときには、刑事裁判でも有罪であったにもかかわらず、公職就任権剥奪をしていなかったのに、刑事裁判で無罪になっている彼に対して、これをするわけにはいかなかった。彼は、当時から、フロリダ州の知事に立候補すると言っていた。もっとも、議員の資格というのは、憲法上、年齢・市民権・住居の3つだけであり、選挙により選ばれる議員について公職就任権剥奪の議決の効果が及ぶのか否かについては、議論の余地があるかもしれないとのことだった。

委員会による証拠調べ手続については、ニクソンもヘイスティングスも違憲であ

るとして裁判に訴えたが、ヘイスティングスについては、この問題が選挙への足がかりとなったことは否めないという。既にニクソン事件において、ワシントンDCの控訴裁判所が、上院の手續には問題がないと判示していたのに、そのときの判事の一人が、ヘイスティングスの訴訟において、地裁判事として審理を担当し、彼の主張を認める判決をした。このことがヘイスティングス擁護の宣伝に利用されたとのこと。氏は、ヘイスティングスの下院議員としての復活を「心外なこと」と感じているようである。

次に、弾劾手續が遅れるという点について聞いてみた。

「弾劾訴追は下院で行うが、下院も多忙である。とにかく、できればさっさと辞任してもらいたいという“great hope”がある。」

ただ、下院の調査は、下院の理念に従って問題を処理するのであって、すべて立法府の発見、立法府の論理による、他の機関と協働するということは実際のところないし、刑事裁判の結果を待っているということでもない、司法裁判所の判断には拘束されたくないという感覚は強くある、という点を明言された。

弾劾訴追の権限を有する唯一の機関である下院には、これまでから、裁判官に対する告発が多数寄せられてきたが、これらははっきり言って手に余るものであったようだ。1980年法の成立以後は、ある程度事件はふるいにかけていて、議会による独自の対応も可能であるという。告発には、主として2つのタイプがあり、1つは、獄中の囚人から判事の非行を告発してくるもの、もう1つは、民事事件に関して、判事の偏見を指摘してくるものであるという。ただ、後者はあまり多くないとのことだった。議会が担当する必要がないと判断されるものについては、1980年法というのがあるが各巡回区の司法協議会による懲戒制度があるからそちらにどうぞという印刷文を用意してあり、それを付して返送しているとのことだった。

Freeman氏は、1980年代の3件の弾劾事件についての議会の判断は極めて正当なもので、政治的・党派的な色彩は全くないと考えているように見受けられた。罷免された3人の判事とその後弾劾事件に発展しそうになった2人の判事がすべて民主党大統領の任命であることについてどう思うかと聞いてみたところ、そのような指摘をされることはショックである、と言われてしまった。

「確かに彼らは全員、共和党にやられたというようなことを言っているが、そのようなことはない。クレイボーンは、公認会計士を変えて鉛筆書きの帳簿をペンで書き換えていたし、ヘイスティングスの収賄は明らかである。ニクソンは、自分に言わせれば馬鹿である。彼は、自発的に大陪審の前で証言して嘘をついた。しかも、質問がすべて終わった後に、判事さん何か付け加えたいことはないか、と聞かれたときに言ったことである。普通の人間は、こういうとき、『何もありません』というが、彼は、『1つ言いたいことがある』と言って、それ自体犯罪行為でも何でもないことについて嘘をついたのである。それは、検察官に電話をしたことを否認したことである。彼は、それで偽証罪に問われたのである。有罪判決はいずれも正当だ。」

最後に、NCJDRの勧告の影響について聞いてみたが、「NCJDRの答申については、現在では、何の影響力もない。」とあっさり否定されてしまった。多大な予算を掛けて行った調査であるが、予想に反して弾劾事件が続かなかったことで、議員は全く興味を失っているという。弾劾制度は複雑であり、これを改正するのは大変な作業である。もともと、弾劾とはそういうものだとのこと。アラバマ州のヘフリン上院議員がもと州最高裁の判事であり、この問題についてもっとも熱心であったが（彼はNCJDRのメンバーである）、今回の選挙には立候補していないという。彼がいなくなると、興味を持っている者は誰もいなくなるだろう、とのことだった。

かなりの皮肉屋のFreeman氏だが、その背後には、3つの弾劾事件を事務方の中心の一人として担当した誇りと感慨のようなものが感じられた。

Mr. Michael J. Remington

(former executive director of the NCJDR)

日 時 10月10日 16:30~17:30

場 所 Drinker, Biddle & Reath 法律事務所

通訳者 中村 忠彦

Remington氏は、NCJDRの事務方の責任者である。次に紹介するDavidson氏と並んで、連邦弾劾制度の実務上の問題点についてアメリカで最も詳しい人の一人であろう。このような方から直接お話を伺うことができたのは、大変幸運であった（もちろん、ワシントン大使館の方々のお骨折りによるものであり、単なる運ではない。）。

Remington氏は、政治任命である。直接確認しなかったが、NCJDRの議長であったKastenmeier下院議員による任命であろう*1。

まず、連邦議会における弾劾事件の位置付けから話を始められた。

弾劾事件については、1937年以降事件がなかったこともあり、カウンセルの指導のもとに行われているというのが現状である。80年代の事件は、刑事訴追され有罪判決を受けた判事が辞任しなかったことが引き金である。これまでの腐敗判事の歴史を検討すればわかるが*2、これまでは、名誉を重んじて辞職していた。1978年のFogel判事の事件でも、不起訴と引き替えに辞任している。別の民間職や他の官職を

*1: Robert W. Kastenmeier下院議員は、下院司法委員会の「裁判所・市民的自由・司法行政に関する小委員会」の委員長であり、NCJDRの議長に選任された。1980年法立法の下院における中心議員でもあったようで、Remington氏と共著で「裁判官の懲戒 - 立法の視点から」(Kastenmeier & Remington, *Judicial Discipline: A Legislative Perspective*, 76Ky.L.J.763 (1987-88)) という論文を書いている。この論文執筆当時のRemington氏は、同小委員会の首席顧問となっている。もっとも、弾劾に関わる以前は、アジア財団で発展途上国の関係の仕事を中心にしていたとのことだった。

*2: Tassel, *Why Judges Resign: Influences on Federal Judicial Service, 1789 to 1992*, Research Papers of the National Commission on Judicial Discipline and Removal Vol. II, 1137

紹介されて辞職している例もあるという。

議会は弾劾を好まない。立法の仕事があり、裁判官のような役をするのは好まないし、検事のような役も好まない。判事をフェアに扱わなければならない、やり損なうと大変であるという意識もある、という。裁判官の弾劾については、常に司法権の独立の侵害が問題とされるからである。ただ、Remington氏自身は、刑事裁判で有罪になった場合に自動的に罷免されるとする制度にしても何の問題もないと考えているし、NCJDRもそういう考えである。このようにしたからといって、司法の独立が害されるということはないと思う、と述べられていた。

上院の公判での委員会制度については、上院が委員会を使うことにしたのは「妥協」であり、使用の是非については議会内にも確たるコンセンサスはない、とされた。80年代の3つの事件では、面白い力学がある、という。委員会は常に裁判官よりになっているというのである。法律家は、トライアルモデルを考えやすいが、トライアルモデルを用いるのはコモン・ロー・システムであり、上院の裁判は、トライアルではあるが、もともと政治的なもの、人民裁判のようなものである、という。その上で、「委員会にあまり大きな権限を与えるべきではないという意見もある。」と付け加えられた。

これまでの調査で、弾劾制度の見直しの実現については、極めて厳しい話ばかりであったので、少し失礼かとは思ったが、NCJDRの勧告が実を結ぶ可能性について率直に聞いてみた。司法部に対する勧告の部分については、かなり採り入れられているという。また、1980年法の運用状況を議会に正確に報告させるという法案は通っている¹。氏が不満に思っているのは、有罪判決を受けた判事がそのままにされていることであるという。給与を貰い続けることについては、憲法の規定があつて、これを改正しない限りはどうしようもないが、給与以外の付加的な給付についてはこれを停止しても憲法には反しない。スペクター上院議員の担当であり、連邦判事はもちろん反対しているが、世論の支持があるからできるはずだ、とのことだった。

Mr. Michael Davidson

(Acting General Counsel at Congressional Research Services)

Mr. Morgan J. Frankel

(Deputy Senate Legal Counsel)

日 時	10月11日 10:00~12:00
場 所	Library of Congress
通訳者	Ms. Frances Seeds

Davidson氏は、1979年から1995年まで上院の顧問を務めていた。弾劾事件におい

¹：帰国後に調べてみたのだが、おそらく、Federal Court Improvement Act, P.L.104-317 Sec. 208, 110 STAT.3851のことだろうと思われる。

ても上院の事務方の責任者であり、Remington氏の話にもあったが、議員に対して、弾劾制度とその手続についてレクチャーする立場にあった。Frankel氏は友人で、現在の上院次席法律顧問である。

氏はまず、弾劾制度と国民との関係について話をされた。

国民は、判事が刑事事件で有罪になったときには動揺する。投獄されていながらサラリーを貰っているということになると怒りを募らせる。釈放されたら、また裁判所に戻るのではないかと怒る。議会の議員は多くの手紙を受け取ることになり、行動をとる必要が生じる、という。ここでも、弾劾制度が幅広い国民の要求、世論の要求を受けて初めて始動する極めて民主主義的な制度であることが述べられた。しかし、一方で、最近、一般の人々から、具体的な訴訟事件において判事のした判決についての不平不満が数多く寄せられることを指摘し、そういう場合には、議会の議員は、一般の人々に対して、弾劾というのはそういうことではないということをはっきり言って貰いたいと思う、とも述べられた。この点は、我が国の状況に極めて似たものがある。

さて、Davidson氏は、何と言っても上院の手続に関するスペシャリストである。そこで、委員会による証拠調べの問題点について、特に、委員会のメンバーである議員の投票結果と、他の議員の投票結果の傾向の違いについてどう思うかと聞いてみた。この点は、Remington氏からも、「面白い力学」として言及があった点である。

Davidson氏も、やはり弾劾裁判と刑事裁判の違いを強調された。そして、証拠調べを担当はするが、委員会としての投票もしないし、何らの勧告もしないというこの委員会の（他の上院の委員会とは異なる）特殊性も指摘された。また、憲法上独立している一部門から他の部門の人を罷免するというのは重大でデリケートな問題なのだ、とも述べられた。弾劾の基準は、「high crimes and misdemeanors」という広範囲のテストであるが、かみ砕いて言えば、国家に対して、深刻な背信行為を行ったかどうかということ、単に犯罪を犯したかどうかというだけではなく、権力の濫用の有無が重要な判断の基準である。これは、幅広い、いかにも立法府的な判断なのであって、小さいユニットに任せることは問題であるという。この点、我が国においては、法律により少数のユニットによる弾劾裁判所を設け、刑事訴訟法の諸手続を準用することとしており、弾劾裁判を極力司法的なものと位置付けようとしているが、学説も、「裁判」という言葉の意義を重視し、一般にこれに好意的であるように思われ、アメリカ的な考え方とは極めて対照的である。もっとも、アメリカにおいても、現代の弾劾は政治的なものであってはならないという考え方も強いのであり、司法的な、少数のユニットによる判断の合理性を支持し、委員会に勧告権を認める改革をせよという主張も有力に存在する。氏は、これについて次のように反論された。

ヘイスティングスの事件では、確かに指摘されるような問題点があった^{*1}。しか

^{*1}：ヘイスティングス事件とニクソン事件において、上院で3分の2以上の有罪投票のなされた10個の弾劾条項のうち、事実審理委員会の構成員であった上院議員の投票結果のみを抽出して集計すると、3分の2以上に達しているのはただ一つである。ヘイスティングス事件では、いずれの弾劾条項についても有罪が3分の2に達しなかった。つまり、仮に、事実審理委員会だけで投票していれば、ヘイスティングス判事は罷免されていなかったのである。

し、それは、制度的な矛盾ということではない。12人という小さなユニットでは、ひとりの比重が大きすぎる。実質的には、7-5と8-4ではあまり違いがないが、12人という人数では、それが大きな重みを持つ。委員会に現在以上の権限を持たせることは、1票の価値を大きくし過ぎる点で問題である。上院で3分の2以上という要件と、委員会で3分の2以上という要件とは、同じ重みではない。投票を全体でやることに意味がある。起草者の意思は明確であり、上院全体で投票しなければならないが、現在の議員の立法の負担を考えると上院全体での証拠調べは困難である。この2つのリアリティをコンビにしたのが現在の委員会制度である。憲法は、簡単な事件と複雑困難な事件とを区別できない。ヘイスティングス事件の投票結果は、事件の複雑さを示しているかもしれないが、制度的な矛盾を示しているわけではない、と。もっとも、氏も、議員に不当な予断を与えないよう、上院全体による審議がある程度行われた後という条件であれば、委員会のメンバーが上院全体に対して、その個人的な見解を述べるのはよいことだと思うとされた。

そこで、上院全体での審議、特にクローズド・セッションの実態について聞いてみた。委員会のメンバーでない上院議員は、どのようなスタンスで弾劾事件の審議に係わっているのだろうか。この点については、さすがに文献調査では得られない。

氏によれば、通常全体審理の2日目に行われるクローズド・セッションには、その開始時においてはほぼ全上院議員が参加している。クローズド・セッションは6時間から8時間続くが、途中まではほぼ全員が参加しており、その後は、結論を決めた議員から次第に退場していく。5時間目位から、抜けていく議員が目立つようになる、という。審議の内容は一切公開されないが、議員が大変熱心に審議していることは疑いない。この非公開審議の中で、委員会メンバーが説明役を務め、証拠を説明しているはずである^{*1}。委員の個人的な見解を表明しているかもしれない。他の議員は、その点について当然興味を持っているはずだからである、という。

議員は、政治的な影響力に左右されたり、一般国民の態度に過度に影響されることがあり、大統領弾劾事件では特にそうであるということは氏も認めておられた。しかし、裁判官の弾劾については、議員もシリアスな努力をし、証拠を検討し、理解しようとしているという。とはいえ、投獄されていながら給与を貰い続けているとか、出所後また裁判所に復帰するのではないかという懸念が強いときには、やはり世論に影響されることがあるかもしれない。実際、議員のうち、レポートにその見解を載せた人の中には^{*2}、そのような影響を正直に記載している人もあり、また、刑事事件で有罪となっている以上、それに従うという見解を載せている人もあるという。

次に、公職就任権の剥奪の問題について聞いた。

英国では弾劾は刑事手続そのものであり、刑罰があったが、合衆国憲法は、上院

*1: すべての上院議員は、上院全体での審理に先立ち、委員会での証拠調べの完全な記録と、ビデオによるその録画を見ることができる。

*2: 希望する議員は、自己の投票の理由を後日レポートと呼ばれる議会記録に掲載することができる。

が刑事的制裁を科さないということを規定している。憲法は、上院の判決は解職及び公職就任権剥奪以上に及ばないと規定しているが、その権限の形成されてくる過程において、今世紀の初め頃、弾劾の投票の際に、罷免と資格剥奪のプロセスを分けるようになった。最近の3つの事件では、いずれも資格剥奪の決定をしなかったが、その理由は、1つには、弾劾事件は議員にとっても大変不愉快なことなので、感情的にも、罷免の判決をしたあとは、この手続を一刻も早く止めたいと思うこと、2つには、ヘイスティングスまでは、誰も戻ってきた者はいなかったことである。つまり、大統領や判事として復帰を企てても、自ら罷免判決をした上院がこれを承認するはずはなく、このような問題は生じないから必要性がない。もし、公職就任権剥奪の決議をしていたら、この憲法の規定が、公選により選ばれる議員になる資格まで奪うものかどうかが議論になっていたかもしれない¹。3つ目の理由は最大の理由で、弾劾事件は極めて希な大事件であり、当時の一般の意識では、弾劾されたらもうだめだと思われていたことである。クレイボーンは、当時72歳であり、こういう問題は誰も考えなかった。あまりにも懲罰的であり、みんなが躊躇ったのであろう。ヘイスティングスは若かったが、刑事裁判で有罪になっているクレイボーンに対してすらしなかった公職就任権剥奪を、刑事裁判で無罪であったヘイスティングスに対して行うことはできない。NCJDRは、上院がこれをしなかったことについて批判しているが、上院は、その当時、3つの事件について、どれも資格剥奪をするべきではないと考えていたのだという。

最後に、NCJDRの答申の影響について聞いてみた。

弾劾はあまり用いられないルールであり、あまり考える必要はない。このような委員会ができたのは、事件が相次いだからである。しかし、現実としては、次の事件がない限り、制度の見直しをすることはないだろう。他方、新しい事件が起こってから制度を変えるというのはあまりにタイミングが悪い。実際に3つの事件に関与した議員は、私が思うには、概して今の制度に肯定的のようである。NCJDRの勧告の多くは、クローズド・セッションの過程で実現できることである。NCJDRは、クローズド・セッションの記録にアクセスできなかったわけだが、それが出来ていれば、もう少し上院の手続を信用しただろうと思う、と述べられた。

Prof. Archibald Cox

日時 10月14日 14:30~15:30
場所 Harvard University Law School
Lewis Center
通訳者 Ms. Hideko Worcester

Cox教授は、今回の面談者の中で最も有名な人であろう。かのウォーターゲート事

¹この点は、Freeman氏も言及されていたとおりである。

件の初代特別検察官である。ニクソン大統領が自ら録音していたホワイトハウス内での大統領と側近との会話のテープの提出を求めたことから、ニクソン大統領により解任されたという経歴をお持ちである。

アポイントメントの段階から、自分は弾劾については専門家ではないから、最近の裁判官に対する弾劾事件については専門的なコメントはできないとのことだったが、何と云っても、大統領の弾劾に発展した事件の渦中におられた方であるし、刑事手続と弾劾手続との関係についても伺いたかったので、無理にお願いして面談が実現した。

ただ、既にご高齢であられたことや、通訳に若干問題があったこともあって、十分なお話を聞くことができなかったのが少し残念であった。

特別検察官というのは、もちろん弾劾事件のためではなく、刑事事件の訴追のための検察官であるが、教授がこれに任命されたときには、法律上確立された制度ではなかったという。教授の知る限りでは、1920年のオイルスキャンダルの際に、ロバート・オーウェン長官が選任したことがあると思うが、自分が途中で解任されたりしたことから、今日では、Independent Council Act 1976 という法律により、明文の根拠とその地位の安定が図られているとのことであった。

ニクソン大統領のテープの提出命令については2つの系統があった。ひとつは、刑事事件における令状であり、教授が9つのテープを特定して提出命令を求めた。地裁は、この要求を棄却したが、控訴裁判所はこれを認めた。これが上訴されて、最高裁判所が最終的に提出を命じた。これとは別に、上院は、すべてのテープについてサピーナを発付した。この手続については上訴手段はない、とのことであった。

弾劾制度は、本来的には大統領をターゲットにした制度なのではないか、と聞いてみたところ、大統領はたった1人裁判になっただけであり、裁判官はたくさん罷免されているのだから、この制度が、本来的に、裁判官ではなく大統領をターゲットにしたものであるとはいえないだろう、と一蹴されてしまった。もっとも、教授も、問題のある裁判官については、ほとんどの場合、世評や政治的圧力で辞任させる方法が今でもとられていると認識されていた。

弾劾制度の改革の動きについて聞いてみたが、弾劾は、憲法上の制度ではあるが、ほとんど利用されない制度で、大統領に対してもたった2度用いられたに過ぎない。ニクソン大統領も結局辞任した。他の政府高官も罷免されていない。弾劾制度の歴史の中で多くの疑問が提起されてきたが、未だに弾劾条項の解釈さえあやふやであると指摘され、どちらかといえば、弾劾制度には特に期待すべきものはないというような認識であるように窺えた。そして、一番の問題は、一般の関心を全く集めていないことだ、と付言された。

Prof. Michael K. Young
Prof. Henry Monaghan
Prof. John F. Manning

日時 10月16日 11:00~12:30
場所 Columbia University School of Law
通訳者 Prof. Michael K. Young

先に紹介したとおり、Young教授は、日本法の研究者であり、日本語も大変に堪能であられる。教授自身は、弾劾や憲法は研究対象ではないが、弾劾についても良く知っている同僚の憲法の教授を紹介して下さるとのことであり、先生には、厚かましくも通訳をお願いすることにした。大変豪華な通訳者である。

訪ねてみると、アポイントメントの段階で手違いがあったようで、先方は、面談は17日だと認識されており、大変驚かれてしまった。もちろん、明日出直して来ますと申し出たが、折角来たんだから、と、同僚の先生方に電話をしてくれた。幸い、他のお二方も構内におられ、無事お話を伺うことができた。

場所は、Monaghan教授の研究室で、初めのうちこそ一言ずつ通訳を待って話しておられたが、興がのってくる、机の上に足を上げていかにもくつろいだ雰囲気話し始めた。途中からは、私たちがそっちのけで3人の教授がお互いに議論を始め、あわててYoung教授に、「今何を話してたんですか。」と尋ね直すという具合で、いかにもアメリカらしい、フランクな面談となった。

Monaghan教授は、まず、連邦裁判官に関する問題は大きく3つある、と切り出された。1つは、腐敗問題。しかし、州の裁判官はともかく、連邦の裁判官に関しては、それほど腐敗はなく、これは深刻な問題ではない。2つ目は、終身任期制にともなう高齢化による能力喪失の問題。これは現在最も深刻な問題である、という。3つ目は、上級裁判所の裁判官が、しばしば非常に乱暴な態度をとること。訴訟指揮が乱暴であったり、訴訟関係人に対して侮辱的な態度をとったりすることだという。

地方裁判所の裁判官について言えば、地裁の首席裁判官は何もできないという。各巡回区控訴裁判所の首席裁判官が、問題のある地裁裁判官を事件からはずすということは考えられないではないが（ただし、こういうことをすることについては批判もかなりある。）、控訴裁判所の裁判官の場合には、打つ手がないという。アメリカでは、最高裁判所あるいはその首席裁判官による連邦下級裁判所の裁判官のコントロールということは全くない。連邦裁判官の任命権は大統領にあり、地裁の裁判官として任命されれば、ずっと地裁の裁判官なのであって、昇任昇給ということもない。各裁判官の独立性は非常に強力に保たれており、そのためか、態度の横柄な人も結構いるようだ。地裁の裁判官は、自分でロー・クラークを選び、自分で判決するが、ときどき、その余りの独自性にたまりかねた控訴裁判所が、自らの判決の中で、その地方裁判所の裁判官を名指して批判するということがあるそうである。もっとも、控訴裁判所が地方裁判所の裁判官に対してどういう権限を持っているの

かという点については、法律上はどうもはっきりしないのだそうだ。

Monaghan教授によれば、上級裁判所が下級裁判所を監督するのは、司法の独立を侵すという議論をする者もあるが、司法の独立とは、主として他の二権に対する独立をいい、内部の独立ということはあまり問題にならないという。連邦裁判官は、内部的には既に十分独立しているからである。日本のように、任命から昇進転勤まで上級裁判所が把握している場合には、そうは言えないだろうとされた。

問題のある連邦裁判官に対するコントロールという点では、弾劾制度は全く働いていないという。連邦裁判官の数は憲法制定時から飛躍的に増加し、上院議員の数も100人となり、憲法制定のころとは全く制度の枠組みが変わっている。弾劾はめったに用いられない。弾劾以外の制度が必要であると明言される。特に、高齢化に伴う能力の喪失については、ロー・クラークや同僚裁判官によるプレッシャーにより辞職、引退を勧める方法が重要だという。憲法制定当時には意味があったかもしれないが、現在では、連邦裁判官の終身制は大きなミステークであり、判事の腐敗の問題よりも深刻で重大な問題であると断言され、これには他の2教授も完全に同意されていた。

日本の弾劾制度についても関心を示されたのでひととおり説明すると、Monaghan教授は、裁判官の非違行為については、連邦の制度から学ぶことはあまりないかもしれない、と言われた。連邦の裁判官はあまりにも独立している。地裁の裁判官が控訴裁判所の裁判官になるには、大統領の任命が必要であり、政治の世界とのつながりが必要になる。連邦の裁判官になりたければ、大統領が好きになるような判決を書くしかないのであって、司法部内における内部統制というものはない、という。連邦の制度は、決してよいものではないが、連邦判事の腐敗問題は深刻ではなく、特に制度を改正するまでの必要もないという。州の裁判官について言えば、こちらは大変問題があるという。選挙制のところもあり、もともとたいした人材ではないからだと言われた。比較法的には、ニューヨーク州やカリフォルニア州の裁判官懲戒罷免制度はなかなかよいが、アラバマ州などは人脈学閥があり制度が効果的ではない、と評された。

連邦の制度についてあまり評価されていないようなので、1980年法は駄目なのかと聞いてみたところ、あの法律については、実際にどのような改善施策が執られているのかがよくわからない、ということだった。また、ここでも、インフォーマルな統制メカニズムが重要だという認識が聞かれた。

このように弾劾制度そのものにもあまり意義を認めてはおられないように思われたが、折角であるから、現行の弾劾制度についても一言コメントをお願いした。

現行制度の中では、やはり委員会制度が問題であるとされ、確かにいい制度ではない、と述べられた。しかし、憲法論的には、12人委員会の活動は上院の内規の問題に過ぎず、上院がどのような内規を定めるのも自由である。最高裁もこれを認めている。ヘイスティングスの事件では確かに複雑なことになったが、簡単な事件と難しい事件との区別を憲法上ですることはできない、とDavidson氏と全く同じことを言われた。そして、再び、弾劾制度についてはもういいと思う、とされ、弾劾制度の改革にはあまり興味もなく期待もされていないことを明らかにされた。弾劾は

一番最後に現れてくる問題であるが、現在は、裁判官任命の際に、FBIがその人となりを入念に調査している。弾劾というのは大きな罰であり、司法の独立に影響する。弾劾を困難にしている現在の制度は意味がある、という。議会も、1980年法以降、弾劾以外の罷免の方法を探っているのだという。

1980年代に問題になった連邦裁判官がすべて民主党大統領の任命であったことについても聞いてみたが、多分偶然だろう、とのことだった。Monaghan教授は、実は、弁護士として、クライアントのために、ニクソン判事の前で口頭弁論をしたことがあるという。「金を出さないと刑務所だ」みたいなことを言っていたよ、とのことだった。

■ 3 収集した文献資料の整理・検討 ■

今回の調査の最大の目的であった委員会の報告書については、Remington氏のご厚意により、無事入手することができた。他の面談者の方々からも、いろいろと貴重な資料を提供していただいた。その一覧表を資料として添付しておく。

帰国後、直ちに入手した文献のリストを作成し、手控えを元に、各面談調査の内容を整理した。ここまでは比較的短時間に行えた。海外調査実施後、『裁判官弾劾制度の五十年』に掲載するための報告書を書き上げるまでの時間的猶予として数か月を見込んでいたが、NCJDRの報告書関係だけでも膨大な量であったから、自分の英語力からして、その時間的猶予の中で実際に読破できるのは収集した全資料のうちの何十分の一でしかないことはその時点でわかっていた。取りあえず、舟橋訴追委員会事務局長とご相談させていただき、訴追委員会の執務により関連が深い1980年法と裁判官懲戒制度の関係を舟橋局長が、弾劾裁判所の執務に関連が深い上院の弾劾裁判手続の問題を私が担当することとした。ただ、それでもあまりにも手が回らない。特に、一番多くの論点を残したHastings判事の提起した訴訟関係の資料は、非常に重要なものであるにもかかわらず、その高度の専門性から、到底私の手に負えないものであった。そこで、再び土屋講師にお願いして、Hastings判事の提起した訴訟について、その経過と結果をまとめていただいた。弾劾裁判所事務局にとって非常に貴重な資料となるものである。ここに改めて感謝の意を表したい。

私が自分の報告の第一稿を書き終えたのが平成9年の2月頃、その後、慣れない脚注作業などに追われ、ひととおり完成を見たのが5月頃であった。その後は、『裁判官弾劾制度の五十年』全体の編集作業に追われ、自稿を見直すような余裕も全くなかった。現時点で、既に、いくつかの間違いも判明しているし、もとより他の壮麗な執筆者の構成を思えば、このような駄稿を名前入りで掲載していること自体誠に気恥ずかしい限りである。

あ と が き

今回の調査については、本当に多方面にわたり、様々な方々のご助力をいただいた。ここで改めて感謝の意を表したい。事前の文献調査については、国会図書館調

査及び立法考査局行政法務課主査中根憲一氏のお世話になったほか、図書館に所蔵されている資料の貸与や複写などについては、図書館の各カウンターの係員の方々からご助言いただいたり、便宜を図っていただいた。質問事項書の検討など、出張調査の事前準備について、時國先生や土屋先生のお手を煩わせ、また、田島先生から貴重なアドバイスを頂戴したことは前記のとおりである。メインイベントともいえるワシントンでの調査については、衆議院から出向しておられた在米日本大使館二等書記官築山信彦さんに、多大なご尽力を賜った。訪問先との交渉や日程の調整、通訳者の確保、移動など調査に関する手配はもちろんのこと、連邦最高裁判所の弁論の傍聴や施設の見学などの貴重な機会を設けていただき、さらには、我々のワシントン滞在中の細かな世話に至るまで、本当にお世話になった。今回の調査が曲がりなりにも成功しているとするれば、それはひとえに築山氏のご尽力の賜物である。

折角このような貴重な機会と十分な時間とを与えられながら、基本的知識と語学力の不足から十分な事前準備もできなかつたし、面談者の貴重なお話も、通訳任せで自ら聞き取り理解するということがあまりできなかつた。その通訳にしても、このような専門的な話になると、ワシントンやニューヨークでさえ通訳者は極めて限られており、適任者を得ることは困難である。やはり、自分自身の語学力がネックとなつてしまった。帰国後も、基本的な訓練さえ全く受けたことのない自分には収集した文献の整理もままならず、「裁判官弾劾制度の五十年」に報告書を書かせてもらえるという願ってもない機会を与えられながら、それを十分に活かすこともできなかつたといわざるを得ない。それでも、この2年間に、自分の能力でできる範囲のことはしたつもりである。

さて、アメリカ法を継受して誕生した我が国の裁判官弾劾制度は、制度創設から50年を迎えた。「伝家の宝刀」ともいふべき弾劾の性質から、その例は極めて少なく、制度創設以来わずか6件を数えるのみである。これらの事件の経験を経て、一応の実務の蓄積もなされ、制度もそれなりに定着したとはいうものの、今後も、ひとたび事件になれば、国民の公務員選定罷免権と司法の独立の保障との間で、極めて重大かつデリケートな問題が生じ得ることに変わりはない。また、これまでの6件もそうであったように、弾劾事件ともなれば、その時々々の社会情勢とも決して無関係ではない。最後の罷免請求事件から既に14年の歳月を経て、人々の価値観は多様化し、罪と罰に関する日本人の倫理観や美意識といったものにも大きな変化が生じているように思われる。また、マスメディアとインターネットに代表される情報網が高度に発達しており、制度を取り巻く社会の状況も大きく変化している。次に罷免の訴追がなされたとき、弾劾裁判が社会に対してどのような影響を与え、逆に、弾劾裁判が社会からどのような影響を受けるのか、未知数の部分も多い。弾劾裁判所事務局においても、今後の弾劾制度のあり方に関するなお一層の調査研究が必要であろう。

最後に、私ごときにこのような貴重な機会を与えて下さった弾劾裁判所と訴追委員会、一切の事務手続をお引き受け下さった両事務局の皆様にご改めて感謝の意を表し、この報告を終えたい。

資料

■ アメリカ合衆国連邦議会に対する質問事項 ■

第1 一般的質問事項

- 1 弾劾制度がアメリカの歴史上果たしてきた役割（連邦及び各州）
- 2 現代における弾劾制度の存在意義（連邦及び各州）
- 3 これまでの実績（**資料入手を希望）
 - (1)上院の弾劾裁判（trial）実績
 - a. 連邦議会
 - b. 各州議会
 - (2)下院の弾劾訴追（impeachment）活動実績（現実には訴追に至っていないが、司法委員会（the Judiciary Committee）等で訴追もしくは懲戒等が審議された場合を含む）
 - a. 連邦議会
 - b. 各州議会

第2 最近の連邦判事の弾劾罷免について

- 1 Harry E. Claiborne（removed in 1986）、Alcee L. Hastings（1989）、Walter L. Nixon（1989）の各事件の概略（**資料入手を希望）
- 2 各事件で弾劾訴追の発端（ex. 新聞報道、国民からの投書ないし請願、下院担当部署の職権発動、その他）はどこにあり、何が下院議員を動かしたのか。また、各事件の下院内における弾劾訴追検討の開始時期はいつか。
- 3 刑事事件で有罪となり投獄されたにもかかわらず辞任しない連邦裁判官（ClaiborneとNixon）に対する国民の反応（投書、請願等の有無）
- 4 これらの事件を契機とした連邦議会（Congress）内における弾劾制度及び関連法規に関する議論の状況
 - (1)憲法改正についての議論とその動向
 - (2)The Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980（Pub. L. 96-458 OCT. 15, 1980）（以下では「1980年法」という）及びThe Judicial Discipline and Removal Reform Act of 1990（Pub. L. 101-650 DEC. 1, 1990）の活用の余地について
 - (3)The National Commission on Judicial Discipline and Removalのレポート内容（**資料入手を希望）とそれを受けた議会の動き
 - (4)その他、新たな立法ないし現行弾劾制度の運用改善等の対応策についての連邦議会内の議論

第3 その他の事項

- 1 今日の連邦弾劾制度は、憲法上Good Behaviour条項（U. S. C. Act.Ⅲ, §1）

でその身分が強く保障されている裁判官 (Art. III Judges) に対して主として有効に機能し、その存在意義を発揮していると考えてよいか。

今日の弾劾制度は、政府に対する民主的コントロールの手段として、他の政府高官に対してはどの程度の存在意義を有するか。

- 2 連邦の弾劾制度は、依然政治性を高度に帯びたものなのか。この点で各州の弾劾制度と比較して、制度の性質及び運用傾向に差異は認められるか。
- 3 非違行為のあった裁判官を規律する方法として、弾劾制度と裁判官の懲戒制度さらには通常の刑事訴追とが考えられるが、これらの連携関係はどうあるべきか。
- 4 1980年法 (U. S. C. Title 28 Chap. 17 § 372 (C)(8)) に基づく司法会議 (Judicial Conference) から下院への勧告 (recommend) 実績とそれに従った弾劾訴追のための調査及び審議活動実績
- 5 上院における弾劾審理 (trial) 手続で、上院弾劾規則 (Rules of Procedure and Practice in the Senate When Sitting Impeachment Trials) 11条による特別委員会の果たす役割及びその手続上の問題点と合憲性
- 6 弾劾裁判で有罪罷免された裁判官について何らかの資格回復のプログラムは用意されているか。

この点、連邦と各州で違いはあるか。

■ 連邦司法センター及び連邦裁判所事務局に対する質問事項 ■

第1 一般的質問事項

- 1 連邦裁判官に対するこれまでの懲戒実績 (**資料入手を希望)
- 2 これまでの各州の裁判官の懲戒実績 (**資料入手を希望)
- 3 非違行為のあった裁判官を規律する方法として、弾劾制度と裁判官の懲戒制度さらには通常の刑事訴追とが考えられるが、これらの連携関係はどうあるべきか。

第2 最近の連邦判事の弾劾罷免に関連して (Harry E. Claiborne, Alcee L. Hastings, Walter L. Nixon)

- 1 上記3人の連邦判事が刑事訴追される以前に、現職裁判官が刑事訴追された事例はあるか。
- 2 上記3人の連邦判事について、司法行政上どのような対応ないし処分がとられたのか。とりわけ、The Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980 (Pub. L. 96-458 OCT. 15, 1980) (以下では「1980年法」という) 及びThe Judicial Discipline and Removal Reform Act of 1990 (Pub. L. 101-650 DEC. 1, 1990) (以下では「1990年法」という) はどのように適用されたのか。
- 3 上記3人のうち、2人は、刑事事件で有罪となり、投獄されたにもかかわら

ず、辞任しなかったが、そのような事態に対して司法部がとったフォーマルないしインフォーマルな対応

第3 1980年法（1990年法を含む）の運用状況について

- 1 上記2法が通常の司法事件を担当する個々の裁判官に対する不信不満の解消に対して果たしている役割（国民への浸透度、適用実績。 **資料入手を希望）
- 2 同法施行が弾劾制度に及ぼした影響
- 3 1980年法に基づく司法会議から下院への勧告（recommend）実績
- 4 1980年法によって司法の自律的統制作用（自浄作用）は強化されたと言えるか。同法制定以前には、裁判官の不祥事について司法部内ではどのように対処してきたのか。

第4 裁判官の行動を規律する規範

- 1 裁判官の行動を規律する基準にはどのようなものがあるか。
- 2 裁判官倫理規定（ex. Model Code of Judicial Conduct/American Bar Association）はその行動基準足りえているか。
また、懲戒のための根拠規定となりうるのか。

■ 学者に対する質問事項 ■

第1 一般的質問事項

- 1 弾劾制度がアメリカの歴史上果たしてきた役割（連邦及び各州）
- 2 現代における弾劾制度の存在意義（連邦及び各州）
- 3 連邦の弾劾制度は、依然政治性を高度に帯びたものなのか。この点で各州の弾劾制度と比較して、制度の性質及び運用傾向に差異は認められるか。

第2 最近の連邦判事の弾劾罷免について（Harry E. Claiborne (removed in 1986)、Alcee L. Hastings (1989)、Walter L. Nixon (1989)）

- 1 連邦判事の任命から罷免までを通して見て、これらの事件が生じた原因はどこにあると考えるか。
- 2 非違行為のあった連邦裁判官を規律する方法として弾劾制度と裁判官の懲戒制度さらには通常の刑事訴追とが考えられるが、これらの連携関係はどうあるべきと考えるか。
- 3 学会ないし連邦議会（Congress）内における議論状況を踏まえ、以下の点をどう考えるか。
 - (1)弾劾裁判について議会の負担軽減もしくは運用上の便宜のために何らかの憲法改正の必要を認めるか。
 - (2)現行制度の運用による対応と新たな立法による対応
 - (3)弾劾制度による対応とそれ以外の制度による対応

第3 その他の事項

- 1 連邦議会の訴訟運営能力と適性についてどう考えるか。上院ないし下院という司法機関でない組織体が司法的運用をすることに無理はないか。
- 2 上院議事規則中の弾劾裁判規則11条による上院の12人委員会への証拠調べ等の委任の可否
- 3 最近弾劾罷免された3人の連邦判事については、いずれも刑事手続が先行している。しかもそのうち2人については有罪さらに投獄後も辞任しないのを待って調査に乗り出している。下院の弾劾訴追の調査開始時期についてはどのように考えるべきか。
- 4 合衆国憲法に規定されている弾劾罷免事由中の、「High crimes and Misdemeanors (Art. II, § 4)」というフレーズは柔軟な解釈が可能である。弾劾裁判上の実体判断基準として十分か。
- 5 今日の連邦弾劾制度の運用については、憲法上 Good Behaviour 条項 (U. S. C. Act. III, § 1) でその身分が強く保障されている裁判官 (Art. III Judges) に対する罷免の手段として法律家はどう評価しているか。
- 6 上院12人委員会による証拠調べの合憲性との関係で、上院の弾劾審理に対する司法審査の可否が議論されているようだが、それについての学説状況の概略あるいは議論の動向を知りたい。
- 7 司法事件を担当する個々の裁判官への不信不満を解消するシステムとして
 - (1) 上訴制度
 - (2) 1980年法に基づく不服申立て
 - (3) 請願等による弾劾の申立てがあると考えるか。他に何かあるか。これらはどう処理されるべきと考えるか。

■ 海外調査における入手文献一覧 ■

○ NCJDRの報告書関係 (Remington氏からいただいたもの)

Report of the NCJDR (NCJDRの基本報告書)

Executive Summary of Report of the NCJDR (NCJDR基本報告書の要旨)

Hearings of the NCJDR (NCJDRの公聴会記録)

Research Papers of the NCJDR Vol.1, Vol.2 (NCJDRの委託研究論文集全2巻)

○ 弾劾裁判に関する上院の議会資料 (Frankel氏からいただいたもの)

IMPEACHMENT OF JUDGE ALCEE L. HASTINGS (101 Cong. 1st Sess. S. Docu. 101-3)

REPORT OF THE IMPEACHMENT TRIAL COMMITTEE ON THE ARTICLES AGAINST JUDGE ALCEE L. HASTINGS (101 Cong. 1st Sess. S. Report 101-156)

IMPEACHMENT OF JUDGE WALTER L. NIXON, JR. (101 Cong. 1st Sess. S.

Docu. 101-17)

REPORT OF THE IMPEACHMENT TRIAL COMMITTEE ON THE ARTICLES AGAINST JUDGE WALTER L. NIXON, JR. (101 Cong. 1st Sess. S. Report 101-164)

○議会図書館調査室のレポート (Davidson氏からいただいたもの)

THE JUDICIAL COMPENSATION CLAUSE OF THE UNITED STATES CONSTITUTION (CRS Report for Congress 95-879A, Aug. 10, 1995)

Impeachment: An Overview of Constitutional Provisions, Procedure, and Practice (CRS Report for Congress 95-243A, Feb. 14, 1995)

An Analysis of S. J. Res. 113, A Proposed Constitutional Amendment Relating to the Removal of Federal Judges

(CRS Report for Congress 87-764A, Sept. 14, 1987)

What Evidentiary Rules and Principles are Applicable in Impeachment Trials?

(CRS Report for Congress 89-395A, June 28, 1989)

○Hastings, Nixonの提起した訴訟に関するもの

(Dash教授、Manning教授からいただいたもの)

1 刑事手続に関する訴訟

United States v. Hastings, 681 F. 2d 706 (11th Cir. July 12, 1982)

正式起訴されたヘイスティングス判事は、弾劾罷免以前には、連邦裁判官に対して刑事訴追はできないとして、正式起訴状の破棄を認める訴訟を提起したが、連邦地裁は、これを略式棄却した。同判事は、刑事手続の禁止令状の発給を求めて中間上訴を行った。本件は、現職の連邦裁判官といえども刑事手続の対象となるとしてこれを棄却した判決である。

2 1980年法手続に関する訴訟

In re Petition to Inspect and Copy Grand Jury Materials, 735 F. 2d 1261 (11th Cir. June 20, 1984)

1980年法に基づく巡回区司法協議会の調査委員会に対する刑事大陪審記録の開示の是非が争われた訴訟について、開示の必要性を認めた地裁判決を支持した控訴審判決である。

In the Matter of Certain Complaints under Investigation by an Investigating Committee of the 11th Circuit, 783 F. 2d 1488 (11th Cir. Feb. 20, 1986)

ヘイスティングス判事らは、同判事の秘書らに対する調査委員会の召喚令状について、違憲であるとして提訴したが、一審はこれを却下した (Williams v. Mercer, 610 F. Supp 169)。本件は、その判断を支持した控訴審判決である。

3 下院の弾劾調査に関する訴訟

In re Request for Access to Grand Jury Materials of Grand Jury No. 81-1, Miami, 833 F. 2d 1438 (11th Cir. Nov. 24, 1987)

下院の弾劾調査の必要は、連邦刑事訴訟規則 6 条(e)項の定める大陪審記録の秘密の例外に該当するとして、大陪審記録の引渡しを認めた地裁の判断を支持した控訴審判決である。

In re Grand Jury Proceedings. 841 F. 2d 1048 (11th Cir. March 14, 1988)

下院司法委員会が、フロリダ州南地区地方裁判所に対し、ヘイスティングス判事の盗聴漏洩疑惑に関する大陪審記録の引渡しを求めたことについて、ヘイスティングス判事は同地裁に引渡しを拒否するよう求めたが拒否された。本件は、その地裁の判断を支持した控訴審判決である。

4 上院の弾劾裁判に関する訴訟

Hastings, Nixon v. United States Senate, 716 F. Supp 38 (D. D. C. July 5, 1989)

ヘイスティングス判事（ニクソン判事も訴訟参加）が、近く行われる予定の委員会による証拠調べ手続の差止めを求めたのに対してこれを却下した地裁判決である。この事件の控訴審判決は、Hastings, Nixon v. United States Senate, 882 F. 2d 332 (D. C. Cir.) であるが、これは未入手。

Hastings v. United States, 802 F. Supp 490 (D. D. C. Sept. 17, 1992)

ヘイスティングスは、罷免後、委員会による証拠調べは違憲であるとして提訴した。本件は、ヘイスティングスの主張を認め、弾劾有罪判決は無効であると宣言した地裁判決。

Nixon v. United States, 113 S. Ct. 732, Jan. 13, 1993

上院の弾劾裁判手続については、政治問題であって、司法審査適合性を欠くとした最高裁判決である。

Hastings v. United States, 837 F. Supp 3 (D. D. C. Oct. 21, 1993)

上記ニクソン事件に関する最高裁判決が下されたことにより、控訴裁判所によって破棄差戻しを受けた一審が、最高裁判決に従ってヘイスティングスの訴えを却下したもの。

※ 以上は、土屋孝次「Hastings裁判官が提起した訴訟について」を参考にしました。

○1980年法に基づくORDER集（Barr氏からいただいたもの）

○その他の資料

Dash, Chief Counsel Revisited: Reflections on the Sheffield Impeachment Inquiry, RES IPSA LOQUITUR Vol. 32, No. 2 (GEORGETOWN LAW CENTER)

S.DASH, CHIEF COUNSEL: Inside the Ervin Committee-The Untold Story of

Watergate

Blum, *How Much Process is Due: The Senate Impeachment Trial Process after Nixon v. United States*, 44 CATH. U. L. REV. 243

(以上、Dash教授から)

CODE OF CONDUCT OF UNITED STATES JUDGES (11/93) (J. Barr氏から)

Judicial Business of the United States Court: 1995 Report of the Director (抜粋コピー) (M. Davidson氏から)

RAOUL BERGER, IMPEACHMENT, *The Encyclopedia of the American Constitution* (抜粋コピー) (A. Cox教授から)

MICHAEL REMINGTON, IMPEACHMENT, *The Encyclopedia of the American Constitution* (抜粋コピー) (M. Remington氏から)

■ 事前調査において収集した弾劾関係論文一覧 ■

○専門書

MICHAEL GERHARDT, *THE FEDERAL IMPEACHMENT PROCESS - A CONSTITUTIONAL AND HISTORICAL ANALYSIS* (1996)

現在のアメリカ弾劾制度研究の第一人者と思われる憲法学者による連邦弾劾制度に関する総合的な著作である。巻末の文献リストも有用である。

○ペンシルベニア大学・ロー・レビューの特集 (142 UNI. PENN. L. REV. (1993))

NCJDRによる委託研究論文が特集されている。NCJDRのResearch Papersに収録されているものとはほぼ同じ内容である。

Stephen B. Burbank & S. Jay Plager, *Foreword: The Law of Federal Judicial Discipline and the Lessons of Social Science*, 1

Jeffrey N. Barr & Thomas E. Willging, *Decentralized Self-Regulation, Accountability, and Judicial Independence Under the Federal Judicial Conduct and Disability Act of 1980*, 25

Peter M. Shane, *Who May Discipline or Remove Federal Judges? A Constitutional Analysis*, 209

Charles Gardner Geyh, *Informal Methods of Judicial Discipline*, 243

Emily Field Van Tassel, *Resignations and Removals: A History of Federal Judicial Service-and Disservice - 1789-1992*, 333

○弾劾裁判制度に関するその他の主要論文

Todd D. Peterson, *The Role of the Executive Branch in the Discipline and Removal of Federal Judges*, 1993 UNI. ILL. L. REV. 809 (1993)

NCJDRのResearch Papersにもほぼ同じものが収録されている。

Warren S. Grimes, *Hundred-Ton-Gun Control: Preserving Impeachment as the Exclusive Removal Mechanism for Federal Judges*, 38 UCLA L.REV. 1209 (1990-1991)

著者は、もと下院司法委員会の主席顧問であり、クレイボーン事件で下院訴追委員のスタッフでもあった。NCJDRのResearch Papersには、下院の役割に関する論文が収録されている。

Michael J. Broyde, *Expediting Impeachment: Removing Article III Federal Judges After Criminal Conviction*, 17 HARV. J. L. & PUB. POL., 158

刑事手続が先行した場合には、下院は独自の事実認定を一からやり直すことなく、弾劾手続を促進させるべきだとする改革提言。

Daniel Luchsinger, *Committee Impeachment Trials: The Best Solution?*, 80 GEOTWN. L. J. 163 (1991)

Rose Auslander, *Impeaching the Senate's Use of Trial Committees*, 67 N. Y. UNL. L. REV. 68 (1992)

この2つは、委員会による証拠調べを違憲とする少数説にたつ文献。若手研究者による少数説ではあるが、問題点の理解に大変役立つ文献である。

Buckner F. Melton, Jr., *Federal Impeachment and Criminal Procedure: The Framer's Intent*, 52 MARY. L. REV. 437 (1993)

弾劾裁判制度の性質について、刑事手続との対比から論じている文献。

William H. Rehnquist, *The Impeachment Clause: A Wild Card in the Constitution*, 85 NW. UNL. L. REV. 903 (1991)

現最高裁長官レンキストの弾劾制度に関する小論(講演)。特段近時の問題に焦点をあてたものではないが、レンキスト長官は弾劾制度の歴史についての著作などもあるらしく、弾劾には関心を持っているようである。

○ケンタッキー・ロー・ジャーナルの特集 (76 Ky. L. J. (1987-88))

クレイボーン事件後の裁判官懲戒罷免制度に関する特集である。

John H. Garvey, *Foreword: Judicial Discipline and Impeachment*, 633

Stephen B. Burbank, *Alternative Career Resolution: An Essay on the Removal of Federal Judges*, 643

Bradley C. Canon, *Comments on Professor Burbank's Essay*, 701

Ronald D. Rotunda, *An Essay on the Constitutional Parameters of Federal Impeachment*, 707

Richard H. Underwood, *Comments on Professor Rotunda's Essay*, 733

Mitch McConnell, *Reflections on the Senate's Role in the Judicial Impeachment Process and Proposals for Change*, 739

Robert W. Kastenmeier & Michael J. Remington, *Judicial Discipline: A Legislative*

Perspective, 763

Reid H. Weingarten, *Judicial Misconduct: A View from the Department of Justice*, 799

Jeffrey M. Shaman, *State Judicial Conduct Organizations*, 811

○1980年法に関する文献

Patrick D. McCalla, *Judicial Disciplining of Federal Judges is Constitutional*, 62 *SOUTH CALIF. L. REV.* 1263 (1989)

1980年法について、その内容や制定に至る経緯等を論じた重要文献。

Alexa J. Smith, *Federal Judicial Impeachment: Defining Process Due*, 46 *HASTINGS L. J.* 639 (1995)

1980年法の手続から上院による弾劾判決までの下級裁判所裁判官の懲戒罷免手続全体について、手続的公正が保障されているといえるかを検討する若手研究者の論文。

○現職連邦裁判官の刑事訴追に関する文献

Maria Simon, *Bribery and Other Not So "Good Behavior": Criminal Prosecution as a Supplement to Impeachment of Federal Judges*, 94 *COLUM. L. REV.* 1617 (1994)

現職連邦裁判官に対する刑事手続と弾劾による罷免との関係について、憲法制定直後からの議論の流れを踏まえて論じている文献。

Robert S. Catz, *Judicial Privilege*, 22 *GEORGIA L. REV.* 89 (1987)

Robert S. Catz, *Removal of Federal Judges by Imprisonment*, 18 *RUTGERS L. J.* 103 (1986)

Steven W. Gold, *Note: Temporary Criminal Immunity for Federal Judges: A Constitution Requirement*, 53 *BRKLN L. REV.* 699 (1987)

これら3つは、若手研究者による現職連邦裁判官の刑事訴追に関する文献である。弾劾手続終了前の刑事訴追は違憲であると主張する少数説。判例でもNCJDRの報告でも批判されているが、問題点の理解に有用である。

○収集したその他の文献

1980年法の制定から3件の弾劾事件、そしてNCJDRの調査研究と、1980年から90年代前半にかけては、裁判官の懲戒罷免制度が幅広い関心を集めた時期である。若手研究者や学生もさかんにこのテーマを取り上げたようである。以下の文献は、それらの中でたまたま目に触れて収集したもので、必ずしも重要なものとはいえないものもあるが、一応ここに列挙しておく。

Rebecca L. Brown, *When Political Questions Affect Individual Rights: The Other Nixon v. United States*, 1993 *S. CT. REV.* 125 (1993)

Lisa A. Kaine, *Judicial Review of Senate Impeachment Proceedings: Is a Hands off Approach Appropriate?*, 43 CASE WESTERN RESERVE L. REV. 1499 (1993)

Thomas D. Amrine, *Judicial Review of Impeachment Proceedings: Nixon v. United States*, 113 S. Ct. 732 (1993) , 16 HARV. J. L. & PUB. POL., 809

これら3つは、いずれもニクソン事件に対する最高裁判決に関するもの。

Victor Williams, *Unconstitutional Bills of Attainder or Valid Impeachment Convictions?: The Walter Nixon and Alcee Hastings Impeachment Cases*, 22 SW. UNL. L. REV. 1077 (1993)

ヘイスティングス事件・ニクソン事件に批判的な若手研究者の文献

Lynn A. Baker, *Unnecessary and Improper: The Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980*, 94 YALE L. J. 1117 (1985)

1980年法の手続を批判する学生の論文。

以上

(元裁判官弾劾裁判所事務局訟務課長心得、現札幌家庭裁判所判事補)



アメリカにおける裁判官弾劾制度の新傾向

—ヘイスティングス裁判官事件に関する司法判断の分析—

土屋孝次

はじめに

アメリカ連邦議会の弾劾権は、大統領、副大統領その他裁判官を含む連邦政府文官を対象とする罷免権限である(1)。このような弾劾権について、憲法制定会議は大統領の罷免手続としての意義を重視して議論していた(2)。しかし、現在まで弾劾有罪判決を受けて罷免された者は、7名の下級審裁判官のみである。このように、弾劾権は、憲法上終身任期を保障された連邦裁判官に対する唯一の罷免手続として重要な役割をはたしている。

1980年代後半、議会は50年ぶりの弾劾裁判を行い、3名の地裁裁判官を罷免した。1986年のクレイボーン (Harry Eugene Claiborne) 裁判官、1989年のヘイスティングス (Alcee Hastings) 裁判官および同年のニクソン (Walter L. Nixon, Jr.) 裁判官である(3)。短期間のうちに3件の弾劾裁判が行われたために、一見すると、議会は弾劾権行使に熱意を持っているように見受けられる。しかし、事例を検討すれば、下級審裁判官の弾劾手続の簡略化、形式化の進行を指摘できる。すなわち、3事件ともに刑事手続の完了を待って弾劾手続が開始されたこと、合衆国司法会議の弾劾勧告が重要な役割をはたしていること、下院の弾劾調査の形骸化(4)、および、上院の弾劾裁判手続の簡略化などが挙げられる。このような新傾向は、弾劾手続開始前の辞職により解決した1990年代の2つの事件においても踏襲されている(5)。

1980年代に発生した弾劾事件のもうひとつの特徴は、罷免された3裁判官が弾劾手続の各段階において訴訟を提起し、司法判断を求めたことである。過去200年近く、弾劾に関する訴訟がほとんど見られなかったのとは対照的である(6)。一連の訴訟において、これまで未解決であった弾劾手続の憲法問題のいくつかは司法部による判断が下されたことは注目されてよい(7)。

そこで、本稿は、ヘイスティングス裁判官が刑事手続の開始から弾劾判決で罷免されるまでの間に提起した訴訟を取り上げ、弾劾手続の新傾向に対する憲法的考察を加える。

■ 1 連邦裁判官に対する刑事手続 ■

フロリダ南地区連邦地裁のヘイスティングスは、刑事事件において無罪となった容疑で弾劾罷免された初めての連邦裁判官である(8)。

ヘイスティングスは、1936年9月5日生まれ。フロリダ州初の黒人連邦裁判官であり、リベラルな政治的発言を行うことで知られていた。1981年、FBIは、ヘイスティングス裁判官が担当した恐喝事件の被告人から、保護観察処分への変更、罰金の減額と引き換えに賄賂を得ようとしているとの密告情報を入手した。そこで、

FBIの捜査員が当該被告人の代理と称して仲介役の弁護士と接触し、15万ドルの贈賄を取り決め、前金として2万5千ドルを支払った。数日後に、ヘイスティングスが84万5千ドルを被告人に返還するよう命じたため、連邦司法省は、収賄、共同謀議および司法妨害の容疑でヘイスティングスを連邦大陪審に告発した。

1981年12月29日、フロリダ南地区連邦大陪審は、調査の結果、共同謀議および司法妨害の容疑でヘイスティングス裁判官に対する正式起訴状(indictment)を発給した。公判開始は1982年3月22日に予定された。しかし、2月1日、ヘイスティングスは、フロリダ南地区地裁には弾劾罷免以前の裁判官に対して刑事手続を行う管轄権がないとして、正式起訴状の破棄を求める訴訟を提起したのである。地裁はヘイスティングスの申し立てを略式で拒否した。そこでヘイスティングスは、第11巡回区控訴裁に対して、刑事手続の禁止令状の発給を求める中間上訴を行った。控訴理由は2点ある。すなわち、①議会の弾劾裁判によって罷免される前に連邦裁判官を起訴することは、憲法1条3節7項の文言に反する。②司法職務に関して行政部が連邦裁判官を起訴することは権力分立原理に反する。

1982年7月12日、ヴァンス(Vance)裁判官による全員一致の控訴裁判決は、ヘイスティングスの主張を全面的に退ける判断を示した(9)。まず、①につき、控訴裁は、現職裁判官に対する起訴が争われた唯一の事例である1974年の判決が先例になるとした(10)。同事件では、第7巡回区控訴裁のカーナー(Otto Kerner)裁判官が前職当時の脱税容疑で起訴され、有罪判決を受けていた。そこで、控訴裁は、憲法1条3節7項は弾劾手続と刑事手続の順序を定めたものではなく、同一事件に関して両手続が別個に進行しても「二重の危険」(憲法修正第5条)に該当しないことを明らかにするための規定であるとした。

さらに、控訴裁は、②の権力分立原理違反の主張についても理由がないとする。憲法は、連邦裁判官の終身任期制など司法の独立について一定の保護を与えており(憲法3条1節など)、また、一般市民と同様に裁判官にも行政部による報復的な起訴に対する保護が認められている。裁判官に絶対的な刑事免責を付与することは、司法の独立にとって不可欠ではなく、かえって、憲法システムにとって重大な害悪を発生させる。合衆国では、「いずれの者も法の上に立つことはできない」のであり(11)、現職裁判官も当然に刑事手続の対象となる。

最高裁は同事件の上告を受理せず、判決は確定した。学説の一部には、裁判官に対する起訴および収監が罷免と同様の効果を有するとし、司法の独立を保障する観点から弾劾手続終了まで刑事手続に関する一時的免責を認めるべきであるとの異論もみられた(12)。本件判決により、在職時の行為に関して現職裁判官を起訴できることが判例上確立したことになる(13)。

控訴裁判決を受けて、ヘイスティングスに対する刑事裁判がフロリダ南地区地裁で開始された。ヘイスティングスは、当該没収金の返還は賄賂とかかわりなく正当に行われたものであり、事件が人種的、政治的偏見に基づくものであると主張した。FBIが共犯者を早まって逮捕していたために、ヘイスティングスが金銭を授受し

ていたかどうか確認できていなかった。1983年2月4日、地裁陪審員団は、ヘイスティングスと賄賂とを直接結びつける証拠が存在しないとして無罪評決を下した。検事上訴は認められておらず、無罪判決が確定した。

■ 2 1980年法手続の合憲性 ■

刑事裁判終了後、ヘイスティングス裁判官は、「司法協議会改革および裁判官の行動と欠格に関する1980年法」（以下、1980年法）手続の対象となった。1980年法は、連邦下級審裁判官の非行対策のために制定されたもので、各巡回区司法協議会に対して管轄権を有する裁判官の非行行為を調査する権限を付与し、さらに、協議会が弾劾相当と決定した場合には、最高裁長官を長とする合衆国司法会議が下院に対してその旨を確認し、必要な記録を送付する手続を定めている(14)。

1983年3月17日、無罪判決から6週間後、2名の地裁裁判官が第11巡回区司法協議会に対してヘイスティングスの行為を調査するよう申し立てた。そこで、第11巡回区控訴裁長官ゴッドボールド (J.C. Godbold) は、自身を含め5人の裁判官からなる調査委員会を任命、委員会は以後3年間にわたる調査を開始した。ヘイスティングスは、1980年法の合憲性および個々の手続の違法性を争う訴訟を連続して提起して対抗した。

① 大陪審記録の提出をめぐる訴訟

最初の訴訟では、司法協議会の調査委員会が連邦大陪審に対して行った非公開情報の提出要求が争われた。大陪審は刑事事件において起訴を決定する非公開手続であり、その記録は審理終了後も公開されない(15)。大陪審記録に秘密性が要求される理由として、判例は、被疑者の逃亡の防止、率直な大陪審審理過程の保護、証人に対する買収の防止、情報提出の促進、無実の被疑者の権利保護などを挙げる(16)。もっとも、大陪審記録の秘密も絶対的なものではなく、連邦刑事手続規則6条(e)項は、司法手続に必要な場合、検事、被疑者が要求する場合などにおいて、管轄地裁が大陪審記録を引渡すことを認めている(17)。

1983年6月3日、調査委員会は、ヘイスティングスに対する起訴状を発給した大陪審の記録へのアクセスを求めて、フロリダ南地区地裁に訴訟を提起した。これに対して、ヘイスティングスは、委員会活動が彼の憲法的権利を侵害しているとして、訴訟を棄却するよう申し立てた。地裁のゴードン (E.A. Gordon) 裁判官は、委員会への開示を認めたとしても大陪審記録の秘密が伝統的に保護してきた利益を侵害することはなく、また、ヘイスティングスの無罪判決も1980年法に基づく調査の必要性を妨げるものではないとし、委員会のアクセスを認めた(18)。

そこで、ヘイスティングスは、①連邦議会は大陪審記録に関する訴訟を提起する権限を司法協議会の調査委員会に付与していない、②刑事手続規則6条(e)項は調査委員会を大陪審記録の開示対象と規定していない、③地裁による大陪審記録の開示は裁量権の濫用にあたる、④本件訴訟の提起は司法協議会の裁判官による共同謀議の一部を構成している、として控訴した。

これに対して、第11巡回区控訴裁のキャンベル (L.H.Campbell) 裁判長 (第1巡回区控訴裁所属) は、地裁判決を支持する判断を示した(19)。①調査委員会は、1980年法上、裁判官の非行に関する調査を行う義務を負っており、また、幅広い召喚令状発給権も認められている。このような制定法上の義務と権限は、大陪審記録に関わる訴訟を提起する委員会の原告適格を容認する。②地裁は大陪審を監督する権限を持っており、連邦刑事規則の例示に関わらず、特定の状況において大陪審記録の開示を決定できる。③調査委員会には当該記録を求める「やむにやまれぬ必要性」が認められる。これに対して、大陪審記録の秘密に関する公共の利益は、地裁の開示命令に一定の条件が付されており、1980年法に秘密保持手続が規定されていることから、十分な保護を受けている。④そもそも、1980年法372条(C)(10)項は、司法協議会の活動を審査する排他的管轄権を合衆国司法会議に付与しており、ヘイスティングスの主張に対する地裁の審査権を否定している。

なお、ここで問題となった大陪審記録については、下院の弾劾調査に関連して再度訴訟が提起されることになる。

② 1980年法の合憲性

次に、ヘイスティングスは、1980年法自体の合憲性を争う訴訟をコロンビア地区地裁に提起した。被告は、合衆国司法会議、最高裁長官、司法協議会および調査委員会であった。ヘイスティングスは、以下の4点を主張した。①1980年法は、文面上、権力分立原理、およびデュー・プロセス条項に反している。②1980年法の適用は、権力分立原理、およびデュー・プロセス条項に反する。③ヘイスティングスに対する調査は、彼の諸権利を侵害する共同謀議を構成する。④調査は1974年プライバシー法の諸権利を侵害している。地裁は、①について略式で却け、②および③については1980年法規定により審査対象外であるとし、④については抽象的主張であり認められないと判断した(20)。

コロンビア地区控訴裁のマッゴワン (C.McGowan) 裁判官は、結論として地裁判決を支持したものの、その理由付けは地裁と異なっていた(21)。まず、控訴裁は、論点①および②については、調査委員会がレポート提出も勧告も行っていない段階で判断するのは時期尚早であるとして、審査を拒否した。③については、すでに大陪審記録をめぐる前記訴訟で争われており、当該事項に対する排他的管轄権を合衆国司法会議に認めた同控訴裁判決に拘束される。④調査委員会に対する司法省の情報提供は、1974年法552条 a(a)(7)項が認めるプライバシー情報の利用可能事例に該当し、違法性はない。このように述べて、控訴裁はヘイスティングスの主張を却けたのである。もっとも、本判決は①および②について審査を回避しており、1980年法の合憲性に関する判断は調査委員会の活動終了時まで持ち越されることになった。

③ 調査委員会の召喚令状の合憲性

1980年法にかかわる第3の事件では、ヘイスティングスの秘書らに対する調査委

員会の召喚令状および証言強制が問題となった。1985年5月、調査委員会は、ヘイスティングスの秘書および現職、前職のロー・クラークに対して、委員会への出頭と面会日誌等の資料を提出するよう求める令状を発給した。秘書らは、裁判官とスタッフとの間のコミュニケーションに関する秘匿特権を主張して令状に従うことを拒否した。さらに、ヘイスティングスも参加して、フロリダ南地区地裁に対して、当該調査および令状の合憲性を争う訴訟を提起した。しかし、同地裁のウィルケンス (W.W.Wilkens) 裁判官は、調査委員会の申し立てを受け入れ、1980年法に基づく令状に関する事物管轄権を否定して訴訟を却下した⁽²²⁾。そこで、ヘイスティングスら原告は第11巡回区控訴裁に控訴した。

ヘイスティングス側の主張は多岐にわたるが、整理すると、①1980年法に基づく調査委員会への授権は、司法部に行政権を付与するものであり、権力分立原理に反する。②当該調査は、自由で率直な意思決定を行う裁判官の独立を侵害している。③合衆国司法会議、司法協議会による弾劾勧告は、弾劾に関わる連邦下院の専権を侵害している。④裁判官の「非行行為」についての1980年法の定義があいまいである。⑤1980年法は調査対象となった裁判官のデュー・プロセスを侵害している。

これに対して、キャンベル (L.H.Campbell) 裁判長 (第1巡回区控訴裁所属) による全員一致の判決は、原告の主張を全面的に却けた⁽²³⁾。①1980年法に基づく調査授権は、司法行政を補助するという正当な目的判断に基づき連邦議会が司法部に付与したものであり、権力分立原理に反しない。②調査は、公共の利益のみならず全体としての司法の独立にも寄与するものである。また、司法部内の司法協議会が行う調査は、下院の弾劾調査と比べると、裁判官の独立を侵害するものではない。③憲法は、弾劾に関わる調査の全てを下院が行うように求めておらず、議会による司法部への調査授権を禁じていない。さらに、④については、裁判官のスタッフは、1980年法の定義に関わる訴訟を提起する原告資格を持たない。また、⑤は本件事例とは無関係であると判断された。控訴裁は、裁判官とスタッフとの間のコミュニケーションに条件付の免責特権が存在することを認めるものの⁽²⁴⁾、本件に関する調査委員会の発給した令状自体は有効であると判断したのである。

④ 1980年法の合憲性

1980年法に関連した最後の訴訟は、司法協議会に対する調査委員会の報告書の提出を待って開始された。この報告書の中で調査委員会は、ヘイスティングスが刑事手続において偽証し、証拠を捏造していたと結論していた。

1986年8月25日、ヘイスティングスは、合衆国司法会議、司法協議会および調査委員会の活動が違憲であるとの宣言的判決を求めて、コロンビア地区地裁に提訴した。論点は、前記訴訟で司法判断が時期尚早とされたもので、1980年法が文面上もしくは適用上違憲かどうかを問うものである。ゲゼル (G.A.Gesell) 裁判官による地裁判決は、①合衆国司法会議に関わる問題は成熟 (ripe) していない、②その他の論点への審査も他の事件での終局判決によって妨げられる、として訴えを却けた⁽²⁵⁾。

そこで、ヘイスティングスは、主張を一部変更して控訴した。①1980年法手続は、連邦裁判官に行政部および立法部の職務を割り当てており、司法の独立を危険にさらす。②連邦下院に対する司法会議の弾劾勧告は権力分立原理に反する。③1980年法は対象となった裁判官が防御に費やしたコストを補償していない。同様に、第11巡回控訴裁長官の裁量権行使は、憲法3条1節が保障する裁判官の歳費を不当に減少させている(26)。④1980年法の内容は、漠然、広汎であり、公正な手続を提供しておらず、デュー・プロセス条項に反する。⑤1980年法の適用は、権力分立原理、歳費規定およびデュー・プロセス条項に反する。

これに対して、ギンズバーグ (D.H.Ginsburg) による控訴裁判決は、地裁判決を一部支持、一部を破棄差戻しする判断を示した(27)。まず、控訴裁は、司法会議に関する問題が未成熟であるとの地裁判決には同意しなかった。また、権力分立原理違反を問う論点①のみが、他の終局裁判に妨げられるとした。そこで、②については、議会は1980年法により司法会議に弾劾勧告の義務履行を命じておらず、裁量を付与しただけである。③歳費の減少の問題は、司法行政上の救済を求める努力の後に、はじめて訴訟の対象となる。ヘイスティングスはその手続を踏んでいない。④1980年法の立法史は、ヘイスティングスが漠然不明確と主張する裁判官の「非行行為」文言に関して十分な定義を与えている。ただし、控訴裁は、当該調査の過程においてヘイスティングスのデュー・プロセスが侵害された事実の有無を再検討する必要があるとして、論点⑤についてのみ地裁に差し戻した。

しかし、本件訴訟が控訴裁で係属している間にも、1980年法手続は進行していた。1986年9月4日、第11巡回区司法協議会は、刑事事件では無罪となったヘイスティングスの行為が弾劾に相当すると判断して合衆国司法会議に報告書を提出。1987年3月17日には、合衆国司法会議も協議会の決定に同意して委員会の報告書および付属資料を下院議長に送付した。さらに、3月28日、下院はヘイスティングス裁判官に対する弾劾手続を開始する決議を行い、ただちに司法委員会が弾劾調査を開始した。控訴裁判決の半年前であった。

■ 3 連邦議会の弾劾手続と司法審査 ■

① 下院の弾劾調査手続に関する訴訟

ヘイスティングスは、下院司法委員会が行った大陪審記録の提出要請に対して、異義を申立てる訴訟を提起している。この訴訟では、下院の弾劾調査の性質が争点のひとつとなった。

(a) 1981年大陪審記録をめぐる訴訟

1987年7月15日、下院司法委員会のロディノ (P.W.Rodino, Jr.) 委員長は、ヘイスティングス事件の発端となった大陪審記録へのアクセスを求めた。フロリダ南地区地裁のキング (King) 裁判長は、委員会に対する記録の引渡しを認める命令を発給した。そこで、ヘイスティングスは、キング裁判長による命令の差し止めと自身へ

の大陪審記録の開示を求める申し立てを行った。

地裁のバツナー (J.D.Butzner) 裁判官 (第4巡回区控訴裁所属) は、司法委員会が当該大陪審記録にアクセスする権利を有していること、また、ヘイスティングスによるアクセスについては、議会が弾劾手続に関連して判断すべき事項であるとした⁽²⁸⁾。ヘイスティングスは、下院司法委員会が当該記録に対する特別の必要性を立証しておらず、引渡しは権力分立原理に反するとして控訴した。

11月24日、第11巡回区控訴裁のメリット (G.S.Merritt) 裁判官 (第6巡回区控訴裁所属) は、本件が連邦刑事手続規則6条(e)項の定める大陪審記録の秘密の例外に該当すると判断した⁽²⁹⁾。すなわち、6条(e)項は「司法手続に予備的」な場合に大陪審記録を引き渡せるとしており、下院の弾劾調査は「司法手続」に相当する上院の弾劾裁判に「予備的」なものと解される。そこで、控訴裁は、①司法委員会には、完全かつ公正な弾劾調査を行うための利益が存する。②委員会の当該記録への必要性は、問題となっている事実が7年以前に発生したものであるために、やむにやまれぬものと判断される。このように述べて、控訴裁は地裁決定を支持したのである。

(b) 1986年大陪審記録をめぐる訴訟

前記訴訟より若干遅れて、下院司法委員会に大陪審記録を引き渡すかどうかの別の訴訟が係属していた⁽³⁰⁾。ヘイスティングスは、1985年7月から9月にかけて、FBIの盗聴捜査に監督裁判官として関与し、秘密情報に触れる機会をもっていた。司法省によれば、ヘイスティングスは知人に対して問題の秘密情報の一部を漏洩し、その結果、FBIは捜査を終了せざるをえなくなったというのである。1986年3月20日、フロリダ南地区大陪審は、問題の知人とFBIの捜査官を証人として喚問したが、最終的にヘイスティングスの訴追は見送られていた。しかし、司法省は、秘密情報の漏洩容疑が弾劾に相当するとして、1980年法372条(C)項に基づき下院に告発したのである。そこで、1987年9月25日、ロディノ委員長は、地裁のバツナー裁判官に対して、問題の大陪審記録および盗聴資料を提出するよう要請した。12月2日、同裁判官は、司法委員会の要請を受け入れるよう命じた⁽³¹⁾。

これに対して、ヘイスティングスは、①1986年の大陪審の事例は前記控訴裁で争われた1981年大陪審と異なっており、記録の公開を定めた連邦刑事規則6条(e)項に該当しない、②司法委員会による当該記録の要求は、下院による弾劾調査決議の範囲を逸脱している、などを理由として控訴した。

前記判決と同じメンバーによる第11巡回区控訴裁は、2対1でヘイスティングスの控訴を棄却した。ガイ (R.B.Guy, Jr.) 裁判官による法廷意見 (メリット裁判官が同調) は、①につき、大陪審による調査が終了していること、記録内容の一部がヘイスティングス自身を含む複数の者によって公開されていること、当該記録に対する司法委員会の必要性が認められること、を指摘する。②についても、下院司法委員会はヘイスティングスが「重罪、非行」を犯したかどうかの問題に関連するすべての資料について利害を有している、と認めた。

これに対して、ジョーンズ (N.R.Jones) 裁判官による反対意見は、本件の状況が前記控訴裁判決と異なっていることを指摘し、連邦刑事規則 6 条(e)項の要件を厳格に解する判断を示した。すなわち、本件での大陪審は、終了後 2 年を経過しておらず、しかも、正式起訴状を発給せずに調査を終えている。また、喚問された証人も身分を特定できる 2 名のみである。このため、司法委員会は、弾劾調査に必要であれば、問題の証人 2 名を直接喚問して証言を求めることができる。以上から、ジョーンズ裁判官は、司法委員会が記録に対する「やむにやまれぬ必要性」を立証できていないと断じるのである⁽³²⁾。

さて、第 11 巡回区控訴裁は、「大陪審記録に関する秘密の一般的主張は、弾劾調査における特別の必要性に対して譲らなければならない」として、大陪審記録の引渡しの判断に憲法部門間での情報の引渡しに関する比較衡量審査基準を適用している⁽³³⁾。同控訴裁の 2 つの判決、および、ウォーターゲート事件に関連して記録が引き渡された事例とあわせると⁽³⁴⁾、弾劾調査の脈絡では、大陪審に関わる情報の開示を阻止するのは困難になったと考えられる⁽³⁵⁾。

② 上院の弾劾裁判手続に関する訴訟

下院は、1988 年 8 月 3 日、ヘイスティングスに対する弾劾訴追状を採択した。弾劾訴追状を受けた上院は、弾劾裁判規則 11 条の委員会手続を利用することを決定した。同手続は、弾劾裁判における証拠調べを全上院議員が参加する全体会議ではなく、委員会に委任するものである⁽³⁶⁾。これに対して、ヘイスティングスは、規則 11 条の合憲性を争う訴訟を提起して、弾劾裁判の手続的問題を中心に対抗した。訴訟は、弾劾裁判手続開始前と有罪判決直後の 2 つの時期に提起されている。

(a) 弾劾裁判手続開始前の訴訟

まず、ヘイスティングスは、上院および弾劾裁判委員会を被告とし、1989 年 7 月 10 日に予定されている委員会手続の禁止を求める訴訟をコロンビア地区地裁に提起している。理由は 3 点ある。①委員会手続の利用により、上院全体会議による弾劾裁判を受けるヘイスティングスのデュー・プロセスが否定される。②刑事事件で無罪になった事例に対する弾劾裁判は、修正 5 条の「二重の危険」に該当する。③上院は、ヘイスティングスの弁護士依頼に関する財政的補助を行っておらず、憲法が保障する裁判官の歳費を不当に減少させた。なお、論点①については、同時期に弾劾手続が進行していたニクソン裁判官が訴訟に参加している。

地裁のゲゼル (G.A.Gesell) 裁判官は、ヘイスティングスらの主張を却けた⁽³⁷⁾。①規則 11 条は、弾劾裁判への全上院議員の参加を否定するものではない。そもそも、弾劾裁判手続に関わる事例は、司法判断適合性を認められない「政治問題」であり、裁判所の審査に服するものではない⁽³⁸⁾。②二重の危険は、異なる時期に同一事件が連邦刑事手続の対象とならないことを保障したものである。憲法上、刑事手続と弾劾手続は区別されており、両手続の並行は「二重の危険」条項の禁止対象ではな

い。③弾劾裁判における弁護士費用に関しては規定がなく、上院の判断に委ねられている。これまでの弾劾事件において上院は弁護士費用を補償しておらず、現状が憲法に反しているとはいえない。同判決を受けて、上院は予定通り委員会制度を利用して弾劾裁判手続を進めた。

これに対して、ヘイスティングスらは、地裁の判断を不服としてコロンビア地区控訴裁に控訴した。10月18日、控訴裁は、規則11条の合憲性および弁護士費用に関わる訴えが時期尚早であるとして控訴を却下した⁽³⁹⁾。理由は3点ある。①弾劾手続が現在継続中であり、ヘイスティングスらがこうむったと主張する被害を確定できない。②これまで裁判所は、継続中の立法部手続に対して差し止めもしくは宣言的救済を命じたことはない⁽⁴⁰⁾。③ヘイスティングスらは、重大かつ緊急の害悪を証明していない。以上により、控訴裁は、上院が暫定的判断を再考する可能性がある以上、司法判断が必要なまでに事件は成熟していないとした。さらに、控訴裁は、「二重の危険」については、州と連邦の刑事手続が並行している場合に比較するとヘイスティングスの立場は深刻なものではないとして却けた。

控訴裁判決から2日後、ヘイスティングスは、上院全体会議において弾劾有罪判決を受け、裁判官職を免ぜられた。

(b) 罷免後の訴訟

1991年7月、ヘイスティングスは、弾劾裁判における委員会手続の利用が憲法の弾劾裁判条項に反するとして、弾劾有罪判決の無効を求める訴訟をコロンビア地区地裁に提起した。ヘイスティングスの主張は4点ある。①上院が弁護士費用についての財政的援助を行っていないのは違憲。②弾劾裁判が「二重の危険」に該当。③弾劾裁判の容疑が7年前の事実であり、衡平法上の消滅時効が成立する。④委員会制度の利用により、ヘイスティングスは憲法が規定する弾劾裁判を受けることができなかった。

すでに、ニクソンの提起した同様の訴訟がコロンビア地区控訴裁において司法判断適合性を否定されて、却下されていた⁽⁴¹⁾。しかし、1992年9月17日、地裁のスポーキン (S.Sporkin) 裁判官は、弾劾裁判における委員会制度の利用が違憲であるとして、ヘイスティングスに対する弾劾判決を無効とする判決を下した⁽⁴²⁾。まず、地裁は、ヘイスティングスの主張のうち①②③を否定する。すなわち、①弁護士費用に対する公的援助は刑事手続に限定されている。憲法3条1項の歳費条項は、職務と無関係な行為に関して裁判官の支出を保護することまで求めていない。②弾劾は、刑事裁判とは手続、目的ともに異なり、刑事裁判の後の弾劾裁判は「二重の危険」に該当しない。そもそも、憲法自体、両手続が別個に行われることを容認している(1条3節7項)。③弾劾事件の希少性と重要性から、議会は弾劾手続の進行に慎重にならざるをえない。本件では、議会は1980年法に基づく司法会議の勧告を待っていたのであり、弾劾裁判の遅れは合理的な時間内にある。

しかし、地裁はヘイスティングスの④の主張を認め、本件における委員会制度の

利用が憲法の弾劾裁判条項に反すると判断した。まず、地裁は、ニクソンに関する控訴裁判決に従い事件を「政治問題」として却下すべきとの被告側の主張に反論する。第1に、ニクソンは刑事裁判で有罪判決を受けており本件事例と異なる。第2に、弾劾裁判は本質的に政治的なものではなく、上院による司法手続と考えられる。第3に、裁判官の弾劾裁判に対する司法審査には、司法の独立を保護する意義が認められる。

そこで、地裁は、弾劾規則11条手続の合憲性について実体審査に踏み込んだ。まず、弾劾裁判は司法的事実認定の基本原則に従わなければならないが、本件では、上院議員の多くが証拠を直接受理していない。次に、弾劾裁判手続を決定する上院の絶対的裁量の主張は、1名委員会による事実審理を認める危険性を含む。さらに、終身任期が保障される連邦裁判官の弾劾事件では、手続上の公正さの観点から、デュー・プロセス条項が全上院議員による弾劾裁判を求めている。以上の理由により、地裁は、本件事例に限定し、弾劾裁判規則11条手続の利用が違憲であり、ヘイスティングスに対する弾劾有罪判決は無効であると宣言した。

これに対して被告政府側が控訴したが、その間に、最高裁がニクソンに関わる事件において、弾劾裁判手続に関する司法審査を拒否する判決を下した(43)。そこで、控訴裁は、原審判決を破棄し、地裁に対して最高裁判決にしたがって審理をやり直すよう命じた(44)。1993年10月21日、地裁のスポーキン裁判官は、弾劾裁判手続においてヘイスティングスの憲法的権利が侵害されたことを示唆しながらも、最高裁判決に従い、司法判断適合性を否定して事件を却下した(45)。

ここに、ヘイスティングスが刑事手続から弾劾裁判手続までの各段階において提起した訴訟の全てが終決した。ヘイスティングスは、1992年11月3日、フロリダ23区から連邦下院議員に立候補して当選し(46)、現在3期目を務めている。

お す び

以上、ヘイスティングス裁判官の提起した訴訟は、すべて彼の敗訴となって終わった(47)。最高裁が各訴訟に直接関与していないために、個々の論点に関する司法判断が先例としての地位を築いたとまでは断言できない。しかし、刑事手続および1980年法手続の後に弾劾手続が開始されるという下級審裁判官罷免手続の新傾向は、他の2裁判官に関わる訴訟(48)、および、1990年代の2事件を加えると(49)、司法部により憲法的意義を認められたと言っても過言ではない(50)。

たしかに、弾劾手続は議会に多くの金銭的・時間的負担をかける。また、下級審裁判官の弾劾事件は、大統領や最高裁裁判官の事件と比較すれば、国民の注目を集めることもなく、個々の議員にとって政治的メリットが少ない。下級審裁判官の弾劾手続の簡略化は、議会の職務の負担増、連邦司法部の人的拡大という現実の前には、政策的に止むを得ないものとして理解できる。特に、指摘されていた裁判官規律手続の不備を1980年法が一定是正したことは評価できよう(51)。

しかしながら、個々の裁判官は、刑事手続において行政部から、1980年法手続に

より司法部から、そして弾劾手続において立法部から、それぞれ圧力を受ける危険がある。各部門は、憲法が終身任期制および報酬保障によって保護しようとした裁判官の独立を脅かすことのないよう、慎重に権限を行使することが求められる。その際には、各手続の公正を確保するために、司法審査の役割が重要となることは言うまでもない(52)。

《脚注》

- (1) アメリカ連邦議会の弾劾権に関する邦語文献として、齋藤秀夫『國會と司法権の獨立』（岩波書店、1951年）、野上修市「アメリカの連邦裁判官の弾劾」法律論叢45巻5・6号（1972年）47頁以下、早川武夫「アメリカの裁判官 罷免制度」法曹時報28巻7号（1976年）1061頁以下、上村千一郎『新訂版 裁判官弾劾法精義』（敬文堂、1982年）、小池信行「アメリカ合衆国の弾劾法制」弾劾裁判所年報1号（1983年）39頁以下、佐々木高雄『裁判官弾劾制度論』（日本評論社、1988年）、佐藤立夫『弾劾制度の比較研究（上）（下）』（原書房、1996年）、田島裕「イギリス・アメリカの弾劾制度」裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局編『裁判官弾劾制度の五十年』（1997年）204頁以下、および拙稿「アメリカ連邦議会の弾劾権と司法審査——一九八〇年代の裁判官弾劾事件を中心として——」法学政治論究26号63頁（1995年）で掲げた諸業績を参照のこと。
- (2) 例えば、ジェームズ・マディソンは、上院を弾劾裁判所とすれば、大統領が上院に従属してしまうことになるとの危惧を表明していた。他方、最高裁判所に弾劾裁判権を付与すべきとのマディソンの主張に対して、ガバナー・モリスは最高裁裁判官が大統領によって任命されることを指摘し、大統領を対象とする弾劾裁判の公正を保てないと反論した。See M.Farrand ed.2 Records of the Federal Convention of 1787 at 551-52(1966)(Yale University Press).なお、憲法制定会議の議論については、MICHAEL J.GERHARDT,THE FEDERAL IMPEACHMENT PROCESS:A CONSTITUTIONAL AND HISTORICAL ANALYSIS 3-11（1996）(Princeton University Press)を参照。
- (3) これらの弾劾事件に関しては、網島公彦「1980年代のアメリカ合衆国連邦裁判官弾劾事件と弾劾制度改革への提言」裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局編『裁判官弾劾制度の五十年』（1997年）256頁以下が詳しい。
- (4) Warren S. Grimes,Hundred-Ton-Gun Control:Preserving Impeachment as The Exclusive Removal Mechanism for Federal Judges,38 UCLA L.Rev.1209,1215-16（1991）.
- (5) 1993年6月に辞任したコリンズ（Robert F.Collins）裁判官および1996年6月に辞任したアギユラー（Robert P.Aguilar）裁判官の2つの事件については、網島・前掲注(3)261頁以下を参照。
- (6) See Ritter v.United States,84 Ct.Cl.293（1936）,cert.denied,300 U.S.668(1937).

- (7) もっとも注目される判決は、最高裁が上院の弾劾裁判手続に関する司法判断適合性を否定した事例で下された。See *Nixon v. United States*, 113 S. Ct. 732 (1993). 同判決に関しては、飯田稔 [1994-1] アメリカ法206頁以下、時國康夫「政治問題の法理と弾劾審理手続」ジュリスト1061号(1995年)160頁以下、木下和朗「英米法判例研究*Nixon v. United States*, 113 S. Ct. 732 (1993) —上院の弾劾裁判手続に係わる争訟が政治問題であるとされた事例—」北大法学45巻6号(1995年)146頁以下、諸根貞夫「『政治問題の法理』の再考のために—全訳『ニクソン対合衆国』判決(1993年)」愛媛大学教養部紀要28号(1995年)95頁以下、および拙稿・脚注(1)などを参照。
- (8) 事例については、網島・前掲注(3)258頁以下を参照。
- (9) *United States v. Hastings*, 681 F.2d 706 (11th Cir. 1982), cert. denied, 459 U.S. 1203 (1983).
- (10) See *United States v. Isaacs*, 493 F.2d 1124 (7th Cir.), cert. denied, 417 U.S. 976 (1974).
- (11) *Hastings*, 681 F.2d, at 711.
- (12) See Steven W. Gold, Note: Temporary Criminal Immunity for Federal Judges: A Constitutional Requirement, 53 *Brook. L. Rev.* 699, 702 (1987). See also Robert S. Catz, Removal of Federal Judges by Imprisonment, 18 *Rutgers L.J.* 103 (1986); Robert S. Catz & Jill J. Lange, Judicial Privilege, 22 *Ga. L. Rev.* 89 (1987).
- (13) Todd D. Peterson, The Role of The Executive Branch in The Discipline and Removal of Federal Judges, 1993 *U. Ill. L. Rev.* 809; Reid H. Weingarten, Judicial Misconduct: A View from the Department of Justice, 76 *Ky. L.J.* 799 (1988). 後に、クレイボーン裁判官が提起した訴訟においても、本件判決が先例となっている。See *United States v. Claiborne*, 765 F.2d 784 (9th Cir. 1985), cert. denied, 475 U.S. 1120 (1986).
- (14) Judicial Councils Reform and Judicial Conduct and Disability Act of 1980, 28 U.S.C. § 372 (c) (1988). 1980年法に関しては、Drew E. Edwards, Comment: Judicial Misconduct and Politics in The Federal System: A Proposal for Revising the Judicial Councils Act, 75 *Calif. L. Rev.* 1071 (1987) を参照。また、上原正夫「善行に欠ける裁判官の処理」判例タイムズ440号(1981年)32頁以下、舟橋定之「アメリカ合衆国連邦裁判官の不公正行為に対する申立てについて」裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局編『裁判官弾劾制度の五十年』(1997年)241頁以下、などを参照。
- (15) See e.g., Note: Congressional Access to Grand Jury Transcripts, 33 *Stan. L. Rev.* 155 (1980).
- (16) *United States v. Procter & Gamble Co.*, 356 U.S. 677, 681 & n.6 (1958).
- (17) See Federal Rules of Criminal Procedure 6 (e)(3)(C)(i).
- (18) *In re Petition to Inspect and Copy Grand Jury Materials*, 576 F.Supp. 1295

- (S.D.Fla.1983) .
- (19) *In re Petition to Inspect and Copy Grand Jury Materials*, 735 F.2d 1261 (11th Cir.) ,cert.denied,469 U.S.884 (1984) .
- (20) *Hastings v. Judicial Conference of the United States*, 593 F.Supp. 1371 (D.D.C.1984) .
- (21) *Hastings v. Judicial Conference of the United States*, 770 F.2d 1093 (D.C.Cir.1985) .
- (22) *Williams v. Mercer*, 610 F.Supp. 169 (S.D.Fla.1985) .
- (23) *In the Matter of Certain Complaints under Investigation by An Investigating Committee of the Judicial Council*, 783 F.2d 1488 (11th Cir.1986) .
- (24) *Id.* at 1518-20. 本判決は、裁判官とスタッフとの間のコミュニケーションに条件付ながら免責特権が認められると判断したはじめてのものである。このような免責特権は、司法特権 (judicial privilege) とよばれ、ウォーターゲート事件に関連してニクソン大統領が主張した行政特権 (executive privilege) と法論理的にパラレルの関係にある。See *United States v. Nixon*, 418 U.S.683 (1974) .See also *New York Times Co. v. United States*, 403 U.S.713,752 (1971) ; *Nixon v. Sirica*, 487 F.2d 700,717 & 740 (D.C.Cir.1973) .司法特権に関する文献としては、A.Cox, *Executive Privilege*, 122 U.Pa. L.Rev.1363,1405-06 (1974) ; Comment: *The Law Clerk's Duty of Confidentiality*, 129 U.Pa.L.Rev.1230 (1981) を参照。また、行政特権に関しては、猪股弘貴「行政特権について—アメリカ連邦議会調査との関係を中心として—」小樽商科大学商学討究34巻4号 (1984年) 、岡本篤尚「アメリカ合衆国における国家秘密特権の法理とその発展—1980年代における絶対化傾向の検討を中心として—」専修法研論集18号 (1996年) および拙稿「アメリカにおける議会調査権の限界の再検討」近畿大学法学43巻1号 (1995年) などを参照。
- (25) *Hastings v. Judicial Conference of the United States*, 657 F.Supp. 672 (D.D.C.1986) .
- (26) 憲法3条1項の歳費条項に関する判決としては、連邦裁判官に対する所得税課税の合憲性が争われた、*O'Mally v. Woodrough*, 307 U.S.277 (1939) がある。
- (27) *Hastings v. Judicial Conference of the United States*, 829 F.2d 91 (D.C.Cir.1987) .
- (28) *In re Request for Access to Grand Jury Materials of Grand Jury No.81-1, Miami*, 669 F.Supp.1369 (S.D.Fla.1987) .
- (29) *In re Request for Access to Grand Jury Materials of Grand Jury No.81-1, Miami*, 833 F.2d 1438 (11th Cir.1987) .
- (30) *In re Grand Jury Proceedings*, 841 F.2d 1048 (11th Cir.1988) .
- (31) *In re Grand Jury Proceedings*, 673 F.Supp.1369 (S.D.Fla.1987) .
- (32) *In re Grand Jury Proceedings*, 841 F.2d at 1055-56 (Jones J.,dissenting) .
- (33) *In re Grand Jury Proceedings*, 833 F.2d at 1444.

- (34) See *In re Report and Recommendation of June 5, 1972 Grand Jury*, 370 F.Supp.1219 (D.D.C.) , *mandamus denied sub.nom., Haldman v. Sirica* 501 F.2d 714 (D.C.Cir1974) . 同事件では、連邦大陪審がまとめた非公開レポートを下院司法委員会に対して引き渡すことができるかが争われた。コロンビア地区連邦地裁は、大陪審終了後の記録開示に関する管轄権が裁判所の裁量であることを認める。そして、①問題となっている大陪審がすでに職務を終了している、②当該レポートが対象としているニクソン大統領自身、引渡しに異義を申し立てていない、③当該大陪審情報が、公に公開されるのではなく、個人の諸権利に配慮する要請の下で下院に開示される、として大陪審資料の委員会への付託を命じた。
- (35) 対照的に、通常の立法調査の脈絡においては、上院小委員会による大陪審記録の提出要求が「司法手続に予備的」なものではないとして拒否されている。See *In re Grand Jury Investigation Uranium Industry, 1979-2 Trade Cas.* (CCH) 62,798 (D.D.C.1979) .
- (36) 上院弾劾裁判規則11条が定める手続に関しては、拙稿・注(1)78頁以下を参照。
- (37) *Hastings v. United States Senate*, 716 F.Supp.38 (D.D.C.1989) .
- (38) もっとも、本件事例が司法判断適合性のない「政治問題」であれば、ゲゼル裁判官が行った実体審査は不要のはずである。
- (39) See *Hastings v. United States Senate*, 887 F.2d 332 (D.C.Cir.1989) .
- (40) 裁判所が継続中の議会手続に介入した事例としては、下院委員会の令状の差止めを求めた *United States v. ATT*, 567 F.2d 121 (D.C.Cir.1977) がある。同判決については、拙稿・脚注(24)179頁以下を参照。
- (41) *Nixon v. United States*, 938 F.2d 239 (D.C.Cir.1991) .
- (42) *Hastings v. United States*, 802 F.Supp. 490 (D.D.C.1992) .
- (43) *Nixon v. United States*, 113 S.Ct.732 (1993) . レーンキスト長官による法廷意見によると、弾劾裁判条項の「裁判する」の文言は、曖昧であり、「司法的に処理しやすい基準」を導かない。また、弾劾裁判条項の「専属する」の文言は、同様に、弾劾被疑者が有罪か無罪かの判断を上院のみが行うとの意義であり、裁判所による審査を拒否するものである。さらに、最高裁は、弾劾裁判権の濫用の抑制は、弾劾手続を上下両院に分割し、弾劾有罪判決を出席議員の3分の2とすることで果たされていると判断した。結局、最高裁が同規則についての実体判断を回避したために、弾劾権行使の在り方をめぐる憲法的問題の検討は、今後の課題として残されたことになる。なお、脚注(7)の諸業績を参照のこと。
- (44) *Hastings v. United States*, 988 F.2d 1280 (D.C.Cir.1993) .
- (45) *Hastings v. United States*, 837 F.Supp.3,5 (D.D.C.1993) .
- (46) なお、弾劾有罪判決を受けたヘイスティングスの下院議員資格が争われた事件として、*Waggoner v. Hastings*, 816 F.Supp.716 (S.D.Fla.1993) を参照。
- (47) もっとも、一連の訴訟により、ヘイスティングスに対する諸手続の進行が大幅

- に遅れたことも事実である。スポーキン裁判官が示唆するように、ヘイスティングスは政治的には勝利をおさめたことになるのかもしれない。837 F.Supp.at 5.
- (48) クレイボーン、ニクソン両裁判官に関する訴訟については、綱島・脚注(3)および拙稿・脚注(1)を参照のこと。
- (49) See e.g., *United States v. Collins*, 972 F.2d 1385 (5th Cir. 1992) ; *United States v. Aguilar*, 115 S.Ct.2357 (1995) .
- (50) 特に、1980年法手続、弾劾手続に関わる訴訟が集中するコロンビア地区連邦控訴裁の判断を注目すべきである。
- (51) 舟橋・脚注(14)を参照。
- (52) 1980年法手続に対する司法審査の現状を批判するものとして、Alexa J.Smith, Note : Federal Judicial Impeachment : Defining Proccess Due, 46 *Hastings L.J.*639 (1995) を参照。また、ある論者は、弾劾裁判手続に対する司法判断適合性を否定した最高裁判決を支持しつつ、他の脈絡においては司法審査の可能性を示唆している。See Randall K.Miller, *The Collateral Matter Doctrine: The Justiciability of Cases Regarding the Impeachment Process*, 22 *Ohio N.U.L.Rev.*777 (1996) .

(本稿は、筆者が1997年3月裁判官弾劾裁判所事務局に提出した囑託調査報告資料「Hastings裁判官が提起した訴訟について」に加筆、修正を行ったものである。)

(近畿大学非常勤講師)

民事訴訟法改正に伴う

裁判官弾劾裁判所規則の改正について

鈴木友慈

第1 はじめに

「裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則」は、平成9年10月24日公布され、新しい「民事訴訟法」（平成8年法律第109号。以下「新民訴法」という。）の施行日と同じ平成10年1月1日から施行された。

今回の改正は、昭和24年8月10日に公布・施行された裁判官弾劾裁判所規則（以下「弾劾規則」という。）を、民事訴訟法の改正に伴って生じた問題点を中心に当面最少限度必要な整備をするという観点に立って行われたものである。そこで、今回の弾劾規則の改正内容について、その全体像を概説した上で、新旧条文につき逐次解説することとした。

なお、本文中の意見にわたる部分は、当職限りの見解にすぎないこととお断りする。

第2 弾劾規則と新民訴法との関係

1 弾劾規則が民事訴訟法を準用する理由

「裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則」は、基本的に弾劾規則49条4項に揚げられていた旧民事訴訟法（以下「旧民訴法」という。）の準用規定を、新民訴法の相当規定に置き換えたものである（後掲資料1「裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則新旧対照条文」参照）。

弾劾規則が送達に関する独自の規定を設けず、民事訴訟法を準用しているのは、次の理由からだと思われる。つまり、弾劾規則上、送達は郵便によってするものとされている（同規則49条2項）ところ、郵便による送達の中でまず考えるべきは、特別送達である。他方、郵便法66条2項は、特別送達の対象を「法律の規定に基づいて民事訴訟法第百三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物」としている^{*1}。弾劾規則が民事訴訟法を準用せずに独自の規定を書き下した場合、弾劾裁判手続上、送達すべき書類は、郵便法上の特別送達の対象とならないので、弾劾規則は送達規定について、基本的に民事訴訟法を準用することとした。

なお、今回の規則改正においても、従来どおり、民事訴訟法の規定が準用されているが、新民訴法104条が準用されていないことに注意すべきである。

*1：郵便法66条（特別送達）①特別送達の取扱いにおいては、郵政省において、当該郵便物を民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により、送達し、その送達の実を証明する。

②特別送達の取扱いは、法律の規定に基づいて民事訴訟法第百三条から第百六条まで及び第百九条に掲げる方法により送達すべき書類を内容とする通常郵便物につき、これをするものとする。

2 新民訴法104条を準用しない理由

新民訴法104条は、旧民訴法には存在しなかった新設規定であり、送達困難による訴訟遅延等の弊害を避けるため、当事者、法定代理人、訴訟代理人に住所等に限定されない送達場所の届出をさせる規定であるが、以下の理由から、弾劾規則において準用すべき必要はないと考えられる。

第一に、弾劾裁判においては、「住所等」以外の受送達場所を認める必要性がない。大量の送達事務の処理とか、核家族化、共稼ぎ家庭の増加など、民事訴訟において、送達制度改革の必要性としてあげられるような事情は、弾劾裁判においてはほとんど考慮する必要がない。被訴追者は現職の裁判官であり、その住所がはっきりしないということも予想しがたい。送達に困難が生ずることがあるとすれば、被訴追者による受領拒否的な場合であろう。

第二に、「住所等」以外の受送達場所の典型は就業場所であるが、弾劾裁判においては、罷免の訴追状の受理後速やかに職務停止を決定しているのがこれまでの例であり、就業場所が適切な送達場所とはいえるのか疑問がある。

第三に、弾劾規則中には、新民訴法104条と表現上極めて類似した弾劾規則50条があり、既に同条により被訴追者及び弁護人に住所、事務所の届出義務を課している（もともと、後述するところであるが、弾劾規則50条と新民訴法104条は、その本質を異にするものであり、同規則50条があるからという理由のみで、新民訴法104条は不要であるとは言えないであろう。しかしながら、第一、第二の実質的理由も併せ考えれば、やはり新民訴法104条を準用すべき必要はないであろう。）。

以上、要するに、弾劾裁判においては、被訴追者に対し、就業場所をはじめ「住所等」に当たらない任意の受送達場所を認めなければならない必要はなく、新たに新民訴法104条を準用して受送達場所の届出制度を採用する必要もないと考える。

第3 改正箇所を検討

新旧準用条文を逐次対照してみると、実質的内容に変更が生じた部分は、旧民訴法171条4項（新民事訴訟規則（以下「新民訴規則」という。）43条が内容的にこれに相当する。）を準用しなくなったという点だけであり、その変更はほとんど形式的にとどまるといえる。ただし、旧民訴法に存在しなかった新民訴法104条を前提にした文言が多々あるので、その解釈如何によっては内容に若干の変更が生じることには注意する必要がある。

ここでは、実際の弾劾裁判において、各条文がどういう意味をもつことになるのか、まず新民訴法104条を前提にした文言を摘示したうえで、各規定につき従来からの解釈を再確認する意味も含めて簡単に解説する。

1 「新民訴法104条1項前段の規定による届出」について

新民訴法105条前段、同条後段、106条2項の各規定には、いずれも、「同法104条1項前段の規定による届出」を前提とする部分がある。これらについては、弾劾規則が新民訴法104条を準用していない結果、該当する実例がなくなり、結果的に適用

の余地はない。いわゆる、「空振り」ということになる。

この点について、前記のように同法104条1項前段の送達場所の届出制度に類似するものとして弾劾規則50条による住所等の届出義務があることから、新民訴法105条、106条の準用に当たっては、同法104条1項前段の規定による届出を弾劾規則50条による住所等の届出と読み替えて解釈すべきではないかとも考えられるが、それは以下の理由から消極に解すべきである。

第一に、新民訴法104条1項前段による受送達場所の届出制度においては、届出場所は住所等に限定されず、当事者の任意の場所によく（ただし、日本国内に限られる。）、同条2項の規定からもわかるように、法定の受送達場所の規定に優先するものである。受送達場所の届出がある場合には、法定の受送達場所に関する規定は適用される余地がなくなり（届出場所に対する送達の根拠規定は、同法104条2項であるのに対し、「住所等」に対する送達の根拠規定は、同法103条1項である。）、仮に、届出場所に対する特別送達が不奏功に終わったとしても、就業場所その他届出場所以外の場所における送達の可能性を検討することなく、直ちに、届出場所を宛先とする付郵便送達が認められる（同法107条1項2号）。これに対して、同法103条1項を根拠とする「住所等」への送達の不奏功に終わった場合には、同条2項による就業場所送達を検討しなければならず、直ちに付郵便送達に移行することは許されない。すなわち、新民訴法では、送達は、「送達場所の届出制度」が適用される場合と、適用されない場合（被告に対する最初の訴状の送達や、当事者及び代理人以外の者に対する送達がこれにあたる。）とに大きく二分されるのである。これに対し、弾劾規則50条は、「送達を受けるため」に、「住所又は事務所」を届けよという規定なのであって、届け出された「住所又は事務所」に対して、準用する新民訴法103条1項による送達がおこなわれる。したがって、両者は、確かに表面的には類似した制度ではあるが、体系的には異質のものといわざるを得ない。

第二に、仮にこのような読み替えをすると、同法106条2項の括弧書きが問題になる。同条項括弧書きは、就業場所が受送達場所として届けられた場合を想定しているが、弾劾規則50条でも、これのもとになった刑事訴訟規則62条においても、被告人や被訴追者が就業場所を受送達場所として届け出すことは予定されていない。実質的に考えても、被訴追者の職務を停止することが十分予想される弾劾裁判において、わざわざ就業場所を受送達場所とする届出を認めるのは必然性に乏しいように思われる。就業場所送達は、あくまでも住所等に対する特別送達の不奏功であった場合の二次的手段として認められれば足りるのであろう。

2 「次条第一項に規定する者」（新民訴法103条2項後段括弧書き）について

次に、「次条第一項に規定する者」（新民訴法103条2項後段括弧書き）が問題となる。まず、「次条第一項に規定する者」とは、「当事者、法定代理人及び訴訟代理人」であり^{*1}、この規定を準用するにあたっては、「被訴追者、資格回復請求者及

^{*1}：「次条第一項に規定する者」とは、「送達受取人」をさす、との解釈もあるようだが、法務省民事局の解説をみる限りでは、「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」をさすと思われる。

びそれらの弁護士」と読み替えることになろう。前記1の場合と異なり、単に「規定する者」というだけであって、同法104条1項の届出制度に言及されているわけではないので、この括弧書きを空振りとして扱うことはできないからである。

他方、「次条第一項に規定する者」を「弾劾規則50条に規定する者」と読み替える解釈が妥当でないことは、前記1で述べたところと同様である。したがって、新民訴訟法103条2項を準用しても、「被訴追者、資格回復請求者及びそれらの弁護士」については、自ら就業場所により送達を受ける旨の申述をすることはできないことになる。被訴追者の意思により、就業場所を受送達場所とすることを認める必要がないことは前記で述べたとおりであるから、実質的結論としても不当ではないと考える。

ただ、このように解する結果、今回の弾劾規則の改正は、単なる形式的改正ではなく、実質的内容に一部変更を伴うことになるのではないかと、との疑問が生じる。しかし、もともと旧民訴訟法には当事者の届出義務の規定は存在しなかったが、弾劾規則には以前から届出義務が存在したのであるから、今までも、準用にあたっては、新民訴訟法103条2項後段括弧書きの趣旨を読み込んでいた、つまり、もともと被訴追者及び弁護人の就業場所送達の申述は認められていなかった、と解することもできるのではなかろうか。このように解すれば、実質的内容に一部変更があったとまでは言えないと思われる（従前、認められていたかどうかは、解釈上ははっきりしないが、今後は認められないことになる。）。資格回復請求者については、被訴追者の場合と異なり、本人が再就職している場合等が考えられるので、これを認めないとすると若干の不便が生ずるのではないかという懸念もあろう。しかし、資格回復請求事件は、請求者が資格を回復してもらいたいため提起した裁判であり、その性質上、請求者に対する送達が困難となる事態は考えがたい。受送達者本人が任意に指定した就業場所に対する送達の制度がなかったからといって、特に不都合はないといえる。

3 新民訴訟法107条1項2号、3号の準用の可能性

改正後の弾劾規則49条4項は、新民訴訟法107条1項を準用しているが、前記1、2のとおり、同法104条1項前段の規定による届出に係わる部分はすべて該当する実例がないので、同法107条1項2号、3号に関しては、いわゆる「空振り」の規定となる。ただ、同法107条1項1号は、同法104条を前提にしていないので、同法107条1項1号の付郵便送達については弾劾裁判において準用される。

4 準用する新民訴訟法の各規定の説明

(1) 新民訴訟法99条2項（送達実施機関）

新民訴訟法99条2項を準用することにより、弾劾裁判における送達実施機関は、郵便の業務に従事する者（郵便集配人）ということになる（後掲資料2「裁判官弾劾裁判所規則（第49条第4項）により準用される民事訴訟法新旧対照条文」参照、以下同じ）。

(2) 新民訴訟法102条3項（在監者に対する送達）

新民訴訟法102条3項を準用することにより、弾劾裁判においては、被訴追者、資

格回復請求者・証人等が在監者である場合は、その監獄の長に送達することになる。

(3) 新民訴法103条1項（ただし書を除く）・2項（送達場所）

新民訴法103条1項（ただし書を除く）を準用することにより、弾劾裁判において、書類を受送達者に送達する送達場所はその生活または営業の本拠である住所、居所、営業所または事務所ということになる。本条項は、原則的な送達場所を定めたものである。

同法103条2項を準用することにより、前項の送達場所が不明、その場所に送達するに支障あるとき又は受送達者（被訴追者、資格回復請求者、それらの弁護人は除く）が就業先で送達を受ける旨述べるときは、受送達者の就業先において送達することができることになる。

(4) 新民訴法105条（出会送達）

新民訴法105条を準用することにより、弾劾裁判における受送達者が日本国内に住所、居所、営業所若しくは事務所を有することが不明の場合又は送達を受けることを拒まないときは、受送達者に出会った場所で送達することができることになる。もっとも、弾劾裁判において受送達者が日本国内に住所等を有することが不明な事案はないものと思われる。

(5) 新民訴法106条1項乃至3項（補充送達及び差置送達）

新民訴法106条1項を準用することにより、就業場所（同法103条2項）以外の送達をなすべき場所で、受送達者に出会わないときには、事務員、雇人または同居者でかつ事理を弁識するに足るべき知能を具える者に送達することができる、つまり、補充送達をすることができることになる。

同法106条2項を準用することによって、就業場所において、受送達者に出会わない場合には、同法103条2項で定める他人、又はその法定代理人・事務員・雇人で事理を弁識するに足るべき知能を具える者が書類の交付を受け取することを拒まないときは、これらの者に対して補充送達をできる。拒まれたときには、就業場所において、補充送達をすることはできず、また差置送達もできない。

同法106条3項を準用することによって、受送達者または同条1項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が、正当な理由なしに書類の交付を受けることを拒んだ場合に、送達場所に書類を差置く差置送達をすることができることになる。

(6) 新民訴法107条1項（書留郵便に付する送達）

新民訴法107条1項における2号、3号は、弾劾規則が準用しない新民訴法104条の届出制度を前提にしているため、該当する事例がなくなるため空振りということになる。

同法107条1項1号を準用する意味は次のとおりである。同法103条1項に定める送達場所にあてて送達したが、受送達者にも事務員・雇員・同居者にも出会わず、補充送達も差置送達もできない場合であって、就業場所送達もできない場合に、それに代わるものとして、参事が送達書類を書留郵便に付して同項に定める

送達場所に発送することができることになる。

(7) **新民訴法107条3項（書留郵便に付する送達の完了時）**

新民訴法107条3項は、郵便に付する送達の完了時について定める。郵便に付する送達は、発送の時をもって、送達の完了時となる。

(8) **新民訴法109条（送達報告書）**

新民訴法109条を準用することによって、送達実施機関が送達を実施したときには、送達証書（送達報告書）を作成し、弾劾裁判所に提出しなければならないことになる。それによって、送達に係る書類を証拠として保存し、送達に伴って紛争の発生することを防止することができる。

(9) **新民訴規則43条、44条について（送達に関する通知）**

新民訴規則43条、44条は就業先における補充送達ならびに付郵便送達が行われた際の通知について規定したものであり、同規則43条は、弾劾規則が準用していた旧民訴法171条4項が今回の民訴法改正により、新民訴規則に移されたもので、同規則44条は新設規定である。

新弾劾規則は、これらの規定を準用していないが、この点は、あえて民訴法規則の準用という方式をとるまでのこともないと考えられたからであって、通知の必要性を認めない趣旨ではない。実務上は適宜の方法で通知すべきである。

第3 付郵便送達制度の問題点

1 弾劾規則51条と新民訴法107条との関係

被訴追者が弾劾規則50条による届出を履行しないまま、弾劾裁判所が記録等に現れた被訴追者の住所に対する特別送達を行って不奏功となり、又は被訴追者が既に事実上登庁しておらず、就業場所送達において送達できる見通しもないような場合には、同規則51条による付郵便送達と新民訴法107条1項1号による付郵便送達という二つの規定の関係が問題となる。

この点、刑事裁判においては、刑事訴訟法54条が、書類の送達につき裁判所の規則に特別の定めがある場合を除き民事訴訟に関する法令の規定を準用すると規定しているため、同条の解釈論として、刑事訴訟規則62条が付郵便送達の特別規定として存在する以上、民事訴訟法による付郵便送達の制度（旧民訴法172条）は刑事訴訟には準用されないとする消極説も以前は存在したが、これについては、最高裁決定^{*1}

*1：最高裁判所第三小法廷昭和52年3月4日決定（刑集31-2-69）「そこで、本件即時抗告棄却決定謄本の申立人に対する送達の適否について考えるのに、刑訴法54条は、書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定を準用する旨を規定し、刑事手続における郵便に付する送達（以下「付郵便送達」という。）については、刑訴規則63条の規定があるところ、同条は、民訴法170条に対してのみの特別規定と解され、付郵便送達を刑訴規則62条により住居等の抽出の義務ある者がその抽出をしない場合に限定する趣旨のものとは解されず、また、裁判所の規則には刑訴規則63条のほかに刑事手続における付郵便送達に関する特別規定は存しないのであるから、民訴法171条の規定によって送達することができない場合に付郵便送達をしようことを規定している同法172条は、刑訴法54条により刑事手続における書類の送達について準用されるものと解するのが、相当である。」

において、準用ありと積極的に解する判断が示され、これが判例上確立されたといつてよい。刑事訴訟法54条のような限定をもたない弾劾規則の解釈としては、一層当然に民事訴訟法の準用があると解すべきことになる。

したがって、弾劾規則50条による届出がない場合は、両者は競合することになる。そして、同規則50条による届出があった場合は、当然、同規則51条による付郵便送達をすることはできないが、新民訴法107条1項1号の要件を満たせば、同号による付郵便送達はできるということになる。

2 訴追状及び裁判書について、新民訴法107条1項は適用されるか

前記1で述べたとおり、弾劾規則の解釈として、民事訴訟法による付郵便送達の制度が準用されると解しても、なお、訴追状謄本と裁判書謄本についても民事訴訟法上の付郵便送達ができるのかは検討する余地がある。

弾劾規則51条1項ただし書きは、訴追状謄本と裁判書謄本については、「この限りではない」として、付郵便送達の対象から除外している。その理由については、訴追状及び裁判書の重要性にかんがみ、できる限り確実にその内容を了知させる必要があるからであるとする見解があり、この点から、これらの書面については、旧民訴法172条による付郵便送達も許されないと解する見解がある^{*1}。

しかし、少なくとも裁判書謄本については、罷免の判決でさえ判決の宣告により確定的にその効果が生じ、上訴制度もない弾劾裁判において、被訴追者のためという観点から、付郵便送達を禁じなければならないほどの重要性が本当にあるのか疑問である（弾劾裁判における判決は、社会的に重大な意味を有することから、その内容は官報に公示される（裁判官弾劾法36条）。）。規則制定の沿革からみても、この規則は、刑事訴訟規則63条1項ただし書の規定の「起訴状及び略式命令の謄本」という文言をそのまま置き換えたのではないかと思われるところ、略式手続においては、略式命令謄本の送達はある意味で起訴状謄本の送達に代わる意味合いを持っていることから、ここに併せて規定されているのであって、「裁判書謄本」の送達とは全くその意味合いを異にする。

一方、訴追状謄本については、被訴追者に対して弾劾事由を了知させ、防御の準備をさせるうえで極めて重要な書類であり、送達を要することに疑問の余地はない。しかしながら、弾劾規則51条は、刑事訴訟規則62条、さらに遡れば、旧刑事訴訟法76条1項に由来するものであり、被告人に対して課されている「送達を受けるための住居等の届出義務」の不履行に対する制裁的な意味をもつとされている^{*2}。そうだとすると、訴追状謄本が未だ送達されていない段階で、被訴追者に対してこのような義務を認めることはできないので、訴追状謄本については、このただし書の規定を待つまでもなく本来的に本条による付郵便送達が許されるはずがなく、この点は注意規定に過ぎないと解するのが相当である（なお、「裁判書謄本」については、

*1：上村千一郎「新訂版 裁判官弾劾法精義」247ページ参照

*2：平井彦三郎「刑事訴訟法要論」234ページ参照

このように単なる注意規定とは言えないから、明文のただし書がある以上、本条による付郵便送達をすることはできないことになる。ただ、上記のような理由から、この規定に積極的な意義付けをすることはできないというべきであろう。)

以上のように、弾劾規則51条を制裁規定と解し、同ただし書は、あくまでも同条1項本文に対するただし書であると解するのならば、同条1項ただし書をもって旧民訴法172条準用による付郵便送達の場合にも当てはまると解さなければならない根拠はない。

それならば、訴追状及び裁判書の謄本について、民事訴訟法の準用による付郵便送達をすることは許されるのであろうか。結論として、明文としてこれを禁じる規定はなく、許されると解すべきではなかろうか。

刑事裁判との対比でいえば、裁判書謄本については、刑事裁判においては送達の対象とさえされていないのであって、上記の解釈は決して不当ではない。訴追状謄本については、刑事裁判においては、刑事訴訟法271条2項の規定が存在する以上、起訴状の付郵便送達は予定されていないと解するのが相当であろう。しかし、このような規定の存しない弾劾裁判においては、訴追状謄本の付郵便送達を一切禁止しなければならない実質的な理由はないように思われる。確かに、訴追状謄本は、被訴追者に弾劾事由を了知させ防御の準備を尽くさせるために重要な書類ではあるが、国家が国民に刑罰を科することを前提とし、身柄の勾引・勾留があり得る刑事裁判手続と、主権者である国民の公務員選定罷免権の具体化であり^{*1}、身柄確保の手段も持たない弾劾裁判手続とでは、その重要性には格段の差がある。刑事被告人と同様の保護を被訴追者に認めなければならない実質的な必要性はない。実際問題としても、裁判官である被訴追者の住居がわからないということは通常あり得ず、被訴追者に対して送達ができないという事態は、本人が受領をことさらに拒否しているような場合がほとんどであろう。このような場合に、弾劾裁判手続を進めることができなくなってしまうような前記の解釈には疑問がある。

以上述べたことをまとめると、弾劾規則51条1項ただし書は、同条1項本文に対する例外に過ぎず、民事訴訟法の準用による付郵便送達には適用されない。訴追状及び裁判書の謄本については、弾劾規則50条の住居等の届出義務の懈怠に対するペナルティとしての無条件の付郵便送達は許されないが、民事訴訟法所定の要件を具備し、同法所定の手続にしたがってなされる付郵便送達については、これらの制限はかからないと解すべきである。

(訟務課参事)

*1：上村千一郎前掲書150ページ参照

裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則新旧対照条文
 (傍線の部分は改正部分)

新	旧
<p>(送達) 第四十九条 (第一項から第三項まで 略) <u>4 送達については、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第九十九条第二項、第百二条第三項、第百三条(第一項ただし書を除く。)、第百五条、第百六条、第百七条第一項及び第三項並びに第百九条の規定を準用する。</u></p>	<p>(送達) 第四十九条 (第一項から第三項まで 略) <u>4 送達については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第百六十二条第二項、第百六十八条、第百六十九条(第一項ただし書を除く。)、第百七十一条から第百七十三条まで及び第百七十七条の規定を準用する。</u></p>

裁判官弾劾裁判所規則(第四九条第四項)により準用される民事訴訟法新旧対照条文

新民事訴訟法 (平成八年法律第九号) 新民事訴訟規則 (平成八年最高裁判所規則第五号)	旧民事訴訟法 (明治二十三年法律第二十九号)
<p>第一編 総則 第五章 訴訟手続 第三節 送達 (送達実施機関)</p> <p>第九十九条 2 郵便による送達にあつては、郵便の業務に従事する者を送達をする公務員とする。 (訴訟無能力者等に対する送達)</p> <p>第一百零二条 3 在監者に対する送達は、監獄の長にする。 (送達場所)</p> <p>第一百零三条 送達は、送達を受けるべき者の住所、居所、営業所又は事務所(以下この節において「住所等」という。)においてする。[ただし書は準用なし] 2 前項に定める場所が知れないとき、又はその場所において送達をするのに支障があるときは、送達は、送達を受けるべき者が雇用、委任その他の法律上の行為に基づき就業する他人の住所等(以下「就業場所」という。)においてすることができる。送達を受けるべき者(次条第一項に規定する者を除く。)が就業場所において送達を受ける旨の申述をしたときも、同様とする。 (出会送達)</p> <p>第一百零五条 前二条の規定にかかわらず、送達を受けるべき者で日本国内に住所等を有することが明らかでないもの(前条第一項前段の規定による届出をした者を除く。)に対する送達は、その者に出会った場所においてすることができる。日本国内に住所等を有することが明らかな者又は同項前段の規定による届出をした者が送達を受けることを拒まないときも、同様とする。 (補充送達及び差置送達)</p> <p>第一百零六条 就業場所以外の送達をすべき場所において送達を受けるべき者に出会わないときは、使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付することができる。郵便の業務に従事する者が郵便局において書類を交付すべきときも、同様とする。</p>	<p>第一編 総則 第四章 訴訟手続 第三節 送達</p> <p>第一六二条【送達実施機関】 ② 郵便ニ依ル送達ニ在リテハ郵便ノ業務ニ従事スル者ヲ以テ送達ヲ為ス吏員トス</p> <p>第一六八条【在監者に対する送達】 在監者ニ対スル送達ハ監獄ノ長ニ之ヲ為ス</p> <p>第一六九条【送達の場所、就業場所への送達、出会送達】 ① 送達ハ之ヲ受クヘキ者ノ住所、居所、営業所又ハ事務所ニ於テ之ヲ為ス[ただし書は準用なし] ② 前項ニ定ムル場所ガ知レザルトキ又ハ其ノ場所ニ於テ送達ヲ為スニ付支障アルトキハ送達ハ送達ヲ受クベキ者ガ雇用、委任其ノ他ノ法律上ノ行為ニ基キ就業スル他人ノ住所、居所、営業所又ハ事務所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得送達ヲ受クベキ者ガ其ノ就業スル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ旨ノ申述ヲ為シタルトキ亦同ジ ③ 送達ヲ受クヘキ者カ日本ニ住所、居所、営業所又ハ事務所ヲ有スルコト明ナラサルトキハ送達ハ其ノ者ニ出会ヒタル場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得住所、居所、営業所又ハ事務所ヲ有スル者カ送達ヲ受クルコトヲ拒マサルトキ亦同シ</p> <p>第一七一条【補充送達、差置送達】 ① 第一百零九条第二項ニ定ムル場所以外ノ送達ヲ為スベキ場所ニ於テ送達ヲ受クヘキ者ニ出会ハサルトキハ事務員、雇人又ハ同居者ニシテ事理ヲ弁識スルニ足ルヘキ知能ヲ具フル者ニ書類ヲ交付スルコトヲ得郵便ノ業務ニ従事スル者郵便局ニ於テ書類ヲ交付スベキトキ亦同ジ</p>

2 就業場所（第百四条第一項前段の規定による届出に係る場所が就業場所である場合を含む。）において送達を受けるべき者に出会わない場合において、第百三条第二項の他人又はその法定代理人若しくは使用人その他の従業者であつて、書類の受領について相当のわきまのあるものが書類の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に書類を交付することができる。

3 送達を受けるべき者又は第一項前段の規定により書類の交付を受けるべき者が正当な理由なくこれを受けることを拒んだときは、送達をすべき場所に書類を差し置くことができる。

（就業場所における補充送達の通知・法第百六条）

※ 規第四十三条 法第百六条（補充送達及び差置送達）第二項の規定による補充送達がなされたときは、裁判所書記官は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

（書留郵便に付する送達）

第百七条 前条の規定により送達をすることができない場合には、裁判所書記官は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所にあてて、書類を書留郵便に付して発送することができる。

一 第百三条の規定による送達をすべき場合：同条第一項に定める場所

二 第百四条第二項の規定による送達をすべき場合：同項の場所

三 第百四条第三項の規定による送達をすべき場合：同項の場所（その場所が就業場記録に表れたその者の住所等）

3 前二項の規定により書類を書留郵便に付して発送した場合には、その発送の時に、送達があったものとみなす。

（書留郵便に付する送達の通知・法第百七条）

※ 規第四十四条 法第百七条（書留郵便に付する送達）第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、裁判所書記官は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

（送達報告書）

第百九条 送達をした公務員は、書面を作成し、送達に関する事項を記載して、これを裁判所に提出しなければならない。

② 第百六十九条第二項ニ定ムル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ者ニ出会ハザル場合ニ於テ同項ノ他人又ハ其ノ法定代理人、事務員若ハ雇人ニシテ事理ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者ガ書類ノ交付ヲ受クルコトヲ拒マザルトキハ此等ノ者ニ書類ヲ交付スルコトヲ得

③ 送達ヲ受クベキ者ハ第一項前段ノ規定ニ依リ書類ノ交付ヲ受クヘキ者カ正当ノ事由ナクシテ之ヲ受クルコトヲ拒ミタルトキハ送達ヲ為スヘキ場所ニ書類ヲ差置クコトヲ得

④ 第二項ノ規定ニ依ル送達アリタルトキハ裁判所書記官其ノ旨ヲ送達ヲ受ケタル者ニ通知スルコトヲ要ス

第一七二条【郵便に付する送達】前条ノ規定ニ依リテ送達ヲ為スコト能ハサル場合ニ於テハ裁判所書記官第百六十九条第一項ニ定ムル場所ニ宛テ書類ヲ書留郵便ニ付シテ之ヲ発送スルコトヲ得

（新設）

（新設）

第一七三条【郵便に付する送達の完了時】
〔百七十条二項部分は準用なし〕前条ノ規定ニ依リテ書類ヲ郵便ニ付シテ発送シタル場合ニ於テハ其ノ発送ノ時ニ於テ送達アリタルモノト看做ス

（新設）

第一七七条【送達証書】送達ヲ為シタル吏員ハ書面ヲ作り送達ニ関スル事項ヲ記載シ之ヲ裁判所に提出スルコトヲ要ス

裁判官弾劾裁判所年表

- 昭和 21.11. 3 日本国憲法公布（昭和22年5月3日施行）
22. 4.30 国会法公布（昭和22年5月3日施行、昭和22年法律第79号）
- 6.28 衆議院規則議決、施行、参議院規則議決、施行
- 8.23 裁判官弾劾法案、衆議院で可決
- 10.22 裁判官弾劾法案、参議院で可決
- 11.20 裁判官弾劾法公布、施行（昭和22年法律第137号）
- 11.28 参議院において参議院側初代裁判員及び予備員を選挙
12. 8 衆議院において衆議院側初代裁判員及び予備員を選挙、弾劾裁判所発足
23. 5.27 鬼丸裁判長を互選（裁判員会議）
- 6.26 代理裁判長を選定（裁判員会議）
7. 1 昭和23年（訴）第1号罷免訴追事件を受理
7. 3 同事件につき職務停止決定
7. 5 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（昭和23年法律第93号）
8. 参議院内に事務局を残し、旧赤坂離宮内に法廷等を設置
9. 6 弾劾裁判所規則公布、施行（旧規則）、昭和23年（訴）第1号罷免訴追事件第1回公判
9. 7 同事件第2回公判
- 9.25 同事件につき受命裁判員による期日外尋問（島田簡裁）
- 9.27 同事件第3回公判
- 9.28 同事件第4回公判
- 9.29 同事件第5回公判
- 9.30 同事件第6回公判
- 10.23 同事件第7回公判
- 11.15 同事件第8回公判
- 11.16 同事件第9回公判
- 11.27 同事件第10回公判（不罷免の判決宣告）
12. 9 昭和23年（訴）第2号罷免訴追事件を受理
- 12.11 同事件につき職務停止決定
24. 4.25 昭和23年（訴）第2号罷免訴追事件第1回公判
- 4.28 弾劾裁判所開庁式を挙行（旧赤坂離宮）
5. 6 同事件第2回公判
5. 7 同事件第3回公判
- 5.11 同事件につき受命裁判員による期日外尋問（大月町）
- 5.13 同事件第4回公判
- 5.17 同事件第5回公判

- 5.20 同事件第 6 回公判
- 8.10 弾劾裁判所規則公布、施行（旧規則の全部改正）
- 9. 9 同事件第 7 回公判
- 9.10 同事件第 8 回公判
- 10. 3 同事件につき受命裁判員による期日外尋問（大月町）
- 10.29 事務室を参議院常任委員会庁舎内に移転
- 11.14 同事件第 9 回公判
- 25. 2. 3 同事件第10回公判（不罷免の判決宣告）
- 3.11 古島裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員打合懇談会）
- 5.22 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（昭和25年法律第196号）
- 8.28 弾劾裁判所規則の一部を改正する規則公布、施行（7月29日決定、名称を裁判官弾劾裁判所規則と改める）
- 26. 3.31 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布（4月1日施行）（昭和26年法律第71号）
- 5.10 鈴木裁判長を互選（裁判員会議）
- 6. 6 裁判長が代理裁判長を指名
- 27. 4. 1 角田裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 5.19 裁判官弾劾法改正に向けた聴聞会の開催を決定
- 6. 2 東京において裁判官弾劾法改正に向けた聴聞会を開催（参議院議員一松定吉外 6 名）
- 6. 3 東京において裁判官弾劾法改正に向けた聴聞会を開催（最高裁判事真野毅外 4 名）
- 7. 4 裁判官弾劾法改正に関する国民からの意見聴取等を目的としたポスターを全国の官公署に送付し、掲示依頼をした。
- 7.10 福岡において裁判官弾劾法改正に向けた聴聞会を開催（福岡高裁長官安部恕外 5 名）
- 7.12 札幌において裁判官弾劾法改正に向けた聴聞会を開催（北海道議会副議長井川伊平外 5 名）
- 7.16 京都において裁判官弾劾法改正に向けた聴聞会を開催（大阪高裁判事萩野益三郎外 5 名）
- 7.23 仙台において裁判官弾劾法改正に向けた聴聞会を開催（仙台高裁長官石坂修一外 5 名）
- 7.30 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（昭和27年法律第246号）
- 9. 裁判官弾劾法に関する聴聞会（応募意見を含む）における参考人の意見を中心とする弾劾制度の改正点をまとめる。
- 11. 裁判官弾劾法改正案要綱の事務局案をまとめる。
- 12. 裁判官弾劾法改正案要綱まとめる。
- 12.23 星島裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）

- 12.29 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（昭和27年法律第352号）
- 28. 6.26 中山裁判長を互選
 - 8. 裁判官弾劾法改正の問題点について裁判所関係者からの意見提出（旭川地裁所長外14名）
 - 8. 5 代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 8.31 裁判官弾劾法改正についての補足意見依頼（国立国会図書館長宛）、裁判官弾劾裁判所において最高裁判所裁判官の懲戒事件を審判する制度を設けることは憲法に違反するや否かについて
 - 9.12 外務大臣に対し主要国の弾劾裁判所の現状に関する調査依頼
 - 9.18 裁判官弾劾法改正についての補足意見依頼に対する国立国会図書館長よりの回答
 - 11.24 イタリア国より外務大臣経由で回答
 - 12.22 高橋裁判長を互選し、代理裁判長を選定
- 29. 1.23 デンマーク国より外務大臣経由で回答
 - 1.26 スウェーデン国より外務大臣経由で回答
 - 6.15 星島裁判長を互選
 - 10.15 代理裁判長を選定
- 30. 1.28 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布（昭和30年3月18日施行、昭和30年法律第3号附則第3項）
 - 3.30 代理裁判長を選定（裁判員打合会）
 - 4. 1 小林裁判長を互選し、代理裁判長を選定
 - 7. 裁判官弾劾法改正案要綱の新設規定（最高裁判所裁判官の懲戒事件の審判を弾劾裁判所で行う等）に対する裁判員の意見
 - 8. 2 裁判官弾劾法改正案要綱に関する裁判官訴追委員会の意見
 - 8.30 昭和30年(訴)第1号罷免訴追事件を受理
 - 9.13 同事件につき職務停止決定
 - 9.30 長谷山裁判長を互選し、代理裁判長を選定
 - 10.11 昭和30年(訴)第1号罷免訴追事件第1回公判
 - 11. 9 同事件第2回公判
 - 12. 5 同事件第3回公判
 - 12.14 代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 31. 1.17 同事件第4回公判
 - 1.18 同事件第5回公判
 - 1.19 同事件第6回公判
 - 2. 5 同事件につき受命裁判員による期日外尋問（川口市）
 - 2. 6 同事件第7回公判
 - 2. 7 同事件第8回公判
 - 2. 8 同事件第9回公判
 - 2.23 同事件第10回公判

- 2.24 同事件第11回公判
- 2.25 同事件第12回公判
- 3.31 山本裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 4. 6 同事件第13回公判（罷免の判決宣告）
- 5.15 昭和31年(回)第1号資格回復裁判請求事件を受理
- 6.19 同事件の審理（裁判員合議）
- 7.11 同事件につき請求棄却の決定
- 11. 5 代理裁判長を選定
- 32. 3.28 一松裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 7.15 昭和32年(訴)第1号罷免訴追事件を受理
- 7.29 同事件につき職務停止決定
- 8.27 昭和32年(訴)第1号罷免訴追事件第1回公判
- 9. 5 同事件第2回公判
- 9. 6 同事件につき受命裁判員による期日外尋問（厚木市）
- 9.11 同事件につき受命裁判員による期日外尋問（横須賀共済病院）
- 9.14 同事件第3回公判
- 9.24 同事件第4回公判
- 9.30 同事件第5回公判（罷免の判決宣告）
- 33. 2. 4 代理裁判長を選定（参議院側裁判員会議）
- 3.15 昭和33年(回)第1号資格回復裁判請求事件を受理
- 3.25 同事件につき請求棄却の決定
小林裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 4. 1 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（昭和33年法律第48号）
- 7. 5 小林裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 10.21 昭和33年(回)第2号資格回復裁判請求事件を受理
- 34. 2. 4 同事件の審理（裁判員合議）
- 2.10 同事件につき請求棄却の決定
- 3.28 下條裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 3.31 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布（4月1日施行）（昭和34年法律第70号）
- 4.14 裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則公布、施行
- 35. 3.31 鍛冶裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 4. 1 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（昭和35年法律第50号）
- 36. 1.28 綾部裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 3.29 杉浦裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 37. 2.14 代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 3.28 花村裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 10. 9 昭和37年(回)第1号資格回復裁判請求事件を受理

- 12.14 同事件の審理（裁判員合議）
- 38. 1. 事務室を参議院構内に移転
 - 2. 4 同事件につき資格回復の決定
 - 3.26 井野裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 39. 1.28 代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 3.28 逢澤裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 6.26 代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 40. 1.14 代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 3.29 大竹裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 7. 事務室を参議院別館内に移転
- 41. 3.30 今松裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 3.31 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布（4月1日施行、昭和41年法律第15号）
- 42. 6.29 井野裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 9.13 裁判官弾劾制度創設二十周年記念座談会（ジュリスト384号、11月15日号掲載）
 - 11.20 裁判官弾劾制度創設二十年記念式典を挙行（尾崎記念館）
「裁判官弾劾制度運営二十周年（裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局編集）」を刊行
- 43. 3.28 森田裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 12.10 代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 44. 3.27 吉武裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 45. 2.25 代理裁判長を選定し、庁舎移転について協議（裁判員合議）
 - 3.25 灘尾裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 6.14 法廷等を参議院議員会館内に移転
 - 12. 8 代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 46. 3.24 斎藤裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 7.26 松平裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 47. 3.28 大橋裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 48. 2. 6 大橋裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 3.29 山本裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 49. 3.28 小山裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 12.25 代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 50. 3.25 小川裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 51. 3.25 濱野裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
 - 6.14 法廷、事務室等全施設を参議院第2別館内に移転
 - 11.19 裁判官の罷免訴追を請求（最高裁判所長官）
 - 12.28 荒船裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員合議）
- 52. 2. 2 昭和52年(訴)第1号罷免訴追事件を受理
 - 2. 9 同事件につき職務停止決定

- 2.21 同事件第1回公判
- 2.25 同事件第2回公判
- 3. 1 同事件第3回公判
- 3. 4 同事件第4回公判
- 3.11 同事件第5回公判
- 3.23 同事件第6回公判（罷免の判決宣告）
- 3.30 荒船裁判長の任期延長を決定し、裁判官弾劾法規の全面的再検討並びに事務局の人事刷新について協議（裁判員会議）
- 11.29 荒船裁判長、裁判員を辞職（国務大臣就任のため）
- 12.20 新谷裁判長を互選し、同裁判長の任期を決定の後、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 裁判官弾劾法規の改正（以下単に「法規改正」という。）に関する件及び職員の人事について協議（裁判長打合会）
- 53. 2.14 法規改正に関する件及び職員の人事について協議（裁判長打合会）
- 3. 1 法規改正に関する件の取扱いについて協議（裁判長打合会）
- 6.28 法規改正に関する件の取扱い等について協議（裁判長打合会）
- 9.27 代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 54. 3.22 田中裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 11.16 裁判官弾劾法規改正に関する小委員会（以下単に「小委員会」という。）設置。田中裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 11.26 上村小委員長を互選（小委員会）
- 12.21 法規改正の範囲について決定（小委員会）
- 55. 2. 5 学識経験者の意見聴取（小委員会）
- 3. 「＜裁判官弾劾法規改正に関する資料＞裁判官弾劾法についての学識経験者の意見」を刊行
- 3.15~23 上村小委員長及び飯田小委員が訴追委員（2人）とともに米国及び西独国における弾劾制度を調査
- 3.28 上原裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 4.25 上村小委員長から海外調査の報告を聴取（小委員会及び裁判員会議）
- 7. 「裁判官弾劾法改正に関する調査派遣議員団報告書」を刊行
- 7.25 八木裁判長を互選し、代理裁判長を選定、欠員中の小委員を指名（裁判員会議）上村小委員長を互選（小委員会）
- 9.10 裁判官の罷免訴追を請求（最高裁判所長官）
- 10.12 罷免訴追を請求された裁判官、町長選挙に立候補、退職（公職選挙法第90条）
- 10.23 公職選挙法第90条の適用排除を含む裁判官弾劾法の一部改正に関する小委員長私案について協議（小委員会）
- 同小委員会の経過について小委員長の報告を聴いた後、意見交換

- (裁判員懇談会)
- 10.27 小委員会において訴追委員（5人）同席のもとに法務省等の事務当局から意見聴取
- 11.10 裁判長、訴追委員長ほか訴追委員（5人）同席のもとに引き続き関係事務当局から意見聴取（小委員会）
- 11.14 小委員会において、裁判官弾劾法の一部改正案（以下「昭和56年改正案」という。）を決定
- 11.20 「昭和56年改正案」を審議（裁判員会議）
- 11.27 「昭和56年改正案」に異議がないと決定（裁判員会議）
裁判長が訴追委員長と連名で両院議院運営委員長に対し裁判官弾劾法の一部改正について依頼
56. 3.26 上村裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 4.17 裁判官の罷免訴追を請求（最高裁判所長官）
5. 1 裁判官弾劾裁判所傍聴規則公布、施行（裁判員会議）
- 5.27 昭和56年（訴）第1号罷免訴追事件を受理
衆議院国会法等に関する小委員会において「昭和56年改正案」を決定
- 5.28 衆議院議院運営委員会において「昭和56年改正案」の成案を決定し、引き続き同本会議においてこれを可決、参議院に送付
- 5.29 同事件につき職務停止決定（裁判員会議）
6. 3 参議院議院運営委員会、同本会議において、衆議院提出案を可決、成立
6. 5 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（昭和56年法律第66号）
- 6.23 昭和56年（訴）第1号罷免訴追事件第1回公判
- 7.28 同事件第2回公判
8. 7 同事件第3回公判
9. 7 同事件第4回公判
- 9.30 同事件第5回公判
11. 6 同事件第6回公判（罷免の判決宣告）
57. 3.24 白井裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
昭和57年（回）第1号資格回復裁判請求事件を受理
- 4.20 同事件第1回口頭弁論
7. 5 同事件第2回口頭弁論
- 7.22 同事件につき受命裁判員による期日外尋問（名古屋市）
- 7.26 同事件第3回口頭弁論
- 8.25 資格回復請求の取下げを受理
- 9.27 資格回復請求取下げの取扱いにつき決定。同事件の終了を確認（裁判員会議）
58. 3.24 長谷川裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）

- 10.11 裁判官弾劾裁判所規則について協議（小委員会）
- 59. 2.14 長谷川裁判長を互選し、代理裁判長を選定。裁判官弾劾法規改正に関する小委員選任。職員の人事について協議（裁判員会議）
- 3.29 裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則公布、施行。源田裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 10.17 昭和59年（回）第1号資格回復裁判請求事件を受理
- 12.12 裁判員の辞任により欠員中の代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 昭和59年（回）第1号資格回復裁判請求事件第1回口頭弁論
- 60. 1.12 同事件の受命裁判員による期日外尋問（京都）
- 1.23 同事件第2回口頭弁論
- 2.12 同事件第3回口頭弁論
- 3.13 同事件第4回口頭弁論
- 5. 9 同事件につき資格回復の決定
- 5.22 澁谷裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 12.16 澁谷裁判長逝去
- 12.24 伊藤裁判長を互選（裁判員会議）
- 61. 3.26 加藤裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 9.11 熊谷裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 11. 8 昭和61年（回）第1号資格回復裁判請求事件を受理
- 11.26 同事件の審理（裁判員合議）
- 12.17 同事件の審理（裁判員合議）
- 12.25 同事件につき資格回復の決定
- 62. 3.18 奥野裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 12. 2 上村裁判長を互選（裁判員会議）
- 63. 3.24 岡田裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 12. 9 代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 平成 元. 3.13 亀岡第1代理裁判長逝去
- 3.28 奥野裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 10.18 代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 2. 3.29 世耕裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 3. 3.27 村田裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
- 8.29 裁判官弾劾法の一部改正案（以下「平成3年改正案」という。）を決定（裁判員会議）
- 9. 4 裁判長が訴追委員長と連名で両院議院運営委員長に対し裁判官弾劾法の一部改正について依頼
- 9. 6 衆議院議院運営委員会において「平成3年改正案」の成案を決定し、引き続き同本会議においてこれを可決、参議院に送付
- 9.11 参議院議院運営委員会、同本会議において、衆議院提出案を可決、成立
- 9.19 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（平成3年法律第87

- 号)
- 12.12 高鳥裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 4. 3.26 齋藤裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 11. 4 林田裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 5. 3.26 奥野裁判長を互選し、代理裁判長を選定。裁判官弾劾法の一部を改正することに決定（裁判員会議）
 - 4.20 衆議院国会法改正等に関する小委員会において「改正案」（以下「平成5年改正案」という。）を決定
 - 4.22 衆議院議院運営委員会において「平成5年改正案」の成案を決定し、引き続き同本会議においてこれを可決、参議院に送付
 - 4.26 参議院議院運営委員会、同本会議において、衆議院提出案を可決、成立
 - 5. 7 裁判官弾劾法の一部を改正する法律公布、施行（平成5年法律第39号附則）
 - 6. 4 代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 8.27 田邊裁判長を互選（裁判員会議）
 - 9. 2 裁判長が代理裁判長を指名
 - 6. 3.31 浜本裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 10.13 遠藤裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 7. 4.13 唐沢裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 10.18 代理裁判長を選定。裁判官弾劾制度創設五十周年記念行事の実施を決定（裁判員会議）
 - 8. 3.28 井上(吉)裁判長を互選し、代理裁判長を選定。裁判官弾劾制度創設五十周年記念行事に関する行事案の概要について了承（裁判員会議）
 - 12. 5 代理裁判長を選定。裁判官弾劾制度創設五十周年記念行事に関する現段階での行事案の概要について説明（裁判員会議）
 - 9. 3.27 堀内裁判長を互選し、代理裁判長を選定。裁判官弾劾制度創設五十周年記念行事実施要綱案について決定（裁判員会議）
 - 7.22 〈座談会〉裁判官弾劾制度の五十年（ジュリスト1123号、11月15日号掲載）
 - 10.22 中山裁判長を互選し、代理裁判長を選定。裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則制定（平成10年1月1日施行）。裁判官弾劾制度創設五十周年記念行事の細目について了承（裁判員会議）
 - 11.20 裁判官弾劾制度創設五十周年記念式典を挙行（憲政記念館）
「裁判官弾劾制度の五十年（裁判官弾劾裁判所事務局・裁判官訴追委員会事務局編集）」を刊行
 - 10. 3.26 井上(裕)裁判長を互選し、代理裁判長を選定（裁判員会議）
 - 9.11 野沢裁判長を互選し、代理裁判長を選定。「弾劾裁判所報」の発行について了承（裁判員会議）

弾劾裁判所年報

第1号から3号までの目次

弾劾裁判所年報第1号（昭和58年2月5日発行）

発刊の辞	西村 健一
最近の弾劾裁判所の歩み	澤村 一郎
裁判官弾劾法の一部改正をめぐって	高野 俊晴
裁判官弾劾法第2条についての一考察	永田 一元
アメリカ合衆国の弾劾法制	小池 信行
ニュー・ヨーク州における裁判官罷免制度の概要	大野 哲明
西独の裁判官倫理について	西村 健一
フランスの裁判官懲戒制度	片山 良廣
裁判官弾劾裁判所年表	

弾劾裁判所年報第2号（昭和59年3月20日発行）

資格回復裁判の実務と事例	訟務課
西独の裁判官弾劾制度－日本との比較－	西村 健一
外国の裁判官罷免制度とその運用の実情	
－フランス、西ドイツ、ニューヨーク州－	片山 良廣
<文献紹介> G・スターン「裁判官の行状」	澤村 一郎
弾劾裁判所の近況	
裁判官弾劾制度関係文献目録	
裁判官弾劾裁判所年表	

弾劾裁判所年報第3号（昭和61年2月20日発行）

資格回復裁判の実務と事例（Ⅱ）	訟務課
裁判官弾劾裁判所規則の一部を改正する規則について	大根 良勝
弾劾と懲戒	金村 博晴
弁護士懲戒手続の概要	齋藤 文男
英国の裁判官罷免制度	三好 幹夫
韓国における弾劾制度及び裁判官の懲戒制度に関する法令の規定について	金村 博晴
ホルスト・ゼッカー著「連邦憲法裁判所－憲法の最高の番人」(抄)	西村 健一 訳
裁判官弾劾法についての学識経験者の意見	訟務課
歴代の裁判員・予備員の氏名等一覧表	
歴代の裁判長・同代理及び職務代行の氏名等一覧表	
裁判官弾劾法規改正に関する小委員の氏名等一覧表	
裁判官弾劾裁判所事務局事務分掌図	
裁判官弾劾制度関係文献目録	
裁判官弾劾裁判所年表	

※ お知らせ ※

弾劾裁判所年報第1号から同第3号については、残部切れとなっております。
内容等についてのご照会は、裁判官弾劾裁判所事務局訟務課（03-3581-3111内線
3765）までお願いいたします。

● あ と が き ●

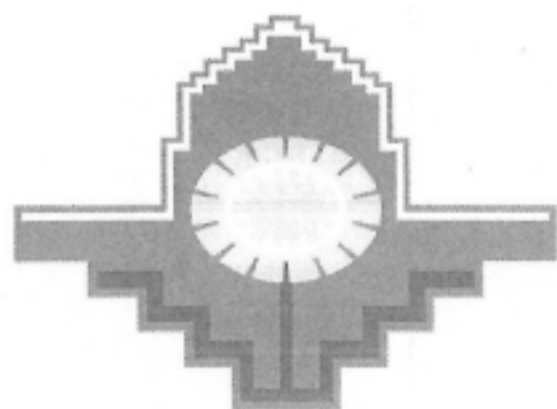
裁判官弾劾制度五十周年行事が実施されたことにより、様々な角度から弾劾制度の50年の歴史を垣間見ることができた。それと同時に最新の諸外国の弾劾制度の実情をも数多く学ぶことができた。

昭和58年に発刊した弾劾裁判所年報の趣旨は、当時の西村事務局長による「発刊の辞」の中で、「当弾劾裁判所の存在理由は、伝家の宝刀であるがゆえに、みだりに抜くべきものではないが、いざというときになまくらでは取り返しがつかない。われわれはこのことを胆に銘じて、絶えずみずからを錬磨する必要がある。」と示されている。

われわれは、この趣旨を実現し、その一翼を担うことができれば幸いと考へ、発行することにした。

発刊に際しては、毎年発刊することが諸事情により困難であるから、その名称を「弾劾裁判所年報」から「弾劾裁判所報」に変更した。

本所報の表紙の中央のデザインは、国会議事堂と「たんぼぼ」をモチーフとしたものである。国会のシンボルである議事堂については、弾劾裁判所が国会の機関であることから用いた。「たんぼぼ」については弾劾裁判所の裁



判が厳粛であり、その判決が最初で最後の宣告となることから、「神の啓示」という花言葉を持つ「たんぼぼ」がそのイメージと合致すると考へ用いた。そして花びらの数も、14人の裁判員を表すために14枚とした。

なお、このデザインは、参議院記録部の鈴木菜美氏の考案によるものである。

弾劾裁判所報編集担当者

弾劾裁判所報 1998年号

平成10年10月20日発行

編集・発行 裁判官弾劾裁判所事務局

東京都千代田区永田町一丁目11番16号

参議院第二別館内 03 (3581) 3111

印刷所

芝サン陽印刷株式会社